

未来を支える

江戸川子どもプラン

令和2年度～令和6年度



令和2年3月
江戸川区

はじめに

平成28年5月の児童福祉法の一部改正により、これまでの都道府県・政令指定都市等に加えて、新たに特別区が児童相談所を設置できることになりました。以来、周到に準備を進めてまいりましたが、来月、23区初の児童相談所が江戸川区に誕生します。他区に先駆けて本区が児童相談所を開設する理由は、かつて支援体制の不充分さから痛ましい虐待死事件を起こし、二度と不幸な事件を発生させないという強い決意からです。児童相談所を核として、地域・関係機関と区が緊密な連携のもと、すべての子どもたちの健やかな成長と児童虐待の防止に全力で取り組んでまいります。

このたび策定した「未来を支える江戸川こどもプラン」は、子どもたちの最善の利益を目指し、その輝かしい未来を支えるための計画書です。子育ての孤立化や貧困、虐待など子どもと家庭を取り巻く様々な課題に対して、成長段階に応じた切れ目ない支援の方策を体系化し、社会全体で子どもの育ちを支える仕組みの充実を図ります。

本区は毎年約6千人の赤ちゃんが生まれます。まちは子どもたちの元気な声であふれ、希望と活力を生み出しています。昨年度実施した区民アンケートでも約9割の世帯から子育てしやすい環境であるとの評価をいただいています。

一方、近年は核家族化や外国にルーツを持つ家庭、ひとり親世帯の増加など、家庭環境は複雑化・多様化しています。生まれ育った環境に左右されることなく、誰もが安心して自分らしく暮らせる「地域共生社会」の実現に本計画が役立つことを願っております。

計画策定にあたりまして、江戸川区子ども・子育て応援会議の委員をはじめ、多くの関係団体や区民の皆様から貴重なご意見・ご提言をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

いよいよこの夏には東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、本区でもカヌー・スラローム競技が行われます。世界の国と地域を代表するアスリートたちの戦いが、次代を担う子どもたちの記憶にいつまでも残り、その未来を輝かせてくれることを願ってやみません。

令和2年3月

江戸川区長 齊藤 猛

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	4
第3節 計画の期間.....	5
第4節 計画の策定体制.....	6
第2章 江戸川区の子どもと家庭を取り巻く状況	8
第1節 人口・世帯・人口動態・保護者の就労等.....	8
第2節 教育・保育施設等の状況.....	17
第3節 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	19
第4節 ニーズ調査の結果概要.....	23
第5節 地域活動団体ヒアリング調査の結果概要.....	34
第6節 子どもの数(将来人口推計).....	45
第7節 子どもと家庭を取り巻く状況等に見る課題.....	47
第3章 計画の基本的な考え方	49
第1節 基本理念.....	49
第2節 基本方針.....	51
第3節 施策の体系.....	53
第4章 子どもへの支援	54
第1節 愛着形成期の親子支援.....	55
第2節 幼児教育・保育の質の向上.....	57
第3節 就学後の人間形成.....	59
第4節 障害児保育、障害児支援、療育の充実.....	62
第5節 悩みや困難を抱えた子どもへの支援.....	65
第6節 社会的養育体制と児童虐待の発生予防.....	68
第5章 親への支援	73
第1節 妊娠・出産期のサポート.....	74
第2節 家庭保育支援の充実.....	77
第3節 保育環境の整備・拡充.....	78
第4節 相談体制の整備・拡充.....	80
第5節 経済的支援.....	82
第6節 ひとり親や生活困窮家庭等への支援.....	84

第6章 地域全体での支援	87
第1節 地域全体で支える子どもの育ち	88
第2節 子どもを支える人材の育成・体制整備.....	91
第7章 子ども・子育て支援事業計画	94
第1節 教育・保育提供区域の設定.....	94
第2節 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の方策	97
第3節 地域子ども・子育て支援事業.....	111
第8章 本計画により取り組む関連計画等	120
第1節 新・放課後子ども総合プランへの対応	120
第2節 子どもの貧困対策に関連する取組	122
第9章 計画実現の体制づくり	126
第1節 計画実現のための体制整備.....	126
第2節 計画の達成状況の点検・評価.....	127
資料編	128
江戸川区子ども・子育て応援会議 委員名簿(平成30～令和元年度).....	128
用語解説.....	129

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

少子化の進行に伴う本格的子育て支援の始まり

平成15年7月、家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」（10年間の時限立法）が制定され、子どもたちの育成を社会全体で支援する新たな取組が示されました。

江戸川区においては、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年度に「江戸川区次世代育成支援行動計画」を策定し、「子どもを共に育て 子どもと共に育つまち えどがわ」の基本理念のもと、次世代を担う子どもたちが豊かに育つまちづくりを推進してきました。

「子ども・子育て支援新制度」と「江戸川区子ども・子育て支援事業計画」

平成24年8月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されました。一方、同時期に「次世代育成支援対策推進法」は10年延長されましたが、「次世代育成支援行動計画」は策定が任意化されています。

江戸川区においては、平成27年3月、5年間を計画期間とする「江戸川区子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「江戸川区次世代育成支援行動計画」に掲げた基本理念「子どもを共に育て 子どもと共に育つまち えどがわ」を継承しつつ、子ども・子育て支援の量・質の充実及び安心して子どもを産み育てる環境や、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて取組を進めてきました。

「子ども・子育て支援新制度」施行以降の動向

平成27年の「子ども・子育て支援新制度」施行後、我が国の子どもを取り巻く環境や、国・社会の動向にも様々な変化が起こっています。

日本の合計特殊出生率は依然として低下傾向で推移し、一時、微増の傾向が見られたものの再び低下傾向に転じ、平成30年時点で1.42（3年連続で減少）となっています。

子どもの貧困対策については、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「子どもの貧困対策法」）が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。令和元年9月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、子どもの貧困対策について、区市町村による計画の策定が努力義務化されています。

障害のある子どもへの対応については、平成28年6月に「改正障害者総合支援法・改正児童福祉法」が公布され、医療的ケア児支援や障害児福祉計画が法定化されました。障害児福祉計画の基本指針では、障害児の利用ニーズについての把握や提供体制の整備等の必要性があげられています。

児童虐待については、平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、児童相談所を中心にその対応が図られてきましたが、増え続ける児童虐待の防止のため平成23年5月には民法・児童福祉法等の改正が行われ、さらに平成28年6月の児童福祉法改正等では社会的養育・児童虐待防止対策に係る強化が図られるとともに、政令で定める特別区が児童相談所を設置できるものとされました。また、平成31年4月に「東京都子供への虐待防止等に関する条例」が制定され、保護者の体罰等禁止を定めています。

待機児童対策では、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の一環であった待機児童解消への取組強化策「子育て安心プラン」について、平成29年11月に当初の予定を前倒しで進める旨の発表が行われています。

また、令和元年10月には、幼児教育・保育の無償化が開始され、幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの保育料が無償となっています。

新しい課題に対応する、子ども・子育てに関する総合計画

平成28年の児童福祉法改正を受け、子どもの命を守る児童虐待への対応を、より早く、かつ的確に行うため、本区は児童相談所を令和2年度に開設する準備を進めてきました。また、児童相談所設置市となることで、養育・虐待・障害・非行等に関する相談・指導をはじめ、保育園の認可権などを含めた総合的な児童福祉行政を区が担うこととなります。

本計画は、平成27年度から開始された「江戸川区子ども・子育て支援事業計画」の第二期計画であるとともに、これまでの区の実績を継承しつつ、上記のように近年顕在化した子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化等に対応し、江戸川区においてすべての子どもが健やかに成長できるよう、また子どもの最善の利益が実現されるまちに向けた、本区の子ども・子育てに関する総合的な計画として策定するものです。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

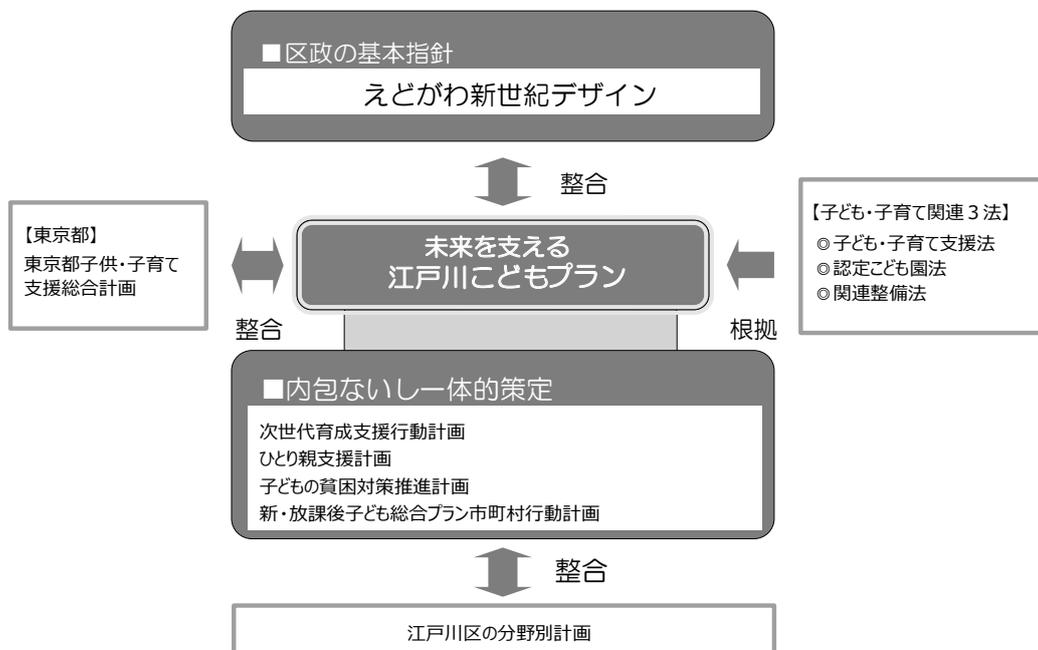
資料編

第2節 計画の位置づけ

本計画は、江戸川区の子ども・子育てに関する総合的な計画であり、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」の役割を継承した、区の「子どもの成長支援事業」を内包するものとします。

また、本計画の一部を母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親支援計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえた「子どもの貧困対策推進計画」、国の策定した「新・放課後子ども総合プラン」の市町村行動計画として位置づけます。

区政の基本指針となる長期計画「えどがわ新世紀デザイン」と方向性を共にし、策定にあたっては、国・東京都が策定した関連の計画や、区の各種計画等との整合・連携を図っています。



「子ども・子育て支援事業計画」部分の法的位置づけ

子ども・子育て支援法第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえた見直しを行い、新たに次期5年間の計画を策定します。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度～
本計画	→					見直し
次期計画					策定	



第4節 計画の策定体制

1 江戸川区子ども・子育て応援会議

本計画策定にあたっては、学識経験者、保育・教育に関する事業従事者、子どもの保護者、関係行政機関、公募区民、区議会議員等により構成される「江戸川区子ども・子育て応援会議」で意見聴取を行いました。

子ども・子育て会議の位置づけ

子ども・子育て支援法第77条第1項

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

○会議の開催状況

開催日	主な審議内容
平成30年度	
平成30年9月7日	江戸川区子ども・子育てに関する総合計画について 子育てに関するニーズ調査の実施について
平成31年2月13日	子育てに関するニーズ調査の結果(速報)
令和元年度	
令和元年6月14日	「未来を支える江戸川こどもプラン」について 計画の目的・概要 計画策定スケジュール 提供区域の設定について
令和元年12月12日	「未来を支える江戸川こどもプラン」について 素案について 教育・保育施設及び地域型保育事業の確保の方策について パブリック・コメント(意見公募手続)の実施について
令和2年2月12日	「未来を支える江戸川こどもプラン」について 最終案について パブリック・コメント(意見募集)の結果について

2 区民ニーズ調査の実施

区民の教育・保育サービス等の利用状況や今後の利用希望、子どもと子育て家庭を取り巻く状況などを把握することと、回答結果を教育・保育の量の見込みの算出・設定の資料としても活用するため、「江戸川区子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」を実施しました。※結果の概要は第2章第4節に掲載しています。

○調査対象者：江戸川区に居住（平成30年4月1日現在）し、
0～6歳の就学前の子どものいる保護者

○調査期間：平成30年10月11日～11月9日

3 地域活動団体へのヒアリング調査

アンケート調査による量的な調査等に加え、質的な調査として、区内の子どもや子育て世帯に関わる活動を行っている団体等へのヒアリング調査を行いました。

※結果の概要は第2章第5節に掲載しています。

○実施時期：令和元年8月～10月

4 パブリック・コメントの実施

区の公式サイト等における意見募集（パブリック・コメント）を行い、区民や関係団体等の意見を踏まえて計画策定を行いました。

○実施時期：令和2年1月10日～1月23日

※いただいたご意見及び区の考え方は区ホームページに掲載しています。

第2章 江戸川区の子どもと家庭を取り巻く状況

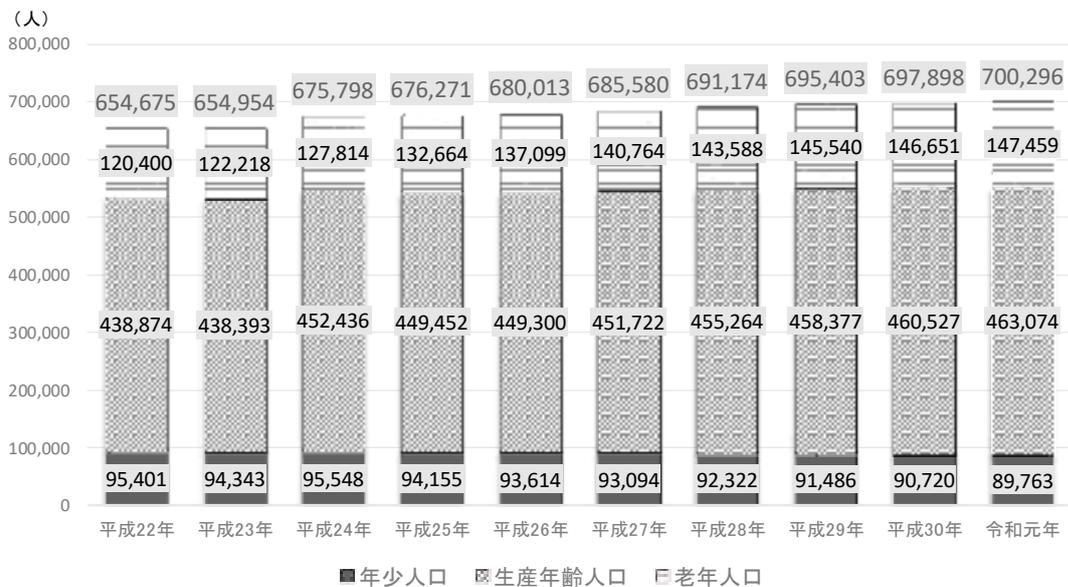
第1節 人口・世帯・人口動態・保護者の就労等

1 人口、世帯

(1) 年齢3区分別人口

平成22年から令和元年にかけて、総人口は45,621人増加（増加率7.0%）しています。生産年齢人口（15～64歳）は24,200人増加（増加率5.5%）、老年人口（65歳以上）は27,059人増加（増加率22.5%）となっているのに対し、年少人口（0～14歳）は5,638人減少（減少率5.9%）となっており、少子化及び高齢化が進行しています。

● 年齢3区分別人口の推移

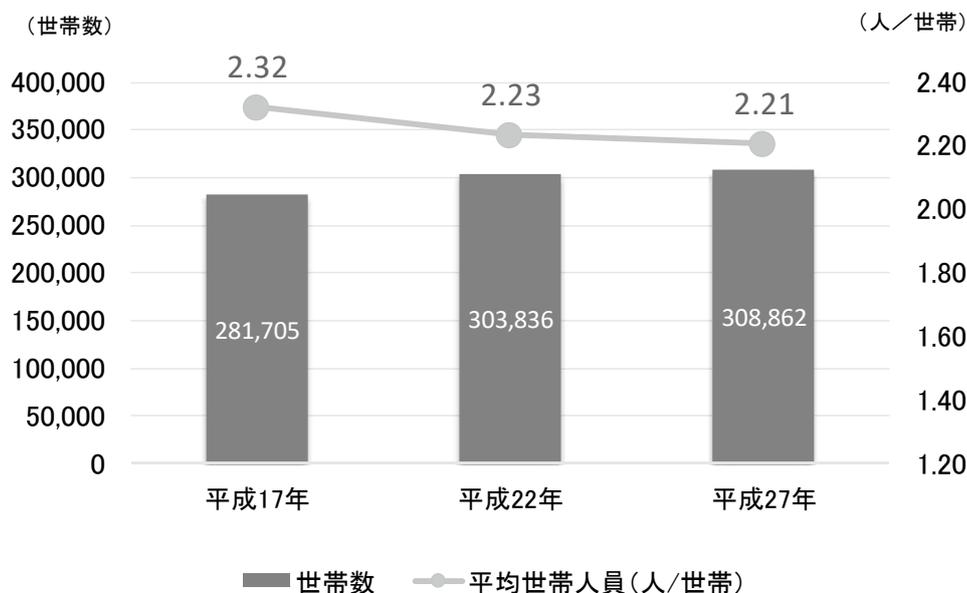


（住民基本台帳 各年10月1日現在）

(2) 世帯数と平均世帯人員

一般世帯数は増加傾向となっており、平成17年の281,705世帯から、平成27年には308,862世帯へと増加（増加率9.6%）しています。世帯数の伸びに対して人口の伸びが少ないため、平均世帯人員（人/世帯）は平成17年の2.32人から平成27年の2.21人へと減少しており、わずかながら核家族化が進んでいることがわかります。

● 世帯数と平均世帯人員の推移



(国勢調査 平成17・22・27年)

(3) 子どものいる世帯の割合

18歳未満及び6歳未満の世帯員のいる一般世帯割合について、平成27年の割合は平成22年と比べていずれも低下しています。平成27年の東京都平均と比べると18歳未満・6歳未満のいずれもわずかに江戸川区が高く、都内においては子どものいる家庭が比較的多いことがわかります。全国平均との比較ではいずれも江戸川区が下回っています。

● 子どものいる世帯の割合

当該世帯員がいる一般世帯割合		平成22年	平成27年
江戸川区	18歳未満世帯員	17.8%	17.7%
	うち6歳未満	8.5%	8.1%
東京都	18歳未満世帯員	17.4%	17.2%
	うち6歳未満	7.4%	7.5%
全国	18歳未満世帯員	23.1%	21.5%
	うち6歳未満	9.4%	8.7%

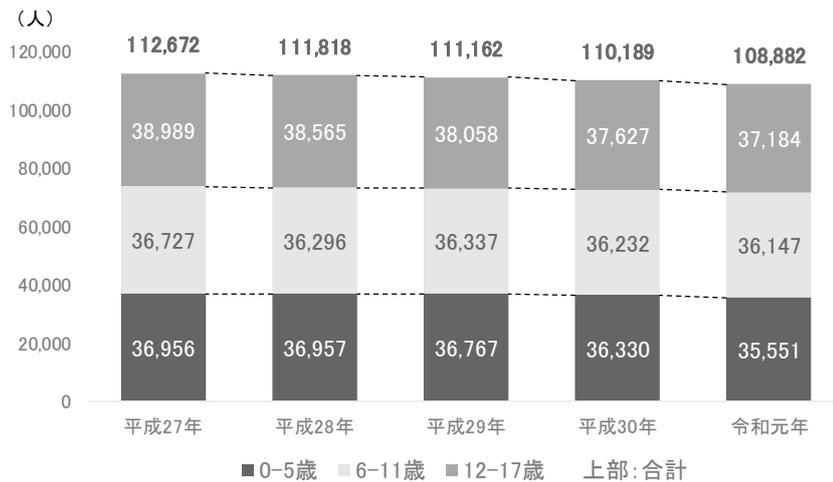
(国勢調査 平成22・27年)

2 子どもの人口、出生

(1) 子どもの人口

18歳未満の子どもの人口の推移を見ると、12-17歳は継続的に減少傾向であり、6-11歳は平成29年、0-5歳は平成28年に前年より増加しましたが、以降は減少傾向で、全体的には継続的に減少しています。

● 子ども人口の推移

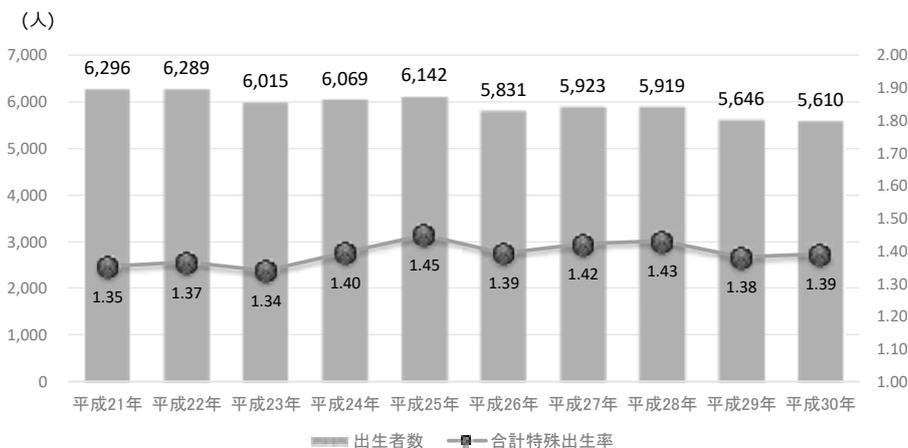


(住民基本台帳 各年10月1日現在)

(2) 出生数・合計特殊出生率

出生数は年により増減がありますが、平成21年から平成30年の期間全体で見るとおおむね減少の傾向となっています。合計特殊出生率はこの期間中1.34~1.45の間で増減を繰り返し、平成30年では1.39となっています。

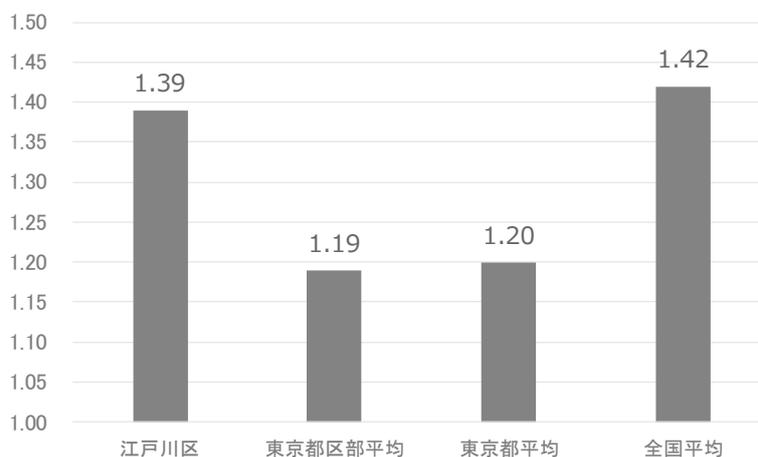
● 出生数・合計特殊出生率



(東京都人口動態統計)

(3) 合計特殊出生率

平成30年時点で、江戸川区の合計特殊出生率1.39は東京都平均の1.20、東京都区部平均の1.19を上回っています。全国平均の1.42は下回り、現在の人口を維持するために必要とされる2.07には達していません。

● **合計特殊出生率の比較(平成30年)**

(平成30年東京都人口動態統計年報 全国は厚生労働省「人口動態統計」)

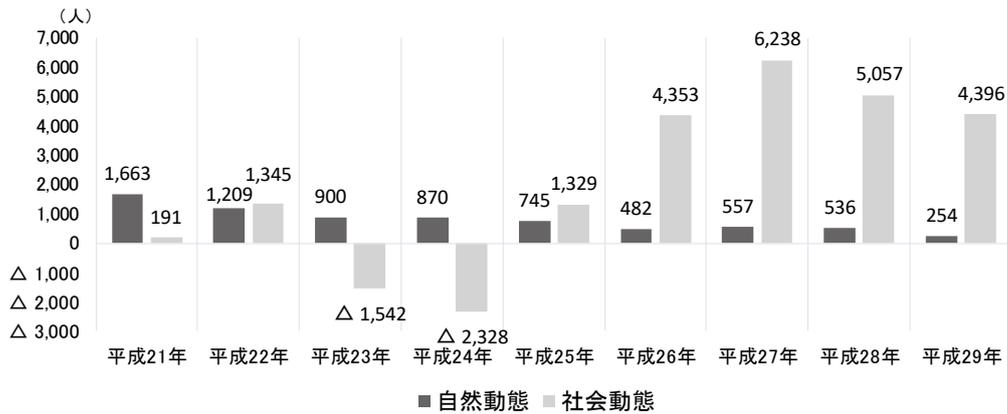
3 人口動態、女性の就労、その他の状況

(1) 自然・社会動態

自然動態について見ると、平成21年以降、死亡者数よりも出生者数が上回る自然増の状態が続いていますが、その数は減少傾向となっています。

社会動態について見ると、東日本大震災の発生した平成23年と翌24年は転出超過となっていますが、他の年は転入超過となっており、特に平成26年以降には転入超過の数が大きくなっていることがわかります。

● 自然・社会動態の推移

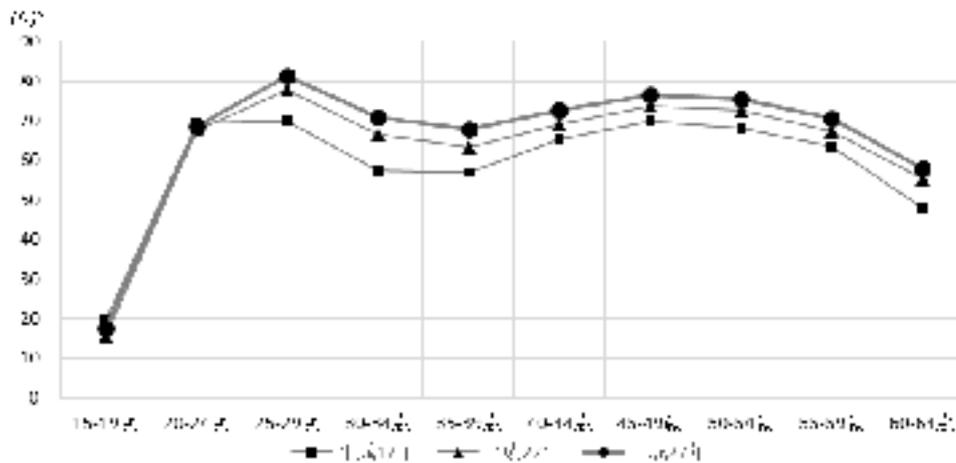


(統計江戸川)

(2) 女性の就労状況

女性の就労状況では、働く女性の割合が30歳代で一旦低くなる「M字曲線」が見られます。平成17年と平成27年では年齢層ごとの労働力率が異なりますが、20歳代で働いていた女性が子育て期の30歳代で仕事を離れる傾向は続いていることがわかります。

● 女性の労働力率の推移



(国勢調査 平成17・22・27年)

(3) 外国人のいる世帯

総世帯数に対する、外国人のいる世帯（外国人のみの世帯及び日本人と外国人の複数国籍世帯）の割合は、平成31年4月1日現在、東京都全体及び東京都区部・市部より高くなっています。平成26年から平成31年の5年間で1.95ポイント上昇しています。

● 住民基本台帳による世帯(日本人及び外国人)

	地域	世帯数(世帯)				総世帯に占める外国人のいる世帯の割合
		総世帯数	日本人のみの世帯数	外国人のみの世帯数	日本人と外国人の複数国籍世帯数	
平成31年4月1日現在	東京都	7,238,383	6,824,246	323,126	91,011	5.72%
	東京都(区部)	5,191,553	4,843,876	276,635	71,042	6.70%
	東京都(市部)	2,006,162	1,940,678	45,909	19,575	3.26%
	江戸川区	343,074	319,127	18,314	5,633	6.98%
平成26年4月1日現在	東京都	6,731,818	6,441,164	207,567	83,087	4.32%
	東京都(区部)	4,791,712	4,548,823	178,148	64,741	5.07%
	東京都(市部)	1,899,818	1,852,745	29,114	17,959	2.48%
	江戸川区	320,091	303,984	10,831	5,276	5.03%

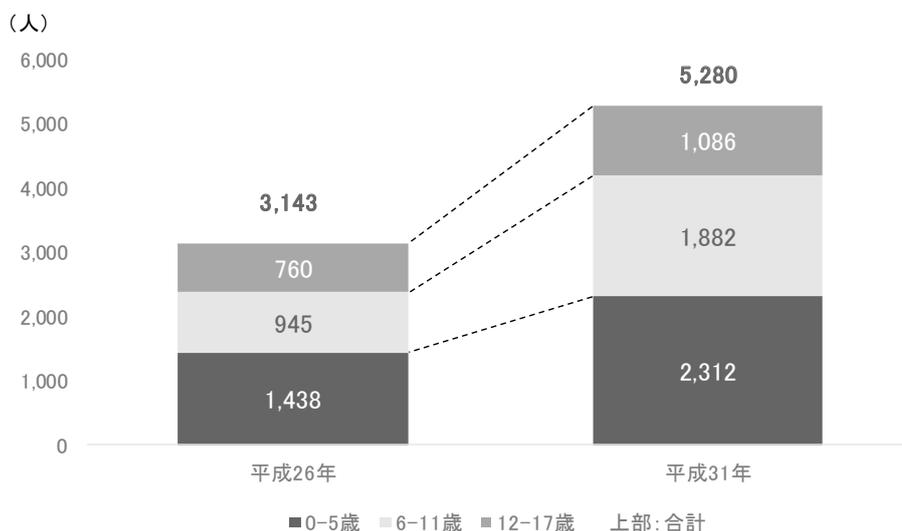
(東京都人口統計課)

1.95
ポイント増

(4) 外国人の子ども

住民基本台帳における外国人の子どもは、平成31年4月1日現在、5,280人となっています。平成26年の3,143人を100とした場合の平成31年の割合は168.0となり、6-11歳では同期間の割合が199.2と増加が多くなっています。

● 外国人の子ども

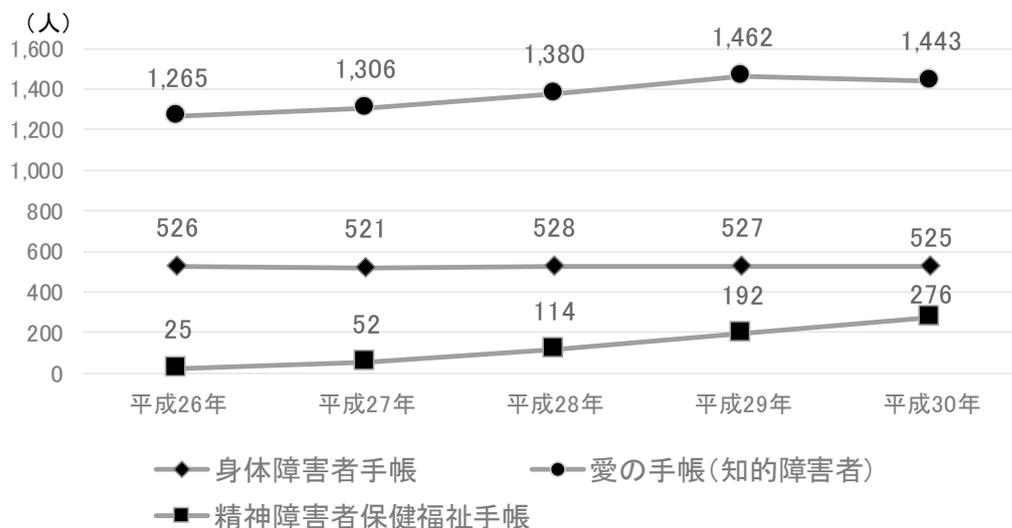


(住民基本台帳 各年4月1日現在)

(5) 18歳未満の障害者手帳所持者

18歳未満の障害者手帳の所持者数の推移では、精神障害者保健福祉手帳は継続的に増加し、身体障害者手帳はほぼ横ばいとなっています。愛の手帳（知的障害者）は平成30年には前年よりも減少していますが、平成26年から傾向では全体的に増加の傾向が見られます。

● 18歳未満の障害者手帳所持者数(3障害)の推移



(江戸川区：各年度末)

(6) 子どもの貧困対策に係る指標

国の子どもの貧困対策に係る指標のいくつかについて本区の状況を見ると、生活保護世帯に属する子どもの進学率等（平成31年度）では、高等学校等進学率及び大学等進学率は全国の直近（平成30年）よりも高く、高等学校等中退率は全国よりも低くなっています。

● **生活保護世帯に属する子どもの進学率等**

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	全国
高等学校等進学率	93.8%	92.6%	96.1%	93.7%
高等学校等中退率	5.5%	2.5%	3.8%	4.1%
大学等進学率	32.3%	36.4%	37.7%	36.0%

※各年4月1日現在、全国は平成30年4月1日現在

スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合は、小学校は全国より2.9ポイント低く、中学校は全国より7.1ポイント高くなっています。

● **スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合**

	江戸川区	全国
小学校	42.3%	45.2%
中学校	60.6%	53.5%

※本区は平成30年度、全国は平成29年度実績

スクールカウンセラーの配置率は100%となっています。

● **スクールカウンセラーの配置率**

	江戸川区	全国
小学校	100%	66.0%
中学校	100%	89.6%

※本区は平成30年度、全国は平成29年度実績

就学援助者の認定率は減少傾向にあります。

● **就学援助者の認定率**

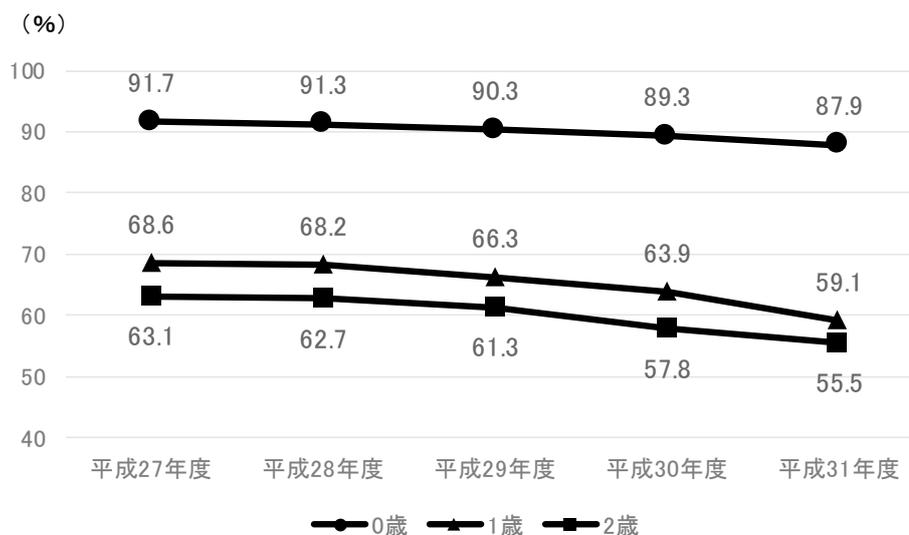
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
小学校	26.6%	25.0%	23.7%	21.7%	20.2%	18.7%
中学校	32.8%	31.7%	29.9%	28.2%	26.3%	25.3%

※平成31年度（令和元年度）は、11月1日現在

(7) 家庭保育の状況

0歳・1歳・2歳の家庭保育率（子どもを預けず、家庭で保育を行っている割合）の推移を見ると、各年齢とも減少の傾向にあります。0歳は平成27年度の91.7%が平成31年度には87.9%となり、平成27年度を100とした場合の平成31年度の割合は95.9となっています。1歳ではその割合が86.2、2歳では88.0となり、0歳に比べて1歳、2歳での家庭保育率の減少幅が大きいことがわかります。

● 0歳～2歳の家庭保育率の推移



※各年度とも年度当初・外国人含む

第2節 教育・保育施設等の状況

第一期計画期間中の教育・保育施設等の状況は次のとおりです。

1 保育ママ

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育ママ数(人)	194	195	188	179	160
受託児数(人)	101	90	88	76	89

※各年4月1日現在

2 認可保育園

区立保育園

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
園数	38	37	36	35	34
定員(人)	4,181	4,067	3,953	3,840	3,742

※各年4月1日現在

私立保育園

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
園数	47	53	59	76	90
定員(人)	5,945	6,386	6,970	8,258	9,296

※各年4月1日現在

3 認定こども園

1号認定

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
園数	1	2	2	2	2
定員(人)	260	315	315	315	315

※各年4月1日現在

2・3号認定

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
園数	1	2	2	2	2
定員(人)	181	210	210	210	210

※各年4月1日現在

4 地域型保育事業

小規模保育事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
園数	—	6	12	14	14
定員 (人)	—	103	213	251	251

※各年 4 月 1 日現在

事業所内保育事業 (地域枠)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
園数	—	1	1	2	3
定員 (人)	—	11	11	26	38

※各年 4 月 1 日現在

5 認証保育所 (A型・B型合計)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
園数	34	28	25	20	20
定員 (人)	1,002	843	746	584	599

※各年 4 月 1 日現在

6 区立幼稚園

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
園数	3	3	2	2	1
在籍 (4-5 歳) (人)	351	307	285	243	179

※各年 5 月 1 日現在

7 私立幼稚園

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
園数	39	39	37	37	37
定員 (満 3-5 歳) (人)	9,669	9,744	9,464	9,359	9,364

※各年 5 月 1 日現在

第3節 地域子ども・子育て支援事業の状況

地域子ども・子育て支援事業の第一期計画値に対する実績は次のとおりです。

1 利用者支援事業

子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などの支援を行う事業。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画	か所	7	7	7	7	7
実績	か所	7	7	7	7	7

2 延長保育事業

保育利用者を対象に、通常の保育時間を超えた預かり保育を行う事業。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画	か所	82	93	99	103	105
	人	2,053	2,266	2,380	2,456	2,494
実績	か所	48	58	59	83	101
	人	1,693	1,173	1,298	2,521	

※人(延利用数/月)

※実績値は認可保育園・地域型保育事業のみ

3 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

身近な場所で、乳幼児のいる親子の交流や育児相談、情報提供等を行う事業。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画	か所	20	20	20	20	20
	人回/年	66,964	65,900	64,957	63,672	62,579
実績	か所	20	20	20	20	20
	人回/年	318,493	322,356	296,815	289,381	

4 一時預かり事業（認可保育園等）

保育園その他の場所において不定期で一時的に預かる事業。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画	人	14,800	15,390	15,970	16,550	17,130
認可保育園						
実績	人	5,459	5,332	5,375	5,527	
ファミリー・サポート・センター（就学前）						
実績	人	6,416	6,784	5,745	6,394	

※人(延利用数)

5 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

預かり等の援助について利用会員と協力会員の相互援助活動を調整する事業。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画	就学前児童 人	5,490	5,590	5,680	5,770	5,860
	就学後児童 人	3,730	3,800	3,860	3,920	3,980
実績	就学前児童 人	6,416	6,784	5,745	6,394	
	就学後児童 人	4,631	2,534	3,164	3,547	

※人(延利用数)
※送迎のみの利用数は含まない。

6 子育て短期支援事業（ショートステイ）

養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し宿泊を伴う保育を行う事業。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画	か所	2	2	2	2	2
	人	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
実績	か所	2	2	2	2	2
	人	334	299	309	367	

※人(延利用数)
※上記の施設での預かりに加え、平成 30 年度からは協力家庭での預かりを開始した。

7 病児保育事業

病気の治療・回復期の子どもを医療機関等で看護師等が一時的に保育する事業。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画	か所	5	6	6	6	6
	人	4,400	5,400	5,400	5,400	5,400
実績	か所	5	5	5	5	5
	人	1,679	1,815	2,023	2,051	

※人(延利用数)

8 学童クラブ事業

放課後や学校休業日に遊びや学びを通じて豊かな心を育む健全育成事業。本区ではすべての区立小学校で実施されている「すくすくスクール」において、放課後子ども教室と学童クラブの一体的な運用を実施。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画	か所	全区立小学校				
	人	全員受け入れ				
実績	か所	全区立小学校				
	人	4,346	4,348	4,316	4,482	4,679

※人（4月1日時点、登録者数）

9 妊婦健康診査

妊婦に対する定期的な健康診査費用の一部を助成する事業。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画	(健康診査) 人	70,797	69,906	68,747	67,332	66,685
	(超音波検査) 人	4,055	4,004	3,938	3,857	3,820
実績	(健康診査) 人	64,287	64,565	62,527	61,162	
	(子宮頸がん検診) 人		3,562	3,071	3,076	
	(超音波検査) 人	4,395	4,707	4,591	4,456	

※人（利用数）

10 新生児訪問・地域子育て見守り事業

助産師や保健師、地域の子育て見守り員が訪問し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画	(新生児訪問) 人	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	(地域子育て見守り事業) 人	2,803	2,730	2,635	2,519	2,466
実績	(新生児訪問) 人	2,728	3,120	2,843	2,792	
	(地域子育て見守り事業) 人	3,253	2,814	2,783	2,828	

11 養育支援訪問事業

不適切な養育状況にある等、虐待のリスクを抱える家庭に対して、保健師等を派遣し、専門的な相談支援を行い、養育状況の改善や養育力の向上を図る事業。

特に、出産直後等で育児ストレスにより安定した養育が行えない家庭へは、育児支援ヘルパーを派遣。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
計画	人	40	50	60	60	60
実績	人	17	16	16	13	

※人（利用数）

※上記の計画・実績数は、育児支援ヘルパー派遣の利用世帯数。



第4節 ニーズ調査の結果概要

1 調査の概要

(1) 調査の目的

江戸川区の子どもと子育て世帯の支援の充実を図るため、区民の教育・保育サービス等の利用状況や今後の利用希望、子どもと子育て家庭を取り巻く状況などを把握することを目的に実施したものです。また、回答結果は教育・保育の量の見込みの算出・設定の資料としても活用しています。

(2) 調査の方法

- 調査対象者：江戸川区に居住（平成30年4月1日現在）し、
0～6歳の就学前の子どものいる保護者
- 抽出方法：住民基本台帳（平成30年9月1日現在）より無作為抽出
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 調査期間：平成30年10月11日～11月9日
- 配布・回収状況

対 象	配布数	回収数	回収率
0～6歳の就学前の子どものいる保護者	3,500票	2,244票	64.1%

(3) 集計等を見るにあたっての留意点

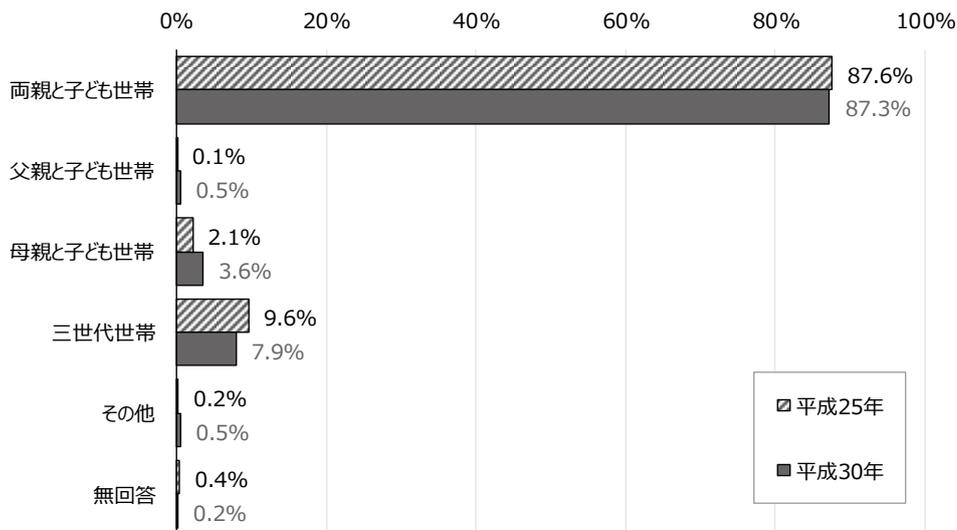
- 本計画書では、アンケート報告書から主な項目のみを掲載しています。
- 「n」は構成比算出の母数（回答者数）を示しています。
- 回答者数（該当者数）を100%として算出し、小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。このため、すべての割合の合計が100%にならないこと、複数回答の設問ではすべての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 複数回答の設問は、グラフ内に【複数回答】と記載しています。記載のないものは単数回答（1つを選んで答える設問）です。
- 調査票の質問文、選択肢等の文言を一部簡略化している場合があります。
- 必要に応じて、平成25年度に実施した「江戸川区子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」（以下「前回調査」）、平成21年度に実施した「江戸川区次世代育成支援のための基礎調査」（以下「前々回調査」）との比較を行っています。

2 調査結果

(1) 保護者や子どもの状況

家族の形態

「両親と子ども世帯」が87.3%で、これに「父親と子ども世帯」0.5%と「母親と子ども世帯」3.6%をあわせた『核家族世帯』が91.4%と約9割を占めています。前回の調査と比較すると、「三世代世帯」の割合は減少し、「母親と子ども世帯」の割合は増加しています。



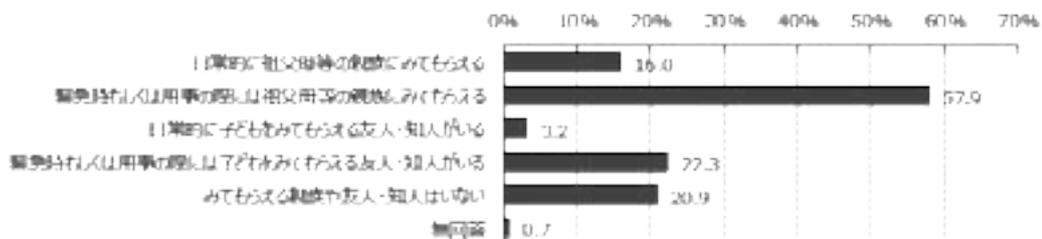
子どもをみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が57.9%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が22.3%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が16.0%となっています。

一方で、「みてもらえる親族や友人・知人はいない」が20.9%となっています。

【複数回答】

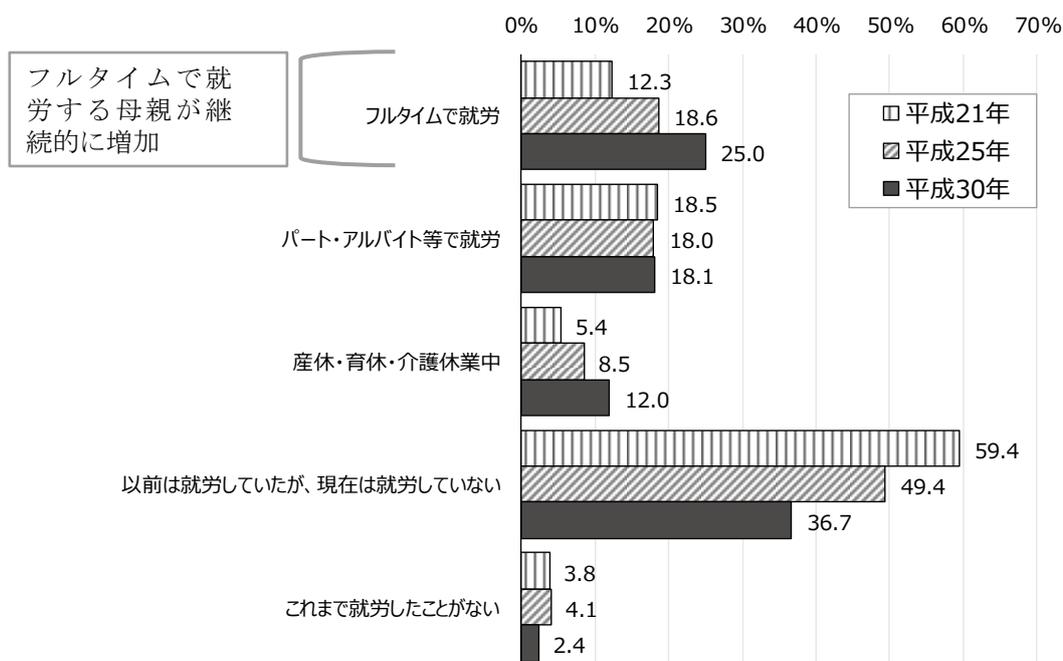
n=7744



(2) 保護者の就労

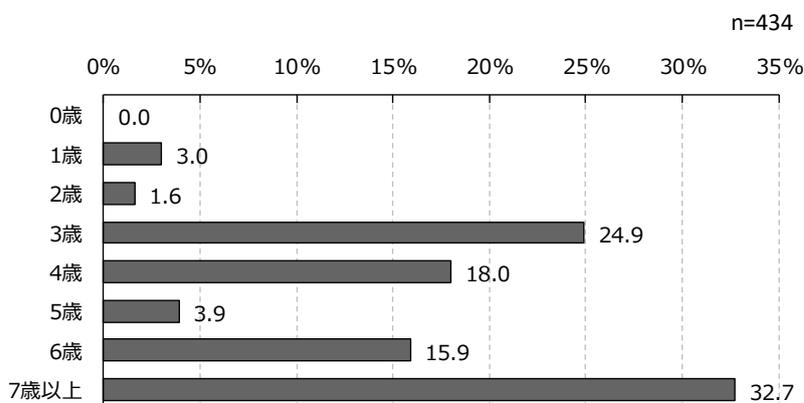
母親の就労状況

母親の就労状況を前回、前々回の調査と比較すると、「フルタイムで就労」の割合が増加傾向、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少傾向で推移しています。



1年以上先に就労したい時期の一番下の子どもの年齢

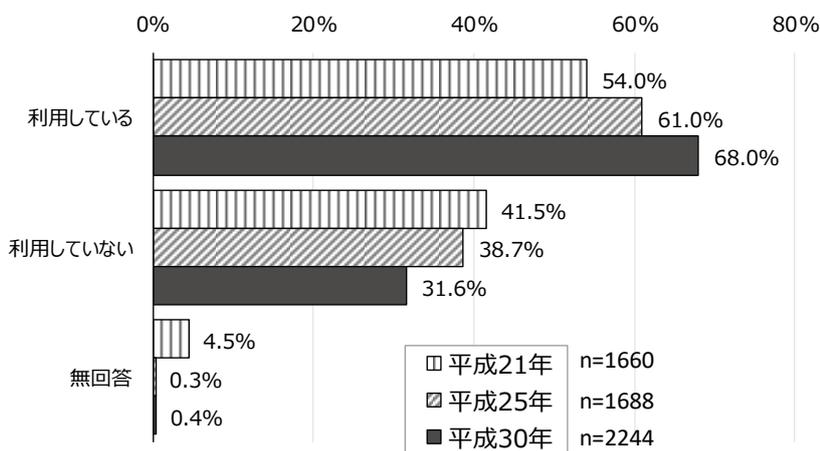
就労を希望する時期の末子の年齢は、7歳以上（就学後と考えられる）が32.7%、3歳が24.9%となっています。



(3) 平日の定期的な教育・保育事業利用

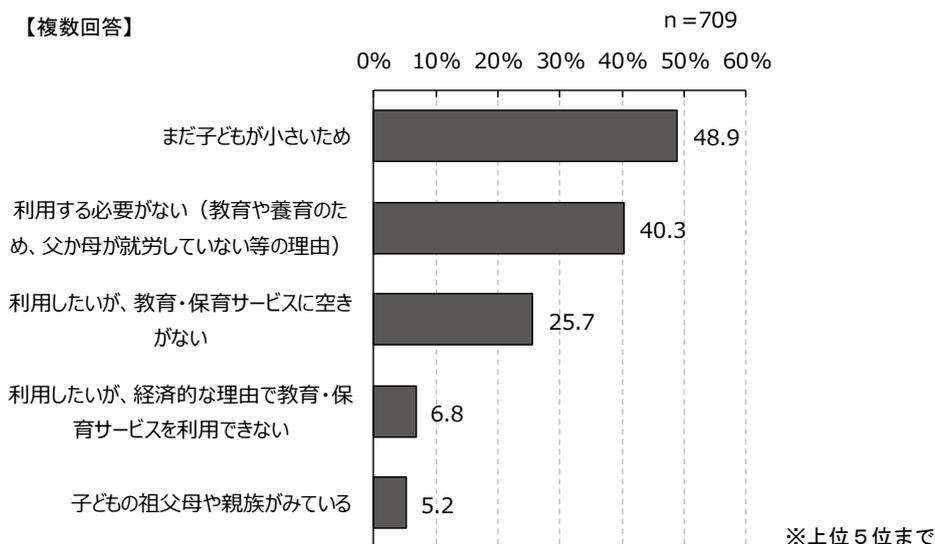
平日の定期的な教育・保育サービスの利用

「利用している」が68.0%、「利用していない」が31.6%となっています。
 前回、前々回の調査と比較すると、利用している割合が継続的に増加しています。



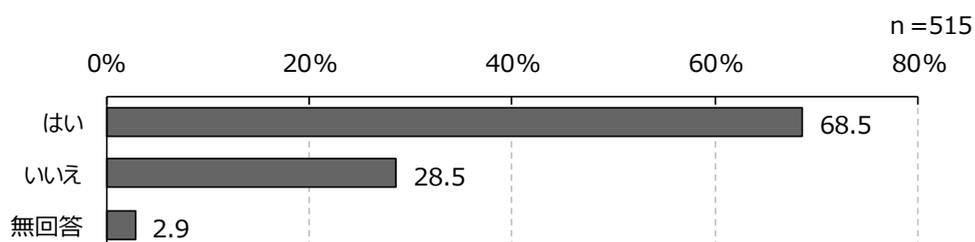
サービスを利用していない理由

「まだ子どもが小さいため」が48.9%、「利用する必要がない(教育や養育のため、父親か母親が就労していない等)」が40.3%、「利用したいが、教育・保育サービスに空きがない」が25.7%となっています。



幼稚園(預かり保育含む)利用の希望

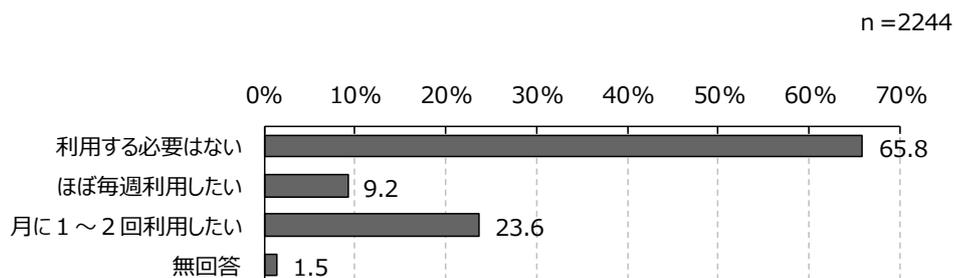
複数の事業利用希望のある保護者の、幼稚園(預かり保育含む)利用を強く希望するかどうかでは、「はい」が68.5%、「いいえ」が28.5%となっています。



(4) 土曜、休日や長期休暇中のサービス利用

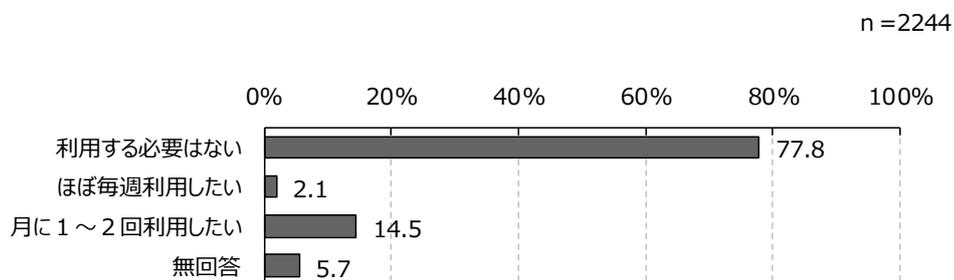
土曜日の利用意向

「利用する必要はない」が65.8%、「月に1~2回利用したい」が23.6%、「ほぼ毎週利用したい」が9.2%となっています。



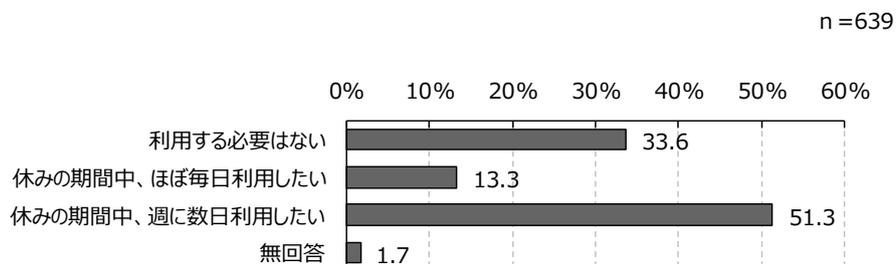
日曜日・祝日の利用意向

「利用する必要はない」が77.8%、「月に1~2回利用したい」が14.5%、「ほぼ毎週利用したい」が2.1%となっています。



長期休暇期間中の幼稚園の預かり保育利用意向

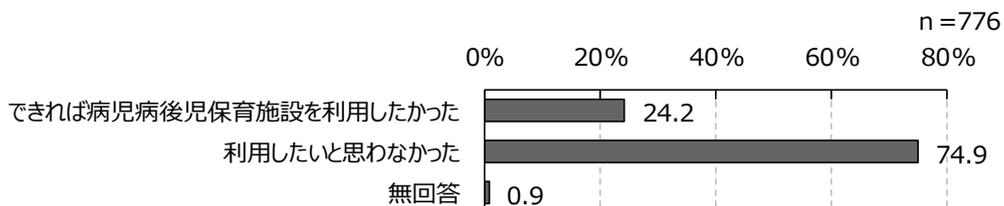
幼稚園に対する長期休暇期間中の保育ニーズでは、「休みの期間中、週に数日利用したい」が51.3%、「利用する必要はない」が33.6%、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が13.3%、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が13.3%となっています。



(5) 病気の際の対応

病児・病後児保育の利用意向

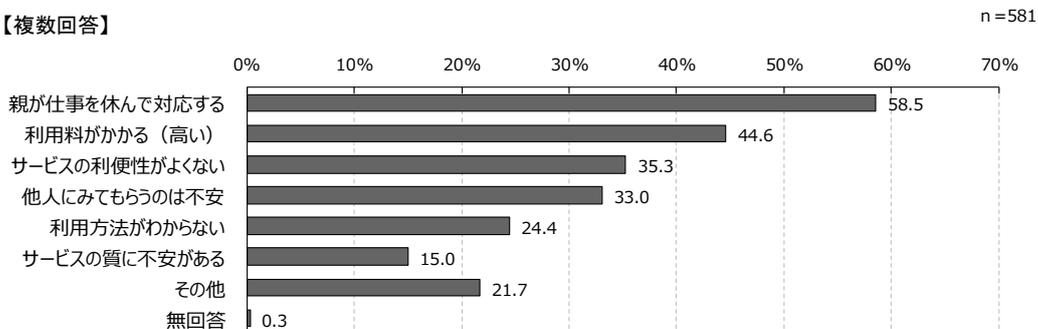
子どもが病気やけがで通常の教育・保育サービスを利用できなかった時、父親又は母親が休んで対処した人の病児・病後児保育施設の利用意向では、「できれば病児病後児保育施設を利用したかった」が24.2%、「利用したいと思わなかった」が74.9%となっています。



病児・病後児保育を利用したいと思わなかった理由

「親が仕事を休んで対応する」が58.5%、「利用料がかかる（高い）」が44.6%、「サービスの利便性がよくない」が35.3%、「他人にみてもらうのは不安」が33.0%、「利用方法がわからない」が24.4%となっています。

【複数回答】

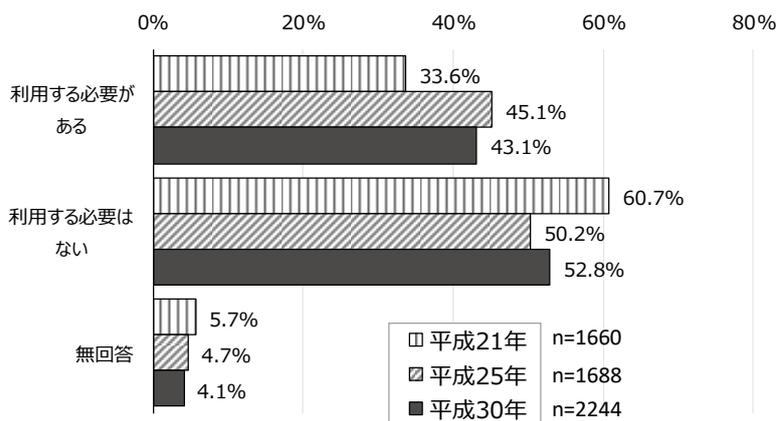


(6) 不定期のサービスや宿泊を伴う一時保育

不定期の教育・保育サービスの利用意向

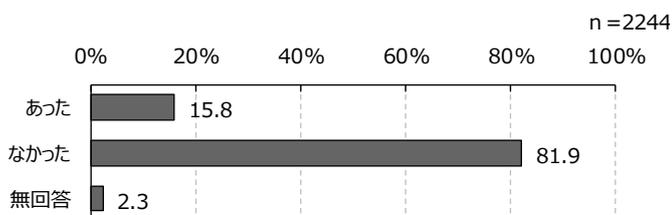
私用、親の通院、不定期の就労等の目的による、不定期の教育・保育サービスの利用意向では、「利用する必要がある」が43.1%、「利用する必要はない」が52.8%となっています。

「利用する必要がある」は前々回から前回にかけて増加しましたが、今回はわずかに減少しています。



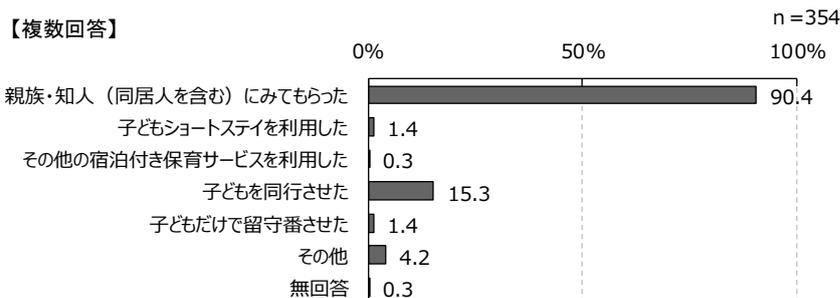
宿泊を伴う保育サービスの利用状況

過去1年間に、子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならなかった経験は、「あった(預け先がみつからなかった場合も含む)」が15.8%、「なかった」が81.9%となっています。



泊まりがけで子どもをみてもらわなければならなかった時の対処方法

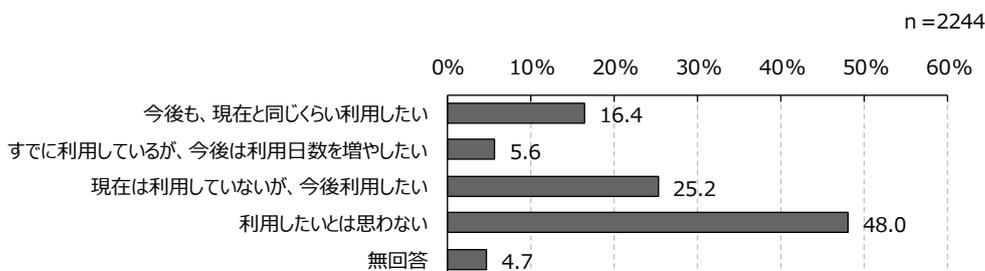
「親族・知人(同居人を含む)にみてもらった」が90.4%と最も多く、子どもショートステイの利用は1.4%と少なくなっています。



(7) 子育てひろばの利用

子育てひろばの今後の利用意向

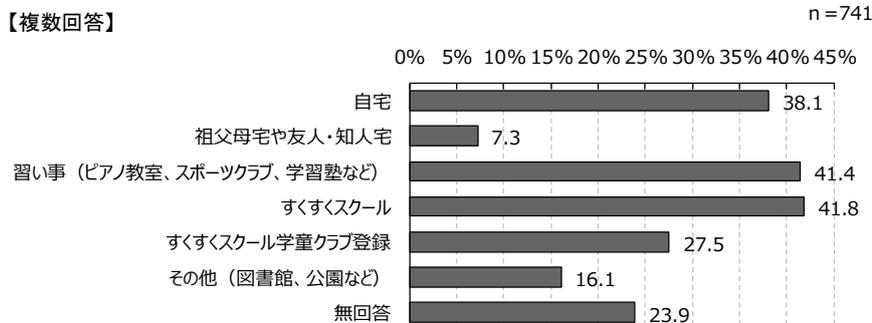
子育てひろばの現在の利用状況は、「利用していない」が75.9%となっています。今後の利用意向では、「利用したいとは思わない」が48.0%、「現在は利用していないが、今後利用したい」が25.2%、「今後も、現在と同じくらい利用したい」が16.4%となっています。



(8) 小学校入学後の放課後の過ごし方

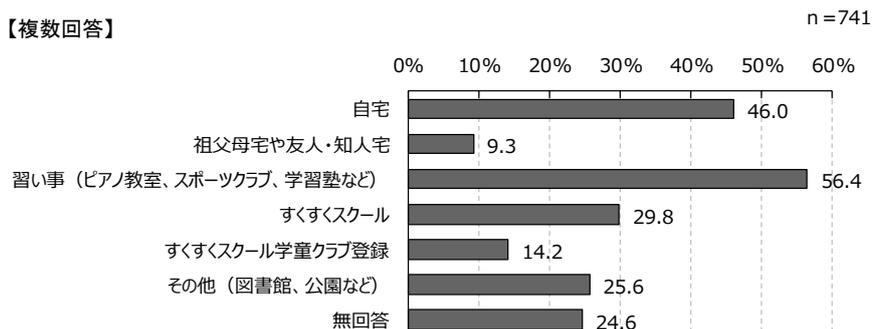
低学年(1~3年生)の間、放課後を過ごさせたい場所

「すくすくスクール」が41.8%、「習い事(ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など)」が41.4%、「自宅」が38.1%、「すくすくスクール学童クラブ登録」が27.5%となっています。



高学年(4~6年生)になったら、放課後を過ごさせたい場所

「習い事(ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など)」が56.4%、「自宅」が46.0%、「すくすくスクール」が29.8%、「その他(図書館、公園など)」が25.6%、「すくすくスクール学童クラブ登録」が14.2%となっています。

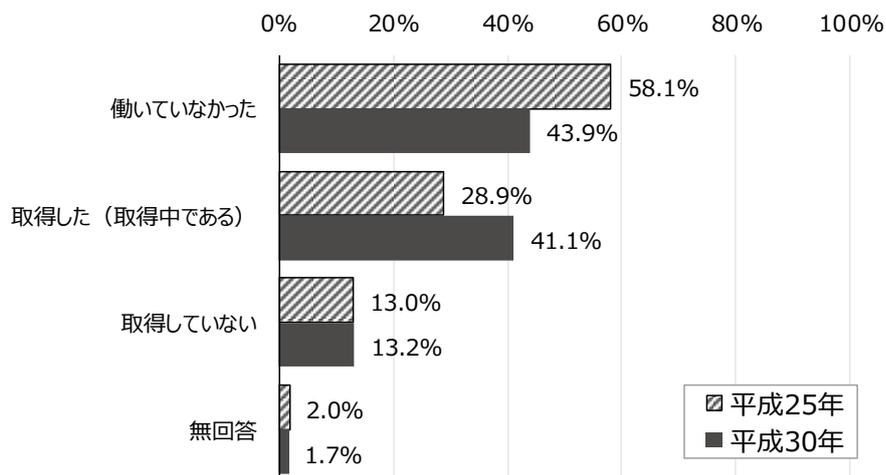


(9) 育児休業

母親の育児休業取得状況

「働いていなかった」が43.9%、「取得した（取得中である）」が41.1%、「取得していない」が13.2%となっています。

前回調査と比較すると、「働いていなかった」が減り、「取得した（取得中である）」が増えています。



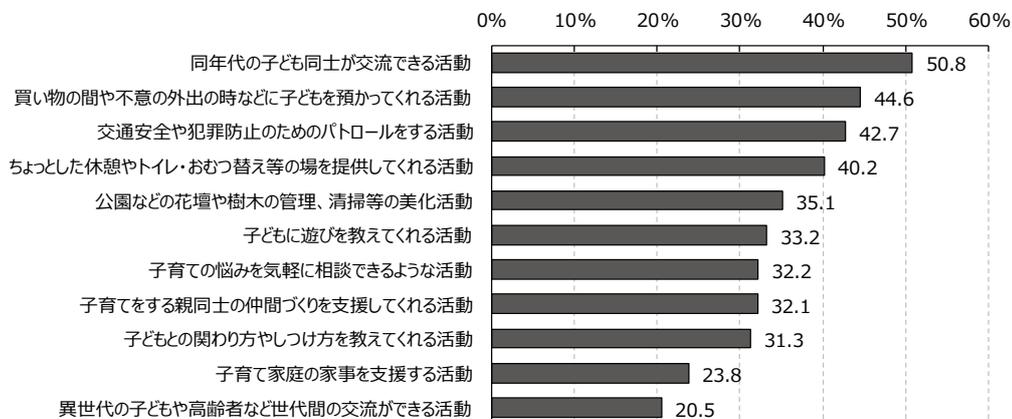
(10) 子育てや子育て環境

身近な地域にあるとよい活動

親にとって、身近な地域にどのような活動があるとよいと思うかの設問では、「同年代の子ども同士が交流できる活動」が50.8%、「買い物の間や不意の外出の時に子どもを預かってくれる活動」が44.6%、「交通安全や犯罪防止のためのパトロールをする活動」が42.7%となっています。

【複数回答】

n = 2244

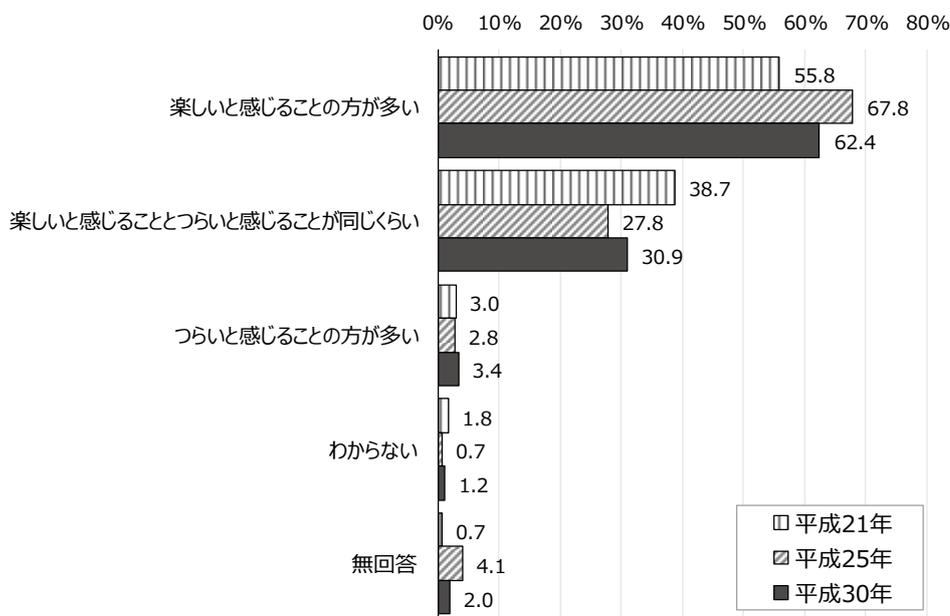


※その他、特にないは省略

子育てをどのように感じているか

「楽しいと感じることの方が多い」が62.4%と最も多く、「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」が30.9%、「つらいと感じることの方が多い」が3.4%となっています。

前回、前々回の調査と比較すると、「楽しいと感じることの方が多い」が前々回から前回にかけて増加しましたが、今回は減少しています。



親どうしの付き合いと子育て感

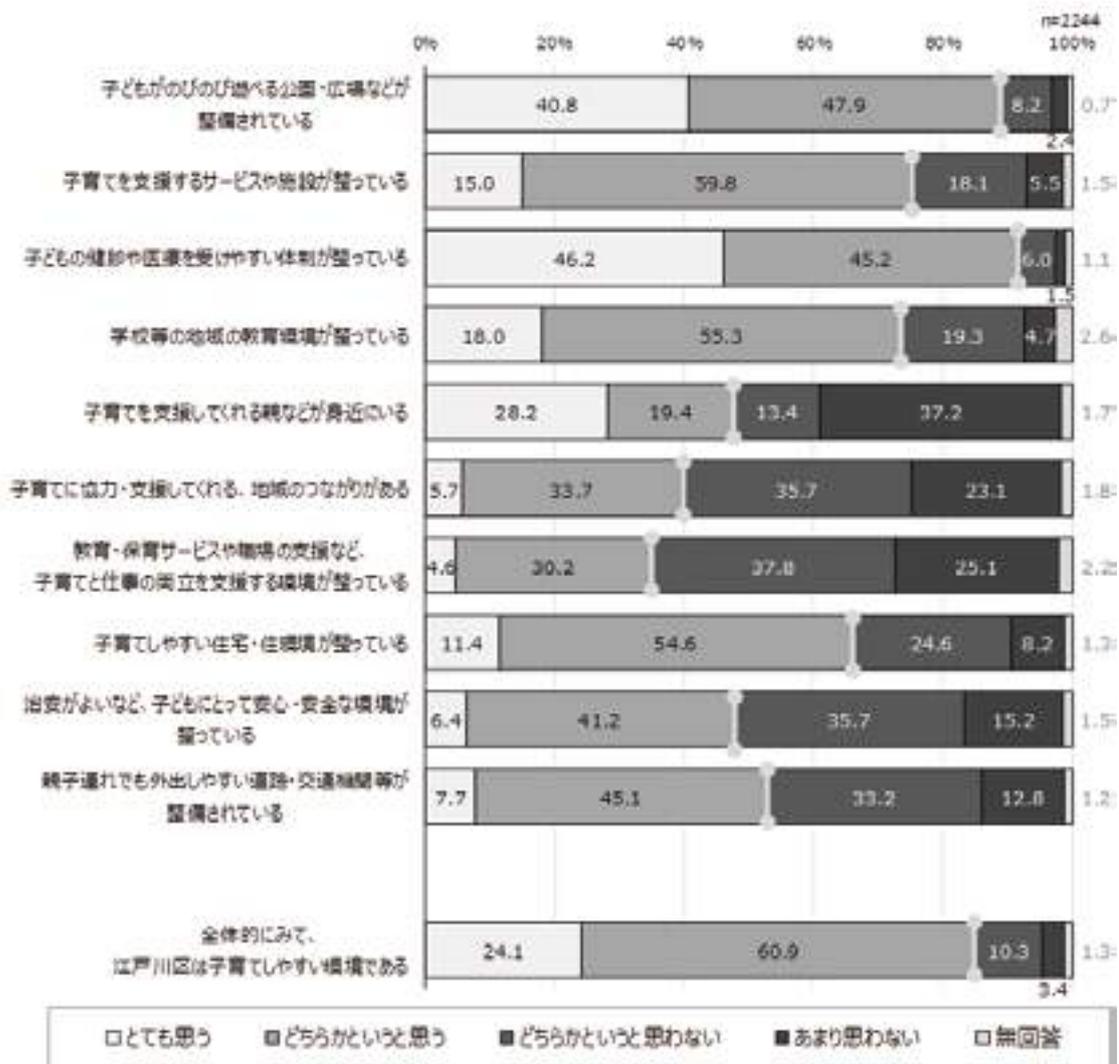
子育てを「つらいと感じることの方が多い」人は、親どうしで「あまり付き合いはない」との回答が多くなっています。相談する、助けあう、一緒に子どもを遊ばせる、話しをするといった付き合いのある人では「楽しいと感じることの方が多い」人が多くなっています。

	回答者 (人)	子育てのことを相談したり、助けあったりする仲間がいる	一緒に子どもを遊ばせたり、話しあったりする友人がいる	幼稚園や保育園の送り迎えの際や子育てひろばなどで話す人がいる	あまり付き合いはない	無回答
全体	2,244	46.2	62.4	46.5	21.2	1.6
楽しいと感じることの方が多い	1,401	51.0	66.3	48.3	18.5	0.0
楽しい・つらいが同じくらい	694	41.6	60.1	47.4	24.1	0.3
つらいと感じることの方が多い	77	26.0	41.6	27.3	48.1	0.0
わからない	27	33.3	55.6	40.7	37.0	0.0

※セル内の網掛けは縦軸で最上位（全体を除き最大の値）のもの。

子育て環境に対する評価

江戸川区での子育て環境について感じていることをたずねた設問では、総じてよい評価を得られています。子育てと仕事の両立を支援する環境と、子育てに協力・支援してくれる地域のつながりでは、よい評価の割合が相対的に低くなっています。



「とても思う」「どちらかと思う」をあわせた『思う』と、「どちらかと思わない」「あまり思わない」をあわせた『思わない』の境界

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
第9章
資料編

第5節 地域活動団体ヒアリング調査の結果概要

1 調査の目的

本計画の策定にあたり、アンケート調査による量的な調査では把握が難しい、区内の子どもや子育て世帯に関わる活動を行っている団体等へのヒアリングによる調査を行いました。

日ごろの活動の中で把握している子どもや子育て世帯の状況、困難な課題を抱える子どもへの支援のあり方、他機関・団体等との連携状況などについて、ヒアリングシート（調査票）による調査を行った後、対面インタビューにより意見をいただきました。

2 調査の方法

- 調査対象：区内の子どもや子育て世帯に関わる活動を行っている団体等
- 調査方法：ヒアリングシートの配布回収・対面インタビュー
- 調査期間：令和元年8月～10月

3 実施対象団体の概要

※インタビュー実施順

1	団体名	江戸川区相談支援連絡協議会
	設立・発足	2012年
	団体の概要 活動等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援を行う区内のおよそ30事業所が加入、1人事業所も多い。 ・各事業所の情報共有、親交を深めながらケース対応の事例検討を行う。区から委託を受けているおおむね月1回の研修（勉強会・事例検討）に、約80名の相談支援員が参加。 ・相談支援をどのように進めるか困難なケースも多く、社会資源をつないでいくことや利用者中心のチームづくりが難しい。特に1人事業所が課題を抱え込んでしまうと対応が難しくなる場合もある。
2	団体名	江戸川区放課後等デイサービス連絡会
	設立・発足	2017年2月
	団体の概要 活動等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・各放課後等デイサービスの療育の質を向上し、情報共有・連携を進め、現在の利用児の苦手を早急に改善し卒業させることが急務と考え、区内51か所（当時）の事業所に声をかけ設立。 ・年間イベントとして「①講演会」保護者向けの情報提供と応援。「②合同説明会」江戸川区相談支援連絡協議会と区と連携し、保護者が自分の子どもに合った福祉サービスを探すため複数の事業所の説明を聞き相談できる。「③懇親会」担当者レベルでの横のつながりを持つことにより日ごろの悩みや疑問を共有する場などがある。

3	団体名	NPO法人アビリティクラブたすけあい 江戸川たすけあいワーカーズもも
	設立・発足	1996年3月
	団体の概要 活動等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・まちでたすけあいの仕組みをつくりたいと設立。住み慣れた家で自分らしい暮らしを続けていけるよう、家事援助、介護、子育て支援を行っている。6年前にオープンした「まちカフェひろばもも」は、地域の居場所として赤ちゃんからお年寄りまで利用できる。 ・【事業】「ACT つながるケア（自立援助サービス）」、「行政委託事業（養育支援ヘルパー派遣事業）」、「介護保険（訪問介護・介護予防訪問介護サービス、江戸川区総合事業）」、「障害者福祉（障害福祉・移動支援サービス）」、「まちカフェひろばもも（親子ひろば・カフェ）」 ・【活動】保育サポーター養成講座主催・まちもも祭り・パン教室・ACTサークルの運営・子ども食堂、区の神経難病検診への参加・人生大学フィールドワークへの協力等
4	団体名	NPO法人キッズドア
	設立・発足	2007年1月
	団体の概要 活動等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「すべての子どもが夢や希望を持てる社会の実現」を目指して、経済的に苦しい家庭、ひとり親家庭、また、児童養護施設で暮らすなど、様々な困難な状態にある日本国内の子どもたちの支援活動を行っている。 ・教育格差の解消を目指し、大学生や社会人のボランティアによる無料の学習会を東京都、宮城県、福岡県で展開。 ・2018年度現在、東京及び東北において、小学生から高校生世代までを対象に、21事業65拠点で教育支援事業を実施している。
5	団体名	NPO法人星槎教育研究所
	設立・発足	2006年7月
	団体の概要 活動等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校・ひきこもり傾向にある子ども、発達障害及びその周辺にある幼児・児童・生徒に対し、幼小中学年齢期より個々に応じた社会性を身につけるための早期からのCSST（チャイルド・ソーシャル・スキル・トレーニング）を行う場として、また、不登校・ひきこもりの子どもたちの学びの場、友だちづくりの場、個性を認めあう場、癒しの場となるため設立。 ・おおむね35歳までの若者に対し、自己理解やコミュニケーション能力を育てるキャリア教育を実施。 ・【事業】「教育支援センター事業」、「フリースクール事業」、「インクルージョン教育に関する調査・研究、啓発活動事業」、「コミュニケーションの不得意な子ども・若者の自然体験、農業体験、職場体験などの事業」。

第2章 江戸川区の子どもと家庭を取り巻く状況

6	団体名	江戸川遊ぼう会
	設立・発足	1996年11月
	団体の概要 活動等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・自由な外遊びは子どもの育ちに必要であり、子どもが自力で行ける場所に自由な遊び場があることが大切。子どもの自由な遊び場はまた、保護者にとっても必要な場。冒険遊び場づくりを通して、すべての子どもがその子らしく生き生きと暮らせる地域を目指して設立。 ・【活動内容】冒険遊び場（プレーパーク）の開催。「遊び（七輪での焚火、木工、穴掘り、木登りなど）のきっかけづくり」、「一人ひとりの子どもが、その子らしく過ごせるような配慮」、「情報発信（チラシ、ブログ、Facebook）」、「地域行事新田フェスティバルに毎年参加（ブース出展）」、「他団体との交流（江戸川子どもおんぶず、区内外の冒険遊び場、町会など）」、「自主学習会」。
7	団体名	江戸川区BBS会
	設立・発足	2001年5月
	団体の概要 活動等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・兄や姉のような身近な立場から非行少年等の成長を手助けする更生保護活動を行う青年ボランティア団体。 ・BBS会は更生保護事業法により法務大臣から認可を受け、法務省の更生保護に協力している団体の一つで、全国各地に多くのBBS会がある。 ・【活動内容】年に2回のグループワーク（デイキャンプ・クリスマス会）、東京保護観察所と保護司が少年を誘ってくれ、担当保護司と共に参加。東京保護観察所の依頼によるともだち活動。内容は様々で学習支援が多い。協力団体である江戸川区保護司会・江戸川区更生保護女性会のイベントのお手伝い。

8	団体名	江戸川ボランティアおはなしこぼこ
	設立・発足	1984年4月
	団体の概要 活動等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・松江図書館の講習会「子どもに読み聞かせを上手に！」で、人形劇団体の講師に勧められて10人ほどのグループで演じたところ、子どもたちにとっても喜ばれたことをきっかけに活動を始める。 ・ほとんどが手づくりの人形劇・紙芝居・パネルシアター・エプロンシアター・腹話術を上演。 ・【活動内容】図書館・保育園・幼稚園・小学校での人形劇上演。月1回の高齢者施設で「みんなでうたい隊」という歌を共に楽しむ活動。年10回ほど、グループホームでの腹話術や歌。知的障害者施設、特別支援学校、コミュニティ会館、グリーンパレスでのおはなし会（それぞれ月1回ほど）。
9	団体名	あいうえおの会
	設立・発足	2007年9月
	団体の概要 活動等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・江戸川総合人生大学「国際コミュニティ学科」でインド人コミュニティについて調べたことをきっかけに、インターナショナルスクールの授業をサポートするボランティアを始める。 ・在住外国人に向けた日本語サポートボランティアを通じた、多文化共生や国際交流を目指すために設立。 ・【活動内容】インターナショナルスクールの日本語授業での学習補助。週5日、20名ほどのメンバーがローテーションで参加。インドダンスサークルの運営、デイサービス施設を巡回。

4 ヒアリング結果

※一部団体名を省略させていただいています。

子どもや子育て世帯に対して心がけていること、工夫していること

- 子ども本人主体の支援を心がけること。親にもそのスタンスを理解してもらうこと。他方、親の意向も大事にすること。(相談支援)
- 子ども本人及び保護者への傾聴に努め、信頼関係を築いている。(相談支援)
- 保護者へのエール。「大丈夫だよ」「頑張ってるね」を心がける。「怒られている」ばかりの保護者の気持ちを許容して応援する。(放課後等デイ連絡会)
- 放課後等デイサービスを知らない、知る術がない、使い方がよくわからない、子どもを預けたいという保護者は多い。子どもにあった事業所を探すことが、その特性を深く理解できることにつながる。(放課後等デイ連絡会)
- 子どもがかわいいと思えないママなど、少しずつ自信を持っていけるように寄り添う。周囲にいる人たちで支える。(たすけあいワーカーズもも)
- 問題がないように見える場合にこそ、電話やメール、直接の面談等を通して、コミュニケーションをしっかりととり、子どもたちや世帯の微妙な変化・サインを見逃さないようにしている。(キッズドア)
- 保護者に連絡を取るとすごく疲れている様子だったり、話を聴いてほしい様子がある。保護者の愚痴を聴くことも大事。(キッズドア)
- 職員やボランティアスタッフには、学習塾ではないこと、子どもとしっかり向きあう場所であることを伝えている。子どもは、話しやすいスタッフ、話を聴いてくれる大人を求めている。(キッズドア)
- 子どもたちが事業や支援計画に合わせるのではなく、子どもたちに合わせた支援計画にすること。(星槎教育研究所)
- 子どもの自主性に配慮する、一緒に考える(大人が管理しない)。「ダメ」「アブナイ」を極力言わないための事前の危険回避の工夫。一人でも過ごせる、静かに過ごす、ダイナミックに遊ぶといった空気づくり。(江戸川遊ぼう会)
- 子どもの遊びを少し離れたところから見守ってみることの大切さを伝える。子ども自身が感じ取っていく場づくり、時間づくりを共に模索する。(江戸川遊ぼう会)
- 非行少年少女が対象のケースが多いのでコミュニケーションを図る際はあまり過去の話を開かず、今現在の関心のあることや話題になっていることから話を広げていくようにする。(江戸川区BBS会)

活動への参加によって子どもや家庭に見られた変化

- 相談するだけでよくなる。サービスとつながることで子どもと親が生活を楽しむようになる。親が愚痴を言えるようになる。(相談支援)
- 家庭や学校だけでない第三の居場所があることで、社会性が身についていく。(相談支援)
- 江戸川区相談支援連絡協議会との連携の中で利用者と保護者を取り巻く支援者同士の情報交換が少しずつスムーズになってきた結果、利用者や保護者に一定の安心感や効果をもたらしてきている。保護者がどんなことを質問しても、すべて筋の通った回答ができることで安心感につながる。(放課後等デイ連絡会)
- 母親が自分の子育てに自信が持てず、他の子どもと比較して自分を責めてしまう。そんな時、親子ひろばやカフェにいる地域の先輩たちが子どもにも母親にもほめ言葉をかけてくれることで母親が「自分はこれでいい」と思え、少しずつ子育てに自信を持つことができる。それによって家庭の中が和やかになり、それが子どもにとってもよい影響を与えていく。(たすけあいワーカーズもも)
- 参加当初は言葉数も少なく無表情なことが多かった子どもが、参加するごとに少しずつ表情も明るくなり、自分自身から話をしてくれるようになる姿が見られた。(キッズドア)
- 高校進学に向けて、具体的に行動ができるようになった。外出や、他者との関わりに対して前向きになった。昼夜逆転の生活を改善できた。(星槎教育研究所)
- 親子参加の場合、子どもが自分から離れて遊ぶことに新鮮な気持ちになっている保護者の様子が時々見られる。子どもがそばにいても精神的に子育てから解放され、また、子育てや子どもの育つ環境について、共に考える場があることにホッとしている。(江戸川遊ぼう会)
- 参加前は緊張などで表情が硬いことが多いが、活動を通して笑顔が見られたり、参加を通して他の方とのコミュニケーションを図ろうとしたりする。(江戸川区BBS会)

子どもや家庭への対応で困難を感じること・課題

- 子ども本人が主体ではあるが、子どもは自分の意志が伝えられない、先の見通しが話せないなどの課題がある。(相談支援)
- 重症心身障害児への支援に関する社会資源が少ない。特に医療的ケア児対応の支援機関が少ない。母親は自分の時間を持っていない。(相談支援)
- 子どもの基盤は学校にあるが、学校を交えたつながりがつくれない。担任レベルではつながれても「あとはすべて学校で対応する」と言われ受け入れが難しい。(相談支援)

- 「虐待」へのアプローチができる人材がない。虐待を解決していく道筋や計画が見えてこない。(相談支援)
- イベントに子ども同伴で参加する際の保育園的な対応が難しい。(放課後等デイ連絡会)
- 実際の現場では支援よりも安全確保を優先させなければならない。その子どもにとって「おだやかな空間」があればと思う。(放課後等デイ連絡会)
- 参加者と関われる時間はわずかであり、変わろうとしても家庭生活やこれまでの周囲との関係性を断ち切ることが難しく、もとの状態に戻ってしまうこともある。(たすけあいワーカーズもも)
- 子ども自身が積極的に参加したいと思ってきたケースは少ないため、初期段階から居場所としての認識を持つまでのサポートは重要だが、そこが難しい。(キッズドア)
- 保護者、本人共に、発達障害や知的障害を疑われるケースも多く、今までに支援を受けていない。保護者と連絡が取れなくなってしまうことや、本人が突然、連絡もなく来所しなくなってしまうことがある。(星槎教育研究所)
- 外国籍の保護者も多く、高校進学に向けた必要な情報が伝わりきれていない。子どもは日本で生まれていても家庭内の言語が日本語でない場合がある。(星槎教育研究所)
- 子どもの純粋な自主性を大切にしたいという活動の思いを保護者に伝えることが難しい。(江戸川遊ぼう会)
- 非行少年少女が対象のことが多いので過去の掘り下げは困難。(江戸川区BBS会)

厳しい生活や環境に置かれている子どもや世帯に接した経験とその状況

- 生活環境や養育環境の乱れがある家庭でも、その生活が当たり前になっていて改善は困難。子どもは親のことが好きで、親から離れることは望まない共依存状態。(相談支援)
- 虐待等によりシェルターに入りスクールネームを使って登校。(放課後等デイ連絡会)
- 万引き、他傷行為等により児童相談所預かり。(放課後等デイ連絡会)
- 親が食事をほとんどつくらない。電気やガスが止められてしまうことがある。物は買うが片付けられず物であふれている。子どもに興味がなく話しかけない等。(たすけあいワーカーズもも)
- 虐待にあい、子ども自身が家庭に居場所がなく、家に帰りたくない、少しでもいたくなく感じている状況。中学生・高校生世代は「帰りたくない」「泊まっていきたい」と言う子は多い。家庭環境が安定してなく、親には理解してもらえない、どうせ言っても無駄と感じている。(キッズドア)

- 母子家庭の母が外国籍でメンタルの疾患。本人は非行化傾向あり、不登校。薬の大量摂取などでメンタルへの入院歴、児童相談所の一時保護も経験。(星槎教育研究所)
- 悩みを抱え込んでいる母親がよく見られる。周囲の目を気にして子育てをするあまり、ストレスを抱えて子どもにぶつけてしまうなど。(江戸川遊ぼう会)

厳しい生活や環境に置かれている子どもや家庭に不足していると感じられたこと

- 学校で、できていないことばかりを指摘されて自信を持たず、自己肯定感が低い。子どもが自信を持てるように「ほめる」こと、通知表や宿題でもできていることに焦点をあてることが大事。(相談支援)
- 親との関係性が不安定で十分な社会性が身につけていない。他者、他児との関わりで育まれることがあり、本人たちの強みにつながっていく。(相談支援)
- 何かあった時に相談できる人や場所があれば救われるケースは多い。保護者からも、誰に相談すればよいかわからないとの声を聞くことが多い。(放課後等デイ連絡会)
- 両親に育児能力が不足していたり、生活のために両親が忙しく子どもとの時間を確保できない。不安や問題を抱えた時に安心して相談できる親族がいない等。(たすけあいワーカーズもも)
- 良好な愛着関係が必要。保護者との愛着関係がないため、特に高校生世代は愛着を家庭の外に求めてしまうことが多い。(星槎教育研究所)
- 子ども、世帯共に愛着関係、言語力、自己肯定感、表現力、共感性といったものが不足していると感じることがある。(江戸川遊ぼう会)

厳しい生活や環境に置かれている子どもや家庭に必要と思われる支援

- 「子ども食堂」は場所や回数がもっと増えるといい。障害のある子どもが地域とつながるよい機会になり、安価に食事ができるのは親にとっても魅力がある。新しい場所に通うことは親子にとっても大変なので、地域の中に安心して継続して通える場所があるのはとてもいい。(相談支援)
- 信頼できる大人がたった1人でもいればいい。その大人に対しては子どもの顔つきや目つきが変わって、本音の言葉が出てくるようになる。「待つ」ことが大事である。(放課後等デイ連絡会)
- 最初の相談機関との出会いは重要。幼少期の状況を正しく判断することは大事であり、成長段階での言語獲得を考慮すれば発達課題ではない場合もありうる。(放課後等デイ連絡会)

- 訴えていいんだという自然な場づくりが大切。ゆっくり話を聞いてもらえる安心できる環境と信頼できる人。(たすけあいワーカーズもも)
- 居場所事業では「ほめてくれる、認めてくれるからうれしい」「一緒にやると楽しいからお手伝いする」との声を聞く。保護者は「家ではそんなことしたことがない」と言う。役割があること、存在意義を感じられること。(キッズドア)
- 乳幼児期からの母親支援(気軽に相談できる機関や、相談相手の存在)。担当者の異動などに左右されがちな保護者・本人も多いため、長い目で成長を見守り、寄り添って支援していく必要がある。(星槎教育研究所)
- 小学校に入るまでの子育て期間に、親子共に関係性がつくれる場、安心してなんでも話せるような場があるとよい。(江戸川遊ぼう会)
- 循環する地域コミュニティがあることで、子どもも社会の一員であるという豊かな気持ちになると思う。(江戸川遊ぼう会)

子どもや子育て世帯に関わる活動をする上での課題

- 機関により支援の方向性の価値観が違っていると感ずることがある。アセスメントの視点や方向性が異なっている。(相談支援)
- 親に必要な社会資源を伝えることが難しく、知ることができるツールも必要。(相談支援)
- 支援の現場を通して、地域住民や隣人等との関わりは少ない。地域とのつながりは持ちづらい。(相談支援)
- 情報共有。放課後等デイサービス事業所や相談支援事業所等と悩みの共有を図りたい。(相談支援)
- 全員が手弁当で活動しているため、活動にさける時間に限界がある。資金面でも会員の会費が原資ゆえ取組に制限がある。(放課後等デイ連絡会)
- より多くの方に取組を知っていただく手立てが少ない。(放課後等デイ連絡会)
- 子育て関連は、ほとんど持ち出し開催となり、事業継続の不安や関わるメンバーのモチベーション保持にも苦勞する。(たすけあいワーカーズもも)
- ボランティアを中心とした人材確保については、今後ますます厳しくなると考える。(キッズドア)
- 支援対象者は生活保護ケースワーカーからの情報により支援につながるため、ケースワーカー頼りになってしまう。(星槎教育研究所)

- 学校や他機関だけではなく、子どもがいる生活保護受給者への告知など、事業自体をより浸透させる必要がある。(星槎教育研究所)
- 人材確保に苦労している。活動の理解者であり、かつ時間が取れる人になかなか巡りあうことができず常に探している。(江戸川遊ぼう会)
- 法務省管轄の更生保護ボランティア団体だが、認知がされていないことが課題。そのため新会員獲得も難しい。(江戸川区BBS会)
- 本来、18歳以上の学生主体のボランティア団体だが、社会人が多く活動の頻度が少なくなっている。(江戸川区BBS会)

行政や各関係機関に求めたいこと

- 電話だけでなくSNSを利用するなど、情報共有方法を柔軟に。(相談支援)
- 短期入所や日中一時支援。親を助けてあげないと厳しい。(相談支援)
- イベント等における協賛。(放課後等デイ連絡会)
- 子育てというと、親の関心をひく派手なイベントなどで盛り上がるものが紹介されやすいが、ゆっくりと関係性をつくっていくことの大切さを理解し応援してほしい。(たすけあいワーカーズもも)
- より積極的な職員交流の機会等を持てるとよい。学校の先生や各関係機関の方にも体験として実際に活動に参加していただく機会があると、より活動の重要性の理解が深まるのではないか。(キッズドア)
- 土、水、木々や草花など自然そのものにふれている時の子どもは嬉々とし、心身共に解放されている。当会では園内の土を掘ったり、そこに水を溜めたり、活動として重要なコーナーがあったが、公園管理の観点からすると公園ではやってはいけないことなので、子どもが他でも土を掘ることのないよう2年ほど前からできなくなってしまった。思いきり泥んこになって遊べる場所は子どもの大きな体験につながる。行政の中に、私たちのような活動がより活かされていく機関(子どもの育成について)があるとありがたい。(江戸川遊ぼう会)
- 現在、行政や各関係機関との連携で活動が成り立っているので、連携を継続していただきたい。(江戸川区BBS会)

地域の人たちに協力を求めたいこと

- まち全体で子どもたちを見守ることのできる空気づくりを地域と共に進めていきたい。地域イベントへの参加など。(放課後等デイ連絡会)
- 集客に厳しい立地なので、活動を知らせる掲示等に協力いただけるとうれしい。活動に気軽に参加・来店し、地域の皆さんの居場所にしてほしい。(たすけあいワーカーズもも)
- より積極的に地域ボランティアの受け入れに取り組んでいきたい。まだまだ地域外のボランティアも多いため、より地域密着型の活動としていくことで地域で支える体制を整えていきたい。(キッズドア)
- イベント開催の準備、現場での道具の配置や設置、重い物の移動、小雨時のタープ設置など。(江戸川遊ぼう会)
- 地域の方々には私たちや同様に多くの活動を行っている組織が近くにあることを知っていただき、活用していただきたい。地域の活動が活発になればそれだけ活動も行いやすくなると思う。(江戸川区BBS会)

まとめ

-
- ✎ 地域の中で孤立している(孤立化の可能性のある)保護者や子どもに寄り添おうとする姿勢がうかがえます。気軽に参加でき、おだやかな気持ちで過ごせる居場所や、どのようなことであれ、まず相談できる場所・相手が地域の中になるべく多くあることが大事とする意見が多く見られます。
 - ✎ 子どもとの関わりでは、子どもの主体性の尊重や、自己肯定感の向上、多様な個性を認めあえるよう配慮するなど、子どもの権利擁護を意識していることがうかがえます。
 - ✎ 地域活動への参加により、子どもや保護者の硬かった表情が柔らかくなる、外出や他人との会話が始まるなど、他者との関わりが前向きに進む様子が見られます。
 - ✎ 子どもへの直接的な支援と併せて、保護者への支援や、その前提として保護者との信頼関係をつくるのが大事だとする意見が多く見られます。同時にその難しさも多く指摘されています。
 - ✎ ボランティアなど、活動を担う人材の確保に苦労していることがうかがえます。
 - ✎ 課題として、地域の中での活動の周知・理解を広めることがあげられています。
-

第6節 子どもの数（将来人口推計）

0～17歳の人口実績は、平成27年度から平成30年度にかけて減少傾向となっています。今後も減少が続く見込みで、本計画の最終年度である令和6年度には105,591人となる予測です。

年齢	本計画の計画期間									
	実績				推計					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	6,133	6,122	5,971	5,775	6,067 (5,581)	5,945	5,832	5,761	5,694	5,604
1歳	6,301	6,270	6,207	6,049	5,816 (5,912)	6,056	5,919	5,817	5,754	5,670
2歳	6,230	6,206	6,184	6,120	6,047 (5,918)	5,771	5,991	5,865	5,774	5,694
3歳	6,135	6,204	6,132	6,141	6,111 (6,060)	5,999	5,714	5,937	5,821	5,716
4歳	6,053	6,117	6,162	6,105	6,120 (6,052)	6,060	5,937	5,663	5,886	5,761
5歳	6,104	6,038	6,111	6,140	6,073 (6,028)	6,066	6,001	5,880	5,615	5,827
6歳	6,191	5,979	5,997	5,999	6,102 (6,099)	6,022	6,007	5,950	5,832	5,564
7歳	6,233	6,083	5,957	5,987	5,971 (5,931)	6,067	5,985	5,971	5,915	5,795
8歳	6,108	6,194	6,061	5,937	5,962 (5,971)	5,945	6,040	5,958	5,944	5,887
9歳	6,065	6,089	6,187	6,041	5,913 (5,937)	5,937	5,920	6,014	5,934	5,919
10歳	5,922	6,034	6,088	6,177	6,019 (6,035)	5,892	5,913	5,897	5,991	5,912
11歳	6,208	5,917	6,047	6,091	6,161 (6,174)	6,002	5,874	5,895	5,879	5,973
12歳	6,309	6,182	5,916	6,069	6,078 (6,118)	6,144	5,985	5,859	5,879	5,863
13歳	6,614	6,280	6,171	5,919	6,055 (6,029)	6,060	6,127	5,968	5,842	5,862
14歳	6,488	6,607	6,295	6,170	5,908 (5,918)	6,040	6,043	6,110	5,952	5,826
15歳	6,601	6,505	6,591	6,317	6,224 (6,175)	5,959	6,091	6,092	6,162	6,002
16歳	6,399	6,567	6,514	6,619	6,457 (6,311)	6,364	6,089	6,225	6,226	6,298
17歳	6,578	6,424	6,571	6,533	6,824 (6,633)	6,655	6,561	6,276	6,416	6,418
合計	112,672	111,818	111,162	110,189	109,908 (108,882)	108,984	108,029	107,138	106,516	105,591

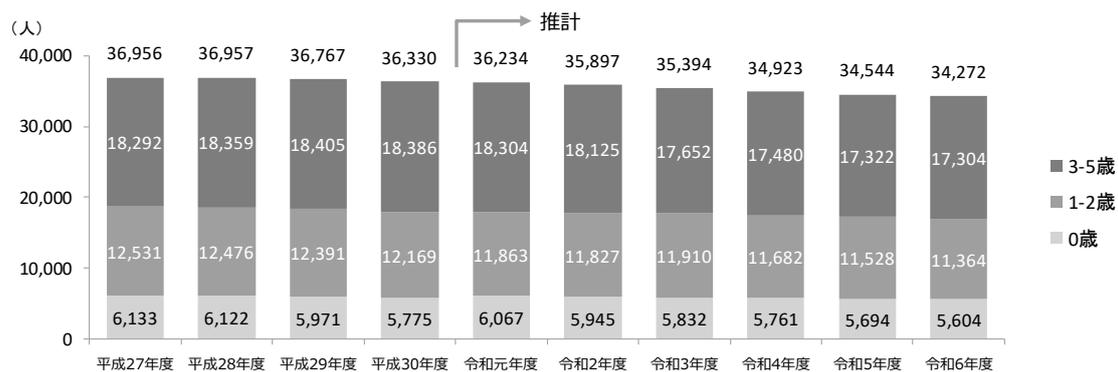
(単位：人)

※平成27～30年度：住民基本台帳（各年10月1日）

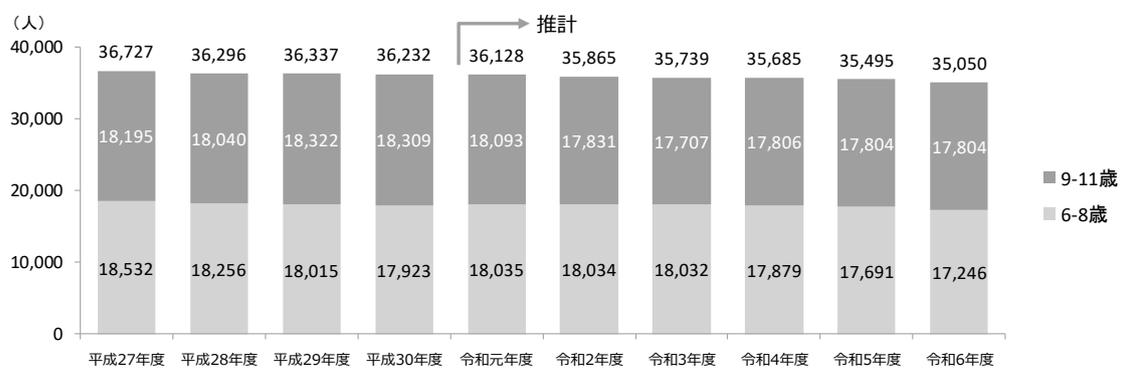
※令和元年度の（ ）内の数値は10月1日時点の実績

第2章 江戸川区の子どもと家庭を取り巻く状況

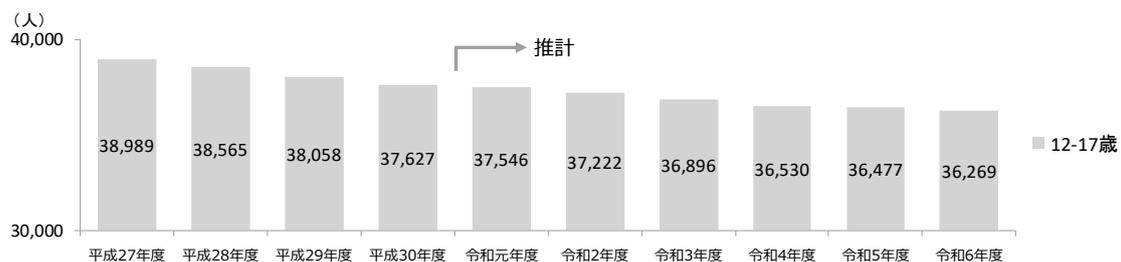
● 0歳～5歳の子どもの数(将来人口推計)



● 6歳～11歳の子どもの数(将来人口推計)



● 12歳～17歳の子どもの数(将来人口推計)



第7節 子どもと家庭を取り巻く状況等に見る課題

1 保護者の就労状況やニーズの多様化への対応

0～5歳児の子どもの数は平成27年から平成30年まで減少しており、今後も減少傾向で推移する見込み（P45）ですが、乳幼児期の教育・保育のニーズには児童人口だけではなく保護者の就労状況なども影響を及ぼすと考えられます。ニーズ調査では、フルタイムで就労する母親が継続的に増加しており（P25）、国勢調査では30代で仕事を離れる女性が依然として見られるものの、その労働力率は次第に高くなっています（P12）。実際に、ニーズ調査では平日の定期的な教育・保育サービスの利用が継続的に増加している（P26）ことがわかりました。

一方で、土曜・日曜・祝日のサービス利用希望が一定数見られる（P27）、母親の育児休業取得が増加している（P31）、身近で同年代の子ども同士が交流できる活動が求められている（P31）など、今後、平日の保育の確保のみならず、預かりの形や育児休業明けへの対応、保育以外の居場所の拡充など、多様化の見られるニーズに向けての、本区の実情に合わせた現実的な対応が求められます。

2 家庭保育を支え、保護者の孤立化を防ぐ地域づくり

家庭で保育する割合は、1歳、2歳で次第に少なくなっています（P16）。しかし、ニーズ調査では、平日の定期的な教育・保育サービスを利用していない理由として子どもがまだ小さいためとする回答が5割弱を占めており（P26）、本区においては乳幼児期に家庭での保育を望む層が一定数存在することがわかります。

乳幼児期の親子の愛着形成は、人間形成の基盤として重要な役割を持つと言われています。子どもが心身共に豊かな人間として育つよう、親子間の愛着形成について各家庭に理解を広めることが重要です。

ニーズ調査による子育て感では、子育てを楽しいと感じることの方が多いと回答が6割を超えて最も多くなっています（P32）。一方で、子育てをつらいと感じることの方が多という回答の割合は、親どうしの付き合いがあまりない人で高くなっています（P32）。また、子どもをみてもらえる親族・知人がいない保護者は約2割となっています（P24）。核家族化や地域社会の変化による子育ての孤立化を防ぐことが求められます。

地域活動団体へのヒアリング調査では、気軽に参加でき、おだやかな気持ちで過ごせる居場所や、相談できる場所・相手が地域に多くあることが大事とする意見が多く見られました（P44）。本区の強みである身近な地域の力を最大限に活かすため、これまで取り組んできた地域共生社会の構築をさらに進めていく必要があります。

3 成長に応じて変わる居場所のニーズと成長支援

ニーズ調査では、子どもを放課後に過ごさせたい場所として、すくすくスクール学童クラブ登録は低学年に比べて高学年で割合が低くなり、すくすくスクールやその他（図書館、公園など）は高くなっています。また、自宅は高学年の方が7.9ポイント高くなっています（P30）。子どもの成長に従い、より自主的に過ごせる場所へと保護者の意向が変わっていくことがうかがえ、そういった場所で子どもの健全な成長を見守り、促していく取組が大切です。さらに、共育プラザ等、小学校卒業後の子どもたちの自主的な活動を応援していく場や機会をより充実させていくことも重要です。

4 児童相談所等を核に、社会的養護につなげるネットワーク

地域活動団体へのヒアリング調査では、厳しい生活や環境に置かれている子どもや家庭の事例、そこに必要と思われる支援を示唆する意見が多く見られました（P40）。

本区では、すべての子どもたちを見守り支える施設として児童相談所「はあとポート」が開設します。生活困難や虐待のリスクなど様々な課題の早期把握・早期対応に結びつけるため、児童相談所や健康サポートセンター等の専門的機関が子どもの成長段階に応じて、保育園、幼稚園、学校等の関係機関との連携を図り、児童相談所設置市の強みを活かした社会的支援の総合的運用、本区の特色である地域力を活かした支援へとつなげるネットワークづくりが重要です。

5 子どもへ、親へ、地域全体で支援する江戸川区らしい取組の推進

本区の合計特殊出生率は、東京都平均及び東京都区部平均を上回っているものの、全国平均より低い状況となっています（P11）。一方、社会動態は平成25年以降、継続的に転入超過の状況にあります（P12）。また、外国人のいる世帯、外国人の子どもは増加しています（P13）。古くから江戸川区に暮らす家庭と、区外あるいは海外から移ってきた家庭が、いずれも住みやすく、子育てをしやすいと思えるようなまちづくりが重要です。

本区の子育て環境について、ニーズ調査では全体的によい評価となっていました。が、子育てと仕事の両立を支援する環境と子育てに協力・支援してくれる地域のつながりでは、よい評価の割合が相対的に低くなっています（P33）。

子どもと子育て家庭への支援は、子どもの成長段階や置かれている状況、保護者の就業、家族のなりたちや地域との関係などにより様々な対応が必要となってくるものであり、子どもに対するもの、親に対するもの、地域全体で支えていく仕組みなど、それぞれの施策・事業やその提供体制などが切れ目なくつながっていくことが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

目指すべき姿

子どもの最善の利益を実現する地域共生社会

子育ては、親に第一義的な責任があります。しかし、加速化する少子化や核家族化の進行に伴い、子育ての孤立化が顕在化しています。さらに、ひとり親世帯の増加、格差社会の進展や貧困世帯の増加などにより家庭内に様々なストレスが内在するようになっています。

複雑な社会的背景や多様な家庭事情がある中で、子どもたちが健やかに生まれ育つには親や家族だけでなく、発達の段階に応じた様々な地域の見守りや支援が必要です。また、地域の中で子どもを育てていこうという区民の意識も大切になります。

本区ではこれまでも、「地域共生社会」の実現に取り組み、子どもや熟年者、障害のある方、外国籍の方など様々な状況に置かれた方々の誰もが「信頼感で結ばれ、自分らしく暮らせるまち」を目指してきました。その根幹には、誰かが誰かを一方的に支援するのではなく、「お互いが支えあう」ことこそ真の地域共生社会に必要なものであるという考え方があります。

本計画「未来を支える江戸川こどもプラン」は、すべての子どもが健やかに成長できる社会をつくり、子どもたちの最善の利益を実現し、その輝かしい未来を支えていくための計画です。子どもたちは本区の未来を拓いてくれる地域の宝であり、その意味で本計画はすべての区民の未来が託される計画であるとも言えます。

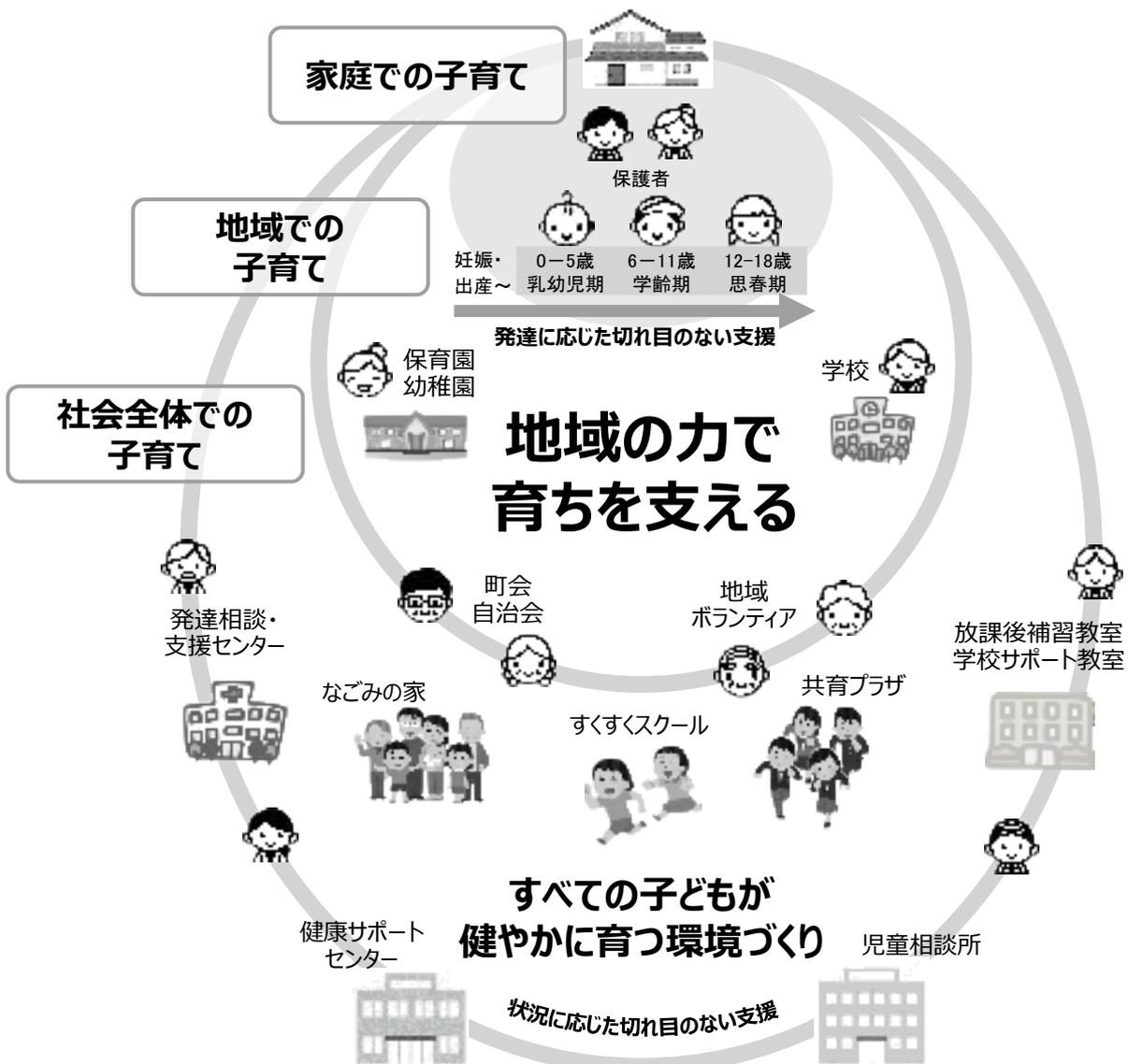
子どもたちの最善の利益を実現することは、区の未来をつくることに通じ、そのためには本区の地域共生社会の構築をさらに進めていく必要があります。区、子どもの育ちや子育てに関わる事業主体、さらには長年にわたる活発なコミュニティ活動によりつくられた本区の「地域力」を結集して取り組む計画であることから、本計画の基本理念、すなわち目指すべき姿を「子どもの最善の利益を実現する地域共生社会」とします。

本計画における地域共生社会構築のイメージは以下のとおりです。

まず、家庭での子育てを重視し、教育・保育サービスと、地域ボランティアなど身近な地域の力で子どもの育ちを支えます。なごみの家をはじめとする多様な参加・体験の場で交流と支えあいをつくり、児童相談所をはじめとする専門的機関が、子どもの成長段階に応じて切れ目なく、また、様々な課題を持つ子どもや子育て家庭が支援の手から漏れることのないよう、社会全体で支えます。

● 地域共生社会のイメージ

子どもの最善の利益を実現し 未来を支える



第2節 基本方針

基本理念に示す「目指すべき姿」を実現するため、次の4つの基本方針を掲げ、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

基本方針 1 子どもの豊かな人間形成のための環境づくり

施策の方向
子どもへの
支援

子どもが心身共に豊かな人間として育つよう、すべての基本となる乳幼児期の親子の愛着形成や、幼児期の教育・保育施設における教育（生活や遊びの中での学び）を通じて「生きる力」の基礎を培い、大人になるための大切な時期である小学生から中学生、中学卒業後まで、子どもの人間形成を支える取組を進めます。

また、障害、生活上の困難、いじめ、児童虐待、社会的養育の必要性など、様々な悩みや困難を抱える子どもやその家庭が、支援の手から漏れることのないよう取り組めます。

基本方針 2 子育て家庭を支える環境づくり

施策の方向
親への
支援

妊娠期から乳幼児期まで、母子の健康づくりを切れ目なく支援し、家庭での保育を望む保護者が地域で孤立することなく安心して子育てができるよう取組を進めます。

また、多様な子育てニーズに対応するための保育環境の整備・拡充、子育て中の保護者の悩みや困りごとを解決していくための相談体制の充実を図ります。

家庭の経済状況や、ひとり親など家庭環境によって子どもが将来の希望や可能性を奪われることのないよう、すべての子育て家庭を支える取組を進めます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料編

基本方針 3 社会全体で子育てに取り組む環境づくり

施策の方向
**地域全体
での支援**

本区の特徴の一つでもある区民のボランティア活動や、地域資源の活用などにより、子どもと子育て家庭を社会全体で支えます。

また、子どもたちを支える地域力をさらに力強いものとするよう、人材の育成や地域での子育てに関わる人々を支援する仕組みを充実させて、社会全体での子育て環境づくり、地域共生社会づくりを進めます。

基本方針 4 すべての子どもの育ちを支える環境づくり

(第二期江戸川区子ども・子育て支援事業計画)

施策の方向
**子ども・
子育て支援
事業計画**

平成27年に開始された「子ども・子育て支援新制度」の枠組みによる教育・保育事業や、地域子ども・子育て支援事業の各種サービスにより、すべての子どもの健やかな育ちを支えるための支援や環境づくりを進めます。

第3節 施策の体系

基本方針	施策の方向	事業分野
子どもの豊かな人間形成のための環境づくり	子どもへの支援	1 愛着形成期の親子支援
		2 幼児教育・保育の質の向上
		3 就学後の人間形成
		4 障害児保育、障害児支援、療育の充実
		5 悩みや困難を抱えた子どもへの支援
		6 社会的養育体制と児童虐待の発生予防
子育て家庭を支える環境づくり	親への支援	1 妊娠・出産期のサポート
		2 家庭保育支援の充実
		3 保育環境の整備・拡充
		4 相談体制の整備・拡充
		5 経済的支援
		6 ひとり親や生活困窮家庭等への支援
社会全体で子育てに 取り組む環境づくり	地域全体での支援	1 地域全体で支える子どもの育ち
		2 子どもを支える人材の育成・体制整備
すべての子どもの育ち を支える環境づくり	子ども・子育て支援事業 計画	1 教育・保育提供区域の設定
		2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の方策
		3 地域子ども・子育て支援事業

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料編

第4章 子どもへの支援

基本方針1 子ども豊かな人間形成のための環境づくり

- 1 愛着形成期の親子支援
- 2 幼児教育・保育の質の向上
- 3 就学後の人間形成
- 4 障害児保育、障害児支援、療育の充実
- 5 悩みや困難を抱えた子どもへの支援
- 6 社会的養育体制と児童虐待の発生予防

★ 新たな取組・視点 ★

- 愛着形成の普及啓発
- 保育実践事例集の作成と周知
- 区内中小企業従業員の育児休業取得促進に向けた取組
- 認可外保育施設の指導監督
- (仮称)江戸川区角野栄子児童文学館の開設
- 発達相談・支援センターの開設
- 子ども朝ごはん食堂
- 不登校特例校の設置支援
- 5歳未満就園児の把握と支援
- 子どもの権利を基礎とした社会的養育の推進
- 子どもの権利条例の制定と普及啓発
- 子どもの意見表明権を保障する仕組みの構築
- 児童相談所の運営
- 一時保護所の運営
- 一時保護所の分園設置検討
- 乳児院、児童養護施設の設置運営支援
- 児童相談所と配偶者暴力相談支援センター等との連携強化
- 転入世帯における要支援家庭の早期発見の強化
- 特定妊婦や飛び込み出産の妊産婦対応
- 社会的養護からの自立へ向けての取組

☆ 拡充する取組・視点 ☆

- 保育ママ制度の充実
- 非認知能力を育む取組
- 就学に向けた、幼児期の教育・保育施設と小学校の接続強化
- 保育施設への研修、巡回及び指導検査の実施
- 保育士確保に向けた取組
- すくすくスクール事業
- 小中学校学習支援『学力向上事業』
- 中高生の居場所づくり
- 発達相談・支援センター相談事業の充実
- 医療的ケア児への対応
- 『なごみの家』の整備
- フリースペース「e-りびんぐ」
- 不登校対策
- 外国にルーツを持つ子どもへの配慮、支援
- 性的指向・性自認に係る児童への支援
- 学校と子育て関連部署との連携強化
- 子どもショートステイの充実
- 児童虐待の防止対策
- 母子保健施策を通じた虐待予防
- 保育園における地域の子育て支援機能の強化
- 里親支援事業

第1節 愛着形成期の親子支援

子どもの発達には、特定の大人との信頼に満ちた関係が大切です。特定の大人という心のよりどころを得て、不安な時にはくっつき、安心する経験を重ね、情緒的な絆を深めていきます。そして自他に対する信頼感をはじめ、自律性や他者の気持ちを理解し思いやる力が育まれていきます。

特に、乳幼児期の親子間の愛着形成（アタッチメント）は、その後の心の発達、人間形成の基盤として重要な役割を持つと言われており、その理解を家庭に広める取組を積極的に進めます。また、保育園等の集団保育の場においても、保育者との愛着形成に資するための取組を進めます。

★=新たな取組・視点 ☆=拡充する取組・視点

1 愛着形成の普及啓発

- ★ ○0～2歳児期における愛着形成と非認知能力の重要性を脳科学などの視点でわかりやすく保護者に啓発していきます。
- 乳児期は家庭保育の区民が多いため、乳児健診等の機会を通じて、区職員が直接保護者に伝えていく方策を検討します。

子育て支援課／健康サービス課

2 保育ママ制度の充実

- ☆ ○本区の「保育ママ制度」は、愛情あふれる保育を0歳の子どもに提供するものです。保育ママによる保育をさらに推進するため、保育時間の延長、賃貸物件等を活用した保育ママ室の増設、保育ママから認可保育園に円滑に入園できるような仕組みづくりに取り組めます。

保育課

3 子育て安心パスポート事業（区立保育園での育児相談等）

- 家庭で子育て中の世帯が気軽に育児相談ができ、育児の楽しさを感じられるよう、身近な区立保育園全園で、「育児相談」「保育園にあそびにきませんか」「親子 de チャレンジ」「園庭開放」「プール開放」等を実施します。
- 参加者への「子育て安心パスポート」の発行で継続的な参加を促すとともに、より多くの家庭への事業の周知を行います。

保育課

4 保育園・幼稚園における食育

- 家庭での食育への理解を進めるため、保育園や幼稚園で、食を営む力の育成に向け、その基礎を培うため食育を実施し、保護者にその大切さを伝えていきます。
- 現在行っている、リーフレット、お便りに加え、効果的なお知らせの方法を検討していきます。

保育課／健康サービス課

5 保育実践事例集の作成と周知

- ★ ○専門家の助言を得ながら、愛着形成を基盤とした保育及び非認知能力を育む教育・保育の実践事例集（チェックシート付き）を作成し、区内保育園に周知します。
- 各地域の区立保育園が事務局となり、私立保育園園長会等と保育の実践事例に関する研究会を主宰します。

子育て支援課／保育課

6 区内中小企業従業員の育児休業取得促進に向けた取組

- ★ ○2歳以降の長期育休取得を促進するため、区内中小企業と従業員（育休取得者）を支援します。

子育て支援課



第2節 幼児教育・保育の質の向上

非認知能力は、社会情動的スキルとも言われ、自尊心、自己肯定感や自制心などの「自分に関する力」、そして、一般的に社会性と呼ばれる、協調性、共感する力、思いやり、よいか悪いかを知る道徳性などの「人と関わる力」など、その後の認知能力獲得の基礎となるものであり、子どもたちが将来大人になった時の社会生活に大きな影響を与える能力のことです。

平成30年4月施行の『幼稚園教育要領』『保育所保育指針』『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』において、幼児教育で育みたい資質・能力として、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱があげられており、中でも、「学びに向かう力・人間性等」は非認知能力と呼ばれています。そして、この非認知能力は、乳幼児期からの育ちの中で身につけていくことがわかってきています。

子どもたちの生きる力を育むため、幼児教育・保育の中で非認知能力を育てる取組を進めると同時に、事業者への巡回・指導や保育士確保の取組を通じて幼児教育・保育の質の向上を図ります。

★=新たな取組・視点 ☆=拡充する取組・視点

1 非認知能力を育む取組

- ☆ ○保育園や幼稚園における幼児教育の中で、非認知能力を育む取組を進めます。
- 非認知能力とは何か、乳幼児期に非認知能力の基礎を育てることの大切さなど、家庭での理解が進むよう普及啓発を行います。

子育て支援課／保育課

2 多様なニーズに対応した幼稚園

- 本区は私立幼稚園等保護者負担軽減補助の独自施策により、区立幼稚園並みの保育料で私学の特色ある幼児教育を受けられるように取り組んできました。幼児教育・保育の無償化実施後についても、国の水準を上回る補助制度を設けることで、保護者が安心して幼児教育を受けられる環境を整えます。
- 区立幼稚園においても、充実した施設・設備のもとに、集団生活を通じて健全な成長を促し、人格形成の基礎を培います。

子育て支援課

3 就学に向けた、幼児期の教育・保育施設と小学校の接続強化

- ☆ ○幼稚園や保育園等と小学校とでは、子どもの生活や教育方法等が異なりますが、本来、子どもの発達や学びは連続しているものです。
- 平成30年4月施行の『幼稚園教育要領』『保育所保育指針』『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』に記載されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼稚園や保育園等の保育者と小学校の教師が、子どもの成長を通して、幼児期から児童期への発達の流れを長期的な視点で捉え、就学前教育と小学校教育との円滑な接続を行います。

子育て支援課／保育課／指導室

4 保育施設への研修、巡回及び指導検査の実施

- ☆ ○保育施設に対して保育の質向上のための研修会を実施します。
- 日常的な保育施設への巡回指導により、必要な助言や指導を行うことで、施設の適切な運営及び保育の質の向上を図ります。
- 児童相談所開設に伴い、保育施設の指導検査業務が都から区へ全面的に移管されます。近年、新設保育園が増加しており、子どもの安全と保護者が安心できる保育の質の確保のために、適切に検査を実施します。

子育て支援課

5 認可外保育施設の指導監督

- ★ ○児童相談所開設に伴い、認可外保育施設に関する事務が都から区へ移管されます。
- 認可外保育施設について、子どもの安全と保護者が安心できる保育の質の確保のために、適切な指導及び検査を実施します。

子育て支援課

6 保育士確保に向けた取組

- ☆ ○保育園園長会と連携し保育士就職フェア等を実施します。
- 本区独自の処遇改善のほか、職員のモチベーション向上と勤務継続を促すため、継続勤務報奨金を支給します。これにより、保育事業者の採用活動を支援するとともに保育士の定着支援を図ります。

子育て支援課

第3節 就学後の人間形成

心身共に成長が著しく、大人になるための大切な時期である就学後から中学生、中学卒業後の子どもの人間形成を支え、心身の自立を促す取組として、世代間交流や社会体験、子どもたち自身の自主的な活動の場、活動の機会を提供します。

また、学校以外での学習機会の提供、様々な体験の提供を通じ、子どもたちの将来の人生が豊かで夢のあるものになるよう支援します。

★=新たな取組・視点 ☆=拡充する取組・視点

1 すくすくスクール事業

- ☆ ○すくすくスクールでは、学校・地域・保護者が連携し、多くのボランティアの協力のもと、様々な体験やふれあいを通して子どもたちの豊かな心を育てています。
- 区内小学校の全校に配置（70 か所）されており、放課後等における健全育成のための活動場所に学童クラブの機能を包含させた事業であることから、国の「新・放課後子ども総合プラン」に沿ったものとして引き続き充実を図ります。

⇒P120:新・放課後子ども総合プランへの対応

教育推進課

2 就学後の食育及び健康の推進

- 家庭での食育力の低下が懸念され、子どもの頃から食への興味関心を高めるための支援が必要なことから、食育推進連絡会及び食育推進会議委員と連携した食育の推進を行います。
- 小中学生を中心としたメニューグランプリ、関係団体の取組を紹介するための事例集や地域での啓発等を実施し、「食育」をさらに地域へ広げていきます。
- 小中学校では、家庭科教諭・養護教諭・学校栄養職員等の専門性を活かし、各教科における食に関わる指導や、学校給食を通じて食育を推進します。
- 「食べる力」を身につけるために子どもたちの食体験や栄養・食生活の知識の充実を図ります。
- 小中学校における健康診断を通じて疾病の予防を図るとともに、歯科医師による歯磨き指導や給食後の歯磨き等の口腔ケアにより、学齢期の児童生徒の健康づくりを推進します。

健康サービス課／学務課

3 小中学校学習支援『学力向上事業』

- ☆ ○学校における授業のさらなる充実とともに、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた教育を推進します。
- 学習に不安を抱える児童・生徒を対象に民間やNPO法人等による放課後補習教室を開催し、基礎・基本の定着や学習習慣の確立など主体的に学ぶ資質や能力を育成します。
- 「年間を通じた継続的な補習教室」「e ライブラリアドバンスを活用した放課後補習」等により基礎学力の定着を図ります。

指導室

4 チャレンジ・ザ・ドリーム

- 中学2年生が5日間の職場体験をする事業です。職場体験を通して、コミュニケーション能力、社会性、道徳性を身につけ、望ましい勤労観・職業観を持たせるよう全校で取組を続けています。
- 引き続き、区民への周知、不登校生徒の参加率の向上、報告会実施の周知などに取り組みます。

指導室

5 中高生の居場所づくり

- ☆ ○共育プラザにおいて、中高生が利用しやすいような居場所づくりを進めるとともに自主的・主体的な活動を支援します。
- 「中高校生世代の誰もが気軽に利用しやすいような施設運営」「中高生が自ら活動できる事業体制の整備」「生活上の困難や悩みを抱える中高生への適切な対応」により運営の充実を図ります。
- グリーンパレス内の子育てひろば、子ども図書室や卓球場などを共育プラザ中央として位置づけ、子育て及び中高生支援の場とします。
- 令和2年度より共育プラザ平井及び共育プラザ中央の運営を民間に委託します。今後の運営状況を検証しつつ、他館への民間活用の導入を検討していきます。

健全育成課

6 青少年の翼

- 青少年を海外へ派遣し、ホームステイや文化体験等の幅広い体験を通して国際感覚を培い、次代を担う人材の育成を図ります。また、青少年の翼に参加した団員が、その後も地域等でさらに活躍できるよう支援します。

健全育成課

7 国際交流事業

- 中高生が多文化理解を深め、国際感覚を養うことを目的として、中高生と外国人がレクリエーションなどを通して交流するイベントを行います。

健全育成課



8 体力づくり・スポーツの場の提供

- 子どもの人間形成や健康づくりに資するため、身体を動かし、スポーツに親しむ場を提供します。
- 総合体育館やスポーツセンター等のスポーツ施設において、一般公開や各種教室事業等を実施しています。また、一部の小・中学校において「遊び場開放（小学校の校庭）」「スポーツ指定開放（指定小・中学校の体育館）」を実施しています。
- スポーツ団体においても、区民カヌー体験教室などの体験事業や、スポーツ推進委員会による「地域スポーツ講座」、体育会加盟団体などによるジュニア育成事業等を実施しています。

スポーツ振興課／教育推進課

9 （仮称）江戸川区角野栄子児童文学館の開設

- ★ ○本区ゆかりの児童文学作家角野栄子氏の功績と、「魔女の宅急便」に代表される物語の世界観を、区の誇る文化として継承し、児童文学の素晴らしさを発信します。
- 角野栄子氏の功績を称える機能、児童文学に親しむ機能、想像力や創造力を育む体験機能の3つの機能を持たせ、令和4年度中のオープンを目指します。

施設計画課

10 子ども未来館事業

- 子ども図書館を併設した子ども未来館で、小学生が楽しく学び、体験ができる、様々な教室・講座「子どもアカデミー」を実施します。
- 定員の2倍ほどの申し込みにより希望者が受講できない状況の解消と、いつまでも魅力的な講座の開発に努めます。

健全育成課

11 江戸川区少年少女合唱団

- 江戸川区少年少女合唱団は、合唱活動を通して創造性を身につけ、さらに集団活動と仲間づくりを通して自主性と社会性を高めるとともに、演奏活動を通して江戸川区の音楽文化の発展・向上を図る目的で活動しています。
- 子どもたちの音楽を愛する心を育み、豊かな感性が得られるように、活動を支援します。

健全育成課

第4節 障害児保育、障害児支援、療育の充実

障害のある子どもの成長に応じて切れ目のない支援を行い、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、早期に医療機関につなげ障害の発見に努めるとともに、相談体制や福祉サービス等の充実に努めます。

また、一人ひとりの特性や障害の程度に応じて必要な療育が必要な時に受けられる体制づくりや、障害のある子どもを育てる家族への支援を進めていきます。

★=新たな取組・視点 ☆=拡充する取組・視点

1 障害児支援の総合的展開

- 障害のある子どもたちが、地域で家族と共に健やかに成長するために、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築します。成長に応じた切れ目のない支援を提供できるよう、関係機関の連携・協力体制の強化により、障害児支援体制の基盤整備を図るとともに、障害の程度や種別で特に不足している事業所の開設を推進していきます。
- 「江戸川区障害児福祉計画」に沿い、各取組を進めます。

障害者福祉課

2 早期発見のための乳幼児健診を活用したスクリーニング

- 早期発見のため、1歳6か月児歯科健診におけるM-CHAT（乳幼児自閉症チェックリスト修正版）の実施により、保護者の発達障害への理解と気づきを促すとともに早期療育につなげていきます。

健康サービス課

3 発達相談・支援センターの開設

- ★ ○支援を必要とする子どもやその家族への相談、療育を行うとともに、保育所等訪問支援事業を行う福祉型児童発達支援センター機能と発達障害相談センター機能を有する発達相談・支援センターを小松川幼稚園跡施設に令和2年度に開設します。

障害者福祉課

4 発達相談・支援センター相談事業の充実

- ☆ ○発達相談・支援センターにおいて、関係機関と連携を図り、一人ひとりの特性に合わせた支援を推進します。また、講座や講演会等を通じた保護者・支援者への情報提供や適切な支援に関する提案、保育園・幼稚園、小・中学校などの関係機関との連絡調整・情報共有を行うコーディネーター機能や巡回支援などにより、支援力の向上を図ります。

障害者福祉課

5 育成室の運営

- 育成室において、遊びと生活の場を通じ、基本的な生活指導や機能発達訓練、言語指導を行うことにより、人間形成の最も重要な幼児期にある児童の情緒の発達を促し、身辺自立機能の向上及び社会性の発達を図ります。
- 障害のある子どもや発達に遅れがある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する後方支援としての専門的役割を果たすため、関係機関等とのさらなる連携体制の構築と強化を行います。職員の専門性と支援の質の向上に努め、虐待防止等の支援も含めて、障害のある子どもを育てている家族が地域で安心して生活できるようより丁寧な支援を図ります。

保育課

6 特別支援教育の推進

- 特別支援学級は、知的障害学級（固定学級）や、弱視学級（通級指導学級）等、障害の程度や種別に応じた施設・設備の充実を図ります。
- 通常学級に在籍する発達障害児対象の特別支援教室は、令和2年度にすべての区立小中学校に設置し、在籍学級の担任と巡回指導教員と連携した指導を行います。

学務課

7 医療的ケア児への対応

- ☆ ○集団保育が可能な医療的ケア児を保育できるように、医療機関と連携し、区立保育園に看護師を配置するなど体制構築を検討します。
- 学齢期の医療的ケア児については、特別支援学校との連携を踏まえて、適切に対応していきます。
- 医療的ケア児やその家族が地域で安心して生活できるよう、活用できるサービスの調整や関係機関との連絡調整を行います。
- 実際に支援を行っている関係部署と連携し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関の協議の場の設置を検討します。

障害者福祉課／保育課／
健康サービス課／学務課

8 障害児スポーツの振興

- 障害児の社会参加促進、スポーツの魅力を伝えるため、障害児（者）が定期的・継続的にスポーツを実施することができるオランダクラブのプログラム充実と利用者拡大を一層推進していきます。
- 障害児のスポーツ参加を促進するため、メダリストとの交流機会の創出や啓発冊子の作成、障害のある未就学児を対象とした軽運動プログラムの開催などを行います。

スポーツ振興課

9 障害児等の保護者支援の充実

- 発達相談・支援センターにおいて、講座や講演会等を通じた保護者への情報提供等を行います。

障害者福祉課

10 重症心身障害児（者）への対応

- 訪問看護ステーションなどの看護師が自宅に出向き、医療的ケアなどを一定時間代替することにより、家族等の負担軽減を図ります。（在宅レスパイト事業）
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保します。

障害者福祉課

11 特別児童扶養手当

- 重い障害のある20歳未満の方を扶養している保護者の方に支給します。

障害者福祉課

12 障害児福祉手当

- 身体又は知的（精神）に重度の障害のある20歳未満の方に支給します。

障害者福祉課

13 心身障害者福祉手当

- 愛の手帳4度、身障手帳3・4級、区指定の難病などの障害を有する20歳未満の方に支給します。

障害者福祉課

14 児童育成手当（障害手当）

- 身障手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性まひ・進行性筋萎縮症の障害を有する20歳未満の方を扶養している保護者の方に支給します。

障害者福祉課

15 重度心身障害者手当

- 心身に重い障害を有し、日常生活において常時複雑な介護を必要とする方に支給します。

障害者福祉課

第5節 悩みや困難を抱えた子どもへの支援

生活が困難な状況にある家庭の子ども、不登校やいじめなどの悩みや困りごとを抱えた子どもへの支援を行います。性的指向・性自認に関することや国籍に関わらず外国にルーツを持つ子どもなどにも、きめ細かい配慮を行い、関連部署・機関等の連携によりすべての子どもが健やかに育つことができる環境づくりに取り組みます。

★=新たな取組・視点 ☆=拡充する取組・視点

1 『なごみの家』の整備

- ☆ ○誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域共生社会構築の拠点として「なごみの家」を区内9か所に設置し、子どもから熟年者まで誰でも集える交流の場としています。区民の協力を得ながら、「居場所・通いの場」「なんでも相談」「地域のネットワークづくり」の機能を果たしています。
- 地域の協力を得ながら、各地域のなごみの家を拠点に「地域で子どもを育てる」事業を展開します。

社会福祉協議会

2 フリースペース「e-りびんぐ」

- ☆ ○不登校等、支援が必要な子どもに対し、生活支援、学習支援、体験活動等を通じて「生きる力」を育むフリースペースを提供していきます。
- 子どもたちが通いやすい場所であるために、共育プラザ平井・中央内への設置をはじめ、区内すべての地区への展開を検討していきます。

健全育成課

3 高校生世代相談室「Sacuらぼ」

- 共育プラザ中央で、おおむね15歳から18歳までの高校生世代の高校未進学、中退、不登校等の相談を受け、転校や就職等の次の支援につなげます。
- 対象者を早期に捉えるための関係機関連携及び周知活動及び様々なニーズに応えるためのスタッフ育成を図ります。

健全育成課

4 食の支援（食事支援事業）

- 食の支援事業として、支援が必要な家庭で地域ボランティアが食事を手づくりする食事支援ボランティア派遣事業「おうち食堂」、江戸川区仕出弁当組合の協力により家庭にお弁当を届ける子ども配食サービス事業「KODOMO ごはん便」を実施しています。食事を家庭に直接届けることで、子どもの健康を増進し、健やかな成長を支援することを目的とします。
- ボランティアの確保とさらなるスキルアップに努めます。事業実施により把握した家庭が抱える課題を整理して必要な支援につないでいきます。

児童家庭課

5 子ども朝ごはん食堂

- ★ ○子どもたちが始業前の学校で地域ボランティアと共に、おにぎり等の朝ごはんをつくって食べることで、自ら調理する力と適切な食習慣・食生活を身につけます。

健康サービス課

6 いじめ防止対策

- いじめについて、いじめ防止対策推進法はいじめの定義に基づき、いじめを正しく認知するとともに、早期対応及び解決に向けて学校の取組を推進する必要があることから、校内での相談体制の充実を図ります。

指導室

7 不登校対策

- ☆ ○不登校数が増加傾向にあり、関係機関によるサポート体制を強化していきます。
- 不登校児童・生徒に対して、きめ細かな支援を行うため、各学校からのスクールソーシャルワーカー派遣要請に加えて、地区担当のスクールソーシャルワーカーが各校を訪問しています。今後も多くの悩みを抱える児童・生徒の支援を行えるよう、スクールソーシャルワーカーの派遣の充実を図ります。
- 学校サポート教室において、児童・生徒の特性に合わせた適応指導や学習支援、体験学習等により集団での協調性や自主性を育成し、学校復帰に向けた支援を行います。

指導室／教育研究所

8 不登校特例校の設置支援

- ★ ○旧上一色小学校の跡施設を利用し、不登校児童の実態に配慮した特別の教育課程を編成することができる私立の不登校特例小学校（令和2年度開校予定）について、支援を行います。

学務課

9 子どもの非行防止と対応

- 子どもの非行に対する早期対応を図るため、学校・警察等、関係機関の連絡会を充実するなど、情報連携体制の強化を図ります。
- 非行の大きな要因の一つに虐待があることも考えられるため、児童相談所による虐待防止との連携を図ります。

指導室

10 外国にルーツを持つ子どもへの配慮、支援

- ☆ ○国籍に関わらず外国にルーツを持つ家庭では、日本語によるコミュニケーションが取りにくいこと、文化や習慣が異なること等から、保護者が子育てに困難や不安、負担感を抱きやすいことが考えられます。
- 保育園の送迎時など、様々な機会と場所を通じ、外国にルーツを持つ子どもやその家庭の状況等を把握するとともに、必要に応じて関係機関と連携するなどの支援を図ります。
- 外国にルーツを持つ子どもが就学の機会を逸することのないよう就学状況を把握し、また多言語化による就学案内等を通じて、就学の促進を図ります。
- 区立小中学校において、日本語の指導が必要な児童・生徒に対する日本語指導員の派遣回数を拡大します。

保育課／学務課／指導室

11 性的指向・性自認に係る児童への支援

- ☆ ○性の多様性に対する理解を深め、子どもたちが個々の違いや多様性を認めあえるよう、「江戸川区男女共同参画推進計画」に沿い、人権教育を通じた啓発活動に努めます。また、児童福祉施設等の整備に際して、浴室やトイレなどに一定の配慮を行っていきます。

総務課／指導室

12 子どもの自殺防止対策

- 区内でも、19歳までの自殺者が発生していることから、「江戸川区いのち支える自殺対策計画」に沿い、子どもが自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう取り組みます。

保健予防課

13 学校と子育て関連部署との連携強化

- ☆ ○発達障害や不登校児童生徒に関する他機関調整の学校窓口としてすべての区立小中学校の特別支援教育コーディネーター、児童生徒の身近な相談相手となる養護教諭及びスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと児童相談所・母子保健関係者との連携を強化します。

障害者福祉課／児童相談所／
健康サービス課／指導室**14 5歳未就園児の把握と支援**

- ★ ○保護者の経済状況や養育状況によっては、明確な理由もなく子どもを保育園や幼稚園へ就園させないケースが見られます。養育上の課題が外部の支援につながらず問題解決を難しくしていることもあることから、4～5歳になっても就園しない児童について、積極的にアウトリーチを行い、実態把握できる仕組みを関係機関と協力して構築します。

子育て支援課／健康サービス課

15 居所不明児童の調査

- 乳幼児健診の受診がない、保育園や学校等の登園（校）が確認できない、医療機関の受診履歴がないなど、生活実態が明らかになっていない子どもについて、家庭訪問等により安全確認を行います。

児童相談所／健康サービス課

第6節 社会的養育体制と児童虐待の発生予防

平成元年11月に国連総会において採択された「児童の権利に関する条約」は、子どもが大切に保護される存在であると同時に、年齢と成熟度に応じて、一人ひとりの子どもが自分らしく生きる権利が保障され、子どもが権利の主体であることを強く謳っています。

本区においては子どもの基本的な権利を守るための児童相談所を令和2年に開設します。基礎的自治体の特性を活かし、母子保健、育児支援、経済支援など様々なサービスを総合的に運用し、地域力を活用することで児童虐待の発生予防に取り組みます。また、子どもの最善の利益を確保するための社会的養育体制の整備を図ります。

★=新たな取組・視点 ☆=拡充する取組・視点

1 子どもの権利を基礎とした社会的養育の推進

- ★ ○子どもの最善の利益の観点から、家庭からの分離が必要になった場合にも、その後の一時保護から代替養育まですべての段階において、個々の子どものニーズに応じた養育（ケア）がなされ、同時並行的に永続的解決を目指したソーシャルワークに取り組みます。

児童相談所

2 子どもの権利条例の制定と普及啓発

- ★ ○児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの権利擁護に関する本区の理念を条例化します。条例の内容を広く区民に周知し、子どもの最善の利益が優先される地域社会づくりを目指します。

⇒P72：江戸川区子どもの権利条例の制定に向けて

子育て支援課

3 子どもの意見表明権を保障する仕組みの構築

- ★ ○自ら声を上げられない子どもの権利擁護のため、第三者性を有し児童福祉の専門家や弁護士等で構成される江戸川区児童福祉審議会の子どもの権利擁護部会を活用します。

○アドボケイト（代弁者）制度の早期実現に向けた検討を行います。

○必要な子どもたちに制度が広く周知されるよう、効果的な発信方法を検討します。

子育て支援課

4 児童相談所の運営

- ★ ○令和2年度設置の児童相談所により、急増する虐待相談対応等の現状の課題を解決し、子ども家庭支援センターとの二元体制の解消や切れ目のない児童福祉行政を行います。

○母子保健、育児支援、経済支援など様々な支援サービスを有する基礎的自治体の特性を活かし、子ども・子育て家庭に対する総合的・専門的な支援を行います。

⇒P71：児童相談所「はあとポート」の運営方針

児童相談所

5 一時保護所の運営

- ★ ○一時保護の期間が長期化している現状を踏まえ、教育委員会と連携し、児童の在籍校から学習指導状況や教材等の提供を受けるほか、必要に応じて、在籍校の担任による面会、在籍校への通学の適否検討を行うなど、一時保護所内における公教育の充実を図ります。
- 一時保護所内での児童の権利擁護を推進するため、アドボケイト（代弁者）を設置することを検討します。

児童相談所／指導室

6 一時保護所の分園設置検討

- ★ ○一時保護所について、「できる限り良好な家庭の環境」の確保につながる分園設置（小規模化・地域分散化）を検討します。

児童相談所

7 子どもショートステイの充実

- ☆ ○特に養育困難な家庭に子どもショートステイの利用を働きかけ、虐待を防止し、養育の支援を図ります。
- 児童相談所開設により、利用の増加が考えられることから、虐待予防や再発防止の観点からもショートステイ協力家庭の拡大、要支援ショートステイの拡充など一層の充実を図ります。

児童相談所

8 乳児院、児童養護施設の設置運営支援

- ★ ○社会福祉法人の運営による児童養護施設の開設を、令和3年度を目標に進めます。

児童相談所

9 児童虐待の防止対策

- ☆ ○令和2年度より、従来の子ども家庭支援センターの機能は児童相談所に統合されます。児童虐待防止対策として、引き続き、相談・対応体制の確立と関係機関との連携強化を図ります。

児童相談所

10 母子保健施策を通じた虐待予防

- ☆ ○母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資するものであることに留意し、「妊婦健康診査」「乳幼児健康診査」などの機会を通じて児童虐待の発生予防と早期発見に努めます。

健康サービス課

11 児童相談所と配偶者暴力相談支援センター等との連携強化

- ★ ○配偶者暴力のある家庭では、同時に子どもへの直接的な暴力（身体的虐待）や心理的虐待（面前DV）が行われている場合があり、DV被害者は加害者への恐怖心などから子どもへの虐待を制止することが困難な場合があります。子どもへの虐待の早期発見・対応とDV被害者の保護のために児童相談所と配偶者暴力相談支援センター等のDV対策部署の連携協力のあり方を検討します。

児童家庭課／児童相談所

12 転入世帯における要支援家庭の早期発見の強化

- ★ ○妊娠期から本区に在住し、継続的に支援を行っている世帯と比べて、他自治体から転入してくる世帯は実態把握に時間がかかります。今後は国の母子保健情報システムを活用し、前居住地の健診受診状況を把握していきます。
- 転入世帯の詳細な状況把握のため、転入時の児童手当や子ども医療費助成の申請窓口となっている児童家庭課と母子保健部署との連携方法を検討し、転入世帯の健診受診状況などの実態把握を行う仕組みづくりを検討します。
- 転入妊婦を把握した際には妊娠届出時と同様に全数面接を実施しています。今後も転入手続き時や産科医療機関で転入妊婦が健康サポートセンターでの面接に案内されるよう連携し、転入妊婦との全数面接を行っていきます。

児童家庭課／健康サービス課

13 特定妊婦や飛び込み出産の妊産婦対応

- ★ ○出生前・出産後の育児について特に支援が必要な特定妊婦や妊婦健診未受診等の医学的リスクが高い飛び込み出産の妊産婦は、望まない妊娠、知的・精神的な問題、社会からの孤立感など様々な課題が複雑に絡みあい、家族の支援が期待できない状況にあります。
- 安全な出産、出産後の子どもの成長発達の保障という観点から、行き場のない妊産婦の産前産後支援や、育児をサポートし家族関係の改善を働きかけ、母子の自立を促していく機能を持つ（仮称）産前産後母子ホームの設置を検討します。
- 未受診妊婦や飛び込み出産を把握した時点から保健師が関わり、関係機関と連携をとりながら継続支援をしていきます。

児童家庭課／健康サービス課

14 保育園における地域の子育て支援機能の強化

- ☆ ○児童相談所の開設により、保育園の保護者支援、地域の子育て支援の役割がさらに高まります。区立・私立保育園が果たす今日的な児童福祉施設の役割を検討します。

保育課

15 里親支援事業

- ☆ ○児童養護施設等で暮らしている子どもたちを、家庭的環境で育てる「里親（養育家庭）」制度について、普及啓発、里親の選定、里親支援及び養子縁組に関する相談支援を総合的に実施し、里親委託の一層の推進を図ります。
- 拡大のため、協力家庭に子どもショートステイを依頼し里親につなげていきます。
- パーマネンシー保障の観点から、永続的に安定した養育環境となる特別養子縁組について、相談支援等の推進を図ります。

児童相談所

16 社会的養護からの自立へ向けての取組

- ★ ○社会的養護により育った子どもが一般家庭の子どもと同様に社会において自立していけるよう「東京都社会的養護施策推進計画」に沿い、「自立援助ホーム」「自立生活スタート支援事業」「ふらっとホーム（地域生活支援事業）」「児童養護施設退所者等の就業支援事業」「自立支援コーディネーター（児童養護施設に配置）」「ジョブ・トレーナー（自立援助ホームに配置）」など、都の事業の活用を図ります。

児童相談所

児童相談所「はあとポート」の運営方針

令和2年4月、江戸川区児童相談所「はあとポート」が開設します。

「はあとポート」は、江戸川区のすべての子どもたちを見守り支える施設です。子どもと保護者が気軽に立ち寄れる「心の港」となるよう、子どもに関する様々な相談に応じながら子どもや子育て家庭への援助を行い、もって子どもの福祉向上を図り、その権利を擁護します。

当面の運営方針は次のとおりです。

1. 開設時の体制

⇒所長の下に相談課（庶務係・総合相談係）、援助課（管理係・調査係・援助第一係・援助第二係・心理指導第一係・心理指導第二係・地域支援係）、一時保護課（調整係・保護第一係・保護第二係・保護第三係）を設置。

2. 児童虐待等をはじめとする緊急対応事案の発生が疑われる場合

⇒児童相談所長の指揮命令の下に、初動体制として「調査係」が児童の48時間内現認等を速やかに行い、その後、継続的な支援をする必要がある事案は「援助係」に担当を引き継いでいく。

⇒「初動（介入）」と「支援」の体制を分けることにより、緊急避難的な対応は速やかに、また、継続的な対応はきめ細やかに支援することとし、限られた人員体制の中で効率的かつ効果的に対応する。介入と支援の業務を担う職員を分かつことで、相談しやすく、信頼関係の構築とよりの確な支援を提供する。

3. 今後の充実

⇒令和元年度に試行的に開始した要保護児童対策地域協議会の実務者会議（区内8か所）の機能強化を図っていくとともに、職員の人材育成等により児童相談所の運営体制の充実に取り組んでいく。

● 江戸川区児童相談所「はあとポート」(イメージ)



江戸川区子どもの権利条例の制定に向けて

平成元年に国連で採択された「児童の権利に関する条約」（日本は平成6年4月22日に批准）が保障する子どもの権利を、具体的に、わかりやすく定め、それを保障するための区民の役割や江戸川区の取組について規定する「江戸川区子どもの権利条例（仮称）」の制定を目指します。

区条例の基盤となる「児童の権利に関する条約」では以下の4項目を一般原則としています。

1. 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
⇒すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
2. 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
⇒子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。
3. 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
⇒子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達にに応じて十分に考慮します。
4. 差別の禁止（差別のないこと）
⇒すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

（出典：日本ユニセフ協会）



第5章 親への支援

基本方針2 子育て家庭を支える環境づくり

- 1 妊娠・出産期のサポート
- 2 家庭保育支援の充実
- 3 保育環境の整備・拡充
- 4 相談体制の整備・拡充
- 5 経済的支援
- 6 ひとり親や生活困窮家庭等への支援

★ 新たな取組・視点 ★

- 特定不妊治療費の助成
- 多胎児家庭に対する支援
- 区内中小企業従業員の育児休業取得促進に向けた取組【再掲】
- ベビーシッター事業の活用
- 児童相談所における総合的な相談対応
- 学校給食費保護者負担軽減

☆ 拡充する取組・視点 ☆

- 妊婦全数面接
- 入院助産
- 産後ケア事業
- 赤ちゃん訪問事業
- 子育てひろばの相談機能の強化
- 一時保育の拡充
- 保育ママ制度の充実【再掲】
- 認可保育園・地域型保育事業の新設と企業主導型保育事業の設置促進
- 一時保育及び緊急一時保育の推進

第1節 妊娠・出産期のサポート

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、子どもの発育や成長段階に応じた疾病予防・健康増進のための取組や相談体制の充実、各種健康診査を着実に実施します。また、子どもの生まれた家庭や出産後の母親が孤立することのないよう、近隣の区民が子育て家庭を見守っていく取組などを通じ、子育て支援の手から漏れる子どもが生じることのないよう努めます。

★=新たな取組・視点 ☆=拡充する取組・視点

1 母子保健の充実

- 妊婦健診、乳幼児健診の体制を確保し、妊娠期から乳幼児期の健康づくりの充実、母子保健の向上に努めます。
- 健診未受診者の状況を把握し、案内等の徹底や受診しやすい環境の整備により受診率の向上を図ります。

健康サービス課

2 特定不妊治療費の助成

- ★ ○高額な治療費を要する特定不妊治療の経済的・精神的負担を軽減するため、医療保険が適用されない治療費の一部を助成します。

健康サービス課

3 妊婦全数面接

- ☆ ○妊娠期から子育て期にわたる支援として、妊娠届出時や転入時に妊娠中の不安や心配事に対して保健師等の専門職が面接することで、不安を軽減し、安心して出産を迎えられるよう支援します。支援が必要な妊婦に対しては、支援プランを作成し継続的に支援を実施します。
- 生活困難や虐待のリスクなど様々な課題の早期把握・早期対応に結びつけるため、全数への実施を基本方針としています。

健康サービス課

4 親子健康手帳（母子健康手帳）

- 父親の育児参画を促進するとともに、妊娠期から18歳まで活用できるように母子健康手帳の内容を刷新し、標題を親子健康手帳（母子健康手帳）に変更します。

健康サービス課

5 ハローベビー教室

- 妊娠・出産の知識や子育ての具体的なイメージ化を進めて育児力の向上を図るよう、従来のプログラム等を工夫して実施しています。妊婦全数面接で初妊婦とそのパートナーの参加を促していきます。
- 妊娠期からの切れ目ない支援のために妊娠期の課題を整理し、対象者や内容等、ハローベビー教室のあり方を検討していきます。

健康サービス課

6 入院助産

- ☆ ○保健上必要があるにもかかわらず、経済的に困窮しており病院等施設における出産費用を負担できない方について、安心安全に出産していただくために、本人から申請があった場合に出産にかかる費用を公費で負担します。
- 対象となる方には情報を提供し、申請を勧奨していきます。

健康サービス課

7 産後ケア事業

- ☆ ○産後の不安定な時期に、家族等から支援を受けることができず、支援が必要な産婦及び乳児に対して、宿泊・通所により母体の休養と育児指導等を行うことで、育児不安を軽減し、児童虐待の防止に努めます。
- 支援を必要としているが上の子がいるため利用できない、実施施設までの通所ができず利用できない、という方への支援強化のため、令和2年度から訪問型の産後ケアを実施します。

健康サービス課

8 新生児訪問

- 出生後、母子健康手帳につづられている「新生児訪問等相談申請票」によって申し込みのあった家庭に助産師又は保健師が訪問し、赤ちゃんの体重測定・授乳などの育児相談やお母さんの健康相談を受け、子育て支援情報を案内します。

健康サービス課

9 赤ちゃん訪問事業

- ☆ ○新生児訪問を希望しない家庭が支援の手から漏れることのないよう、地域で赤ちゃんの健やかな成長を見守る事業です。地域を担当する赤ちゃん訪問員が、訪問などによりこれからの健診や予防接種、子育てひろば、相談窓口など子育てに役立つ「子育て情報バッグ」をお届けし、赤ちゃんやお母さんの様子も確認します。
- 支援を必要とする0歳児世帯を早期に、かつ確実に発見し、虐待の発生予防等を図るため、訪問者の専門性などを含め、将来的な赤ちゃん訪問事業のあり方を研究します。

健康サービス課

10 多胎児家庭に対する支援

- ★ ○多胎児家庭の妊娠・出産・育児に伴う身体的・精神的な負担や、社会からの孤立感の軽減を図るため、訪問型の支援を検討します。

子育て支援課／児童家庭課

11 離乳食講習会

- 5か月から1歳6か月までの離乳食期に保護者の不安を軽減し自信を持って離乳食が進められるよう講習会を行います。

健康サービス課

12 乳幼児期からの歯科健診・歯科相談の充実

- 1歳児歯科相談（歯ッピー教室）、1歳6か月児歯科健康診査、2歳児歯科相談（歯ウツ教室）、2歳6か月児歯科健康診査を行い、乳幼児期の歯と口腔の健康づくりの充実を進め、母子保健の向上に努めます。
- 7か月児歯科相談（歯育て教室）を乳児健康診査時に案内し、歯の健康に関する相談に応じます。

健康サービス課



第2節 家庭保育支援の充実

本区では、0～2歳児の低年齢期は家庭で保育する世帯が多く、また区が実施したニーズ調査によっても3歳まで育休を取得したいという希望が一定程度あることが明らかになっています。このため親子の孤立化を防ぎ、育児の不安や悩みを気軽に相談できる施策を拡充するとともに、区内中小企業においても従業員が希望する期間まで育児休業が取得できる職場づくりを働きかけるなど、安心して家庭保育が選択できる環境の充実に努めます。

★=新たな取組・視点 ☆=拡充する取組・視点

1 子育てひろばの相談機能の強化

- ☆ ○就学前の乳幼児と保護者が、自由に遊び、交流しながら、子育ての仲間づくりや情報交換を行える場所である子育てひろばに、子育てに関する相談を気軽に受けられる人材を配置し、ひろばでの相談機能の強化を図ります。

子育て支援課

2 一時保育の拡充

- ☆ ○育児疲れやリフレッシュなど、家庭保育を行う保護者の多様なニーズに対応するため一時保育の拡充に取り組みます。

子育て支援課

3 0歳児家庭サポート事業「よちよち応援隊」

- 0歳児を家庭で養育する世帯に家事支援サービスを提供します。保護者の家事・育児負担感の軽減を図り、子どもと楽しく過ごす時間を増やせるように支援します。家事支援サポーターに育児の不安や悩みを気軽に相談できることで、保護者の孤立感を減らしていきます。
- 恒常的なサポーターの確保に努め、事業実施で把握した課題のある世帯に必要な支援につなげるための関係機関の連携を進めます。

児童家庭課

4 乳児養育手当

- 家庭で0歳児を保育する世帯に対して本区独自の乳児養育手当を支給します。

児童家庭課

5 区内中小企業従業員の育児休業取得促進に向けた取組【再掲：第4章第1節6】

- ★ ○2歳以降の長期育休取得を促進するため、区内中小企業と従業員（育休取得者）を支援します。

子育て支援課

第3節 保育環境の整備・拡充

保育ニーズの多様化に対応するため、平成27年度に開始された「子ども・子育て支援新制度」の枠組みを基本としつつ、本区独自の保育ママ制度の活用や私立幼稚園における預かり保育の推進、保育事業者の実情に合わせた保育環境の整備・拡充を図ります。

★=新たな取組・視点 ☆=拡充する取組・視点

1 保育ママ制度の充実【再掲：第4章第1節2】

- ☆ ○本区の「保育ママ制度」は、愛情あふれる保育を0歳の子どもに提供するものです。保育ママによる保育をさらに推進するため、保育時間の延長、賃貸物件等を活用した保育ママ室の増設、保育ママから認可保育園に円滑に入園できるような仕組みづくりに取り組みます。

保育課

2 幼稚園における預かり保育等の推進

- 多様化する保護者の保育ニーズに対応するため、私立幼稚園に働きかけを行い、預かり保育の拡充を図ります。区立幼稚園では、一時的に保育が困難な保護者に対して、ショートサポート保育の十分な活用を進めます。

子育て支援課/学務課

3 認可保育園・地域型保育事業の新設と企業主導型保育事業の設置促進

- ☆ ○地域ごとの保育ニーズと保育の質の確保の両面を勘案し、良質な保育事業者の選定などに留意して整備を進めます。
- 小規模保育所については、3歳からの連携施設の確保を支援し、保護者の不安解消に努めます。
- 子育てと仕事の両立を目指す企業が設置する事業所内保育所及び企業主導型保育事業の設置を促進します。

子育て支援課

4 ベビーシッター事業の活用

- ★ ○待機児童対策としてベビーシッターの利用にかかる費用の助成について検討します。

子育て支援課

5 一時保育及び緊急一時保育の推進

- ☆ ○多様な保育ニーズに対応するため、実施について事業者の理解、協力を得ながら一時保育事業の充実を図ります。
- 保護者の緊急入院時でも、依頼を受けたら迅速に対応できるよう、緊急一時保育の利便性を高める方策を検討していきます。

子育て支援課／保育課

6 区立保育園の民営化

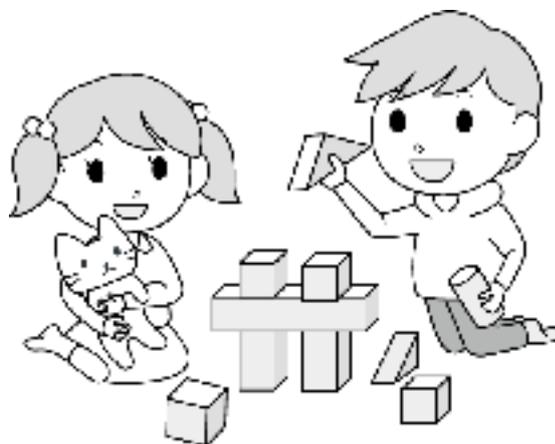
- 効率的な保育園運営と区民サービスの向上を実現するため、区立保育園の民営化を推進します。民営化園の運営は、平成14年3月に区内の私立幼稚園と私立保育園が一体となって設立した社会福祉法人えどがわが担っています。

子育て支援課

7 大規模マンション開発における認可保育施設の設置誘導

- 住宅等整備事業における基準等に関する条例において、200戸以上の住宅建設に際して保育施設設置協議が義務づけられています。区が保育事業者に対して開設準備経費補助を行うことにより、認可保育施設の設置を誘導します。

子育て支援課



第4節 相談体制の整備・拡充

生活に様々な課題を抱えた家庭の中には、必要とする制度の存在や手続きなどについての認識がなく、支援につながらないこともあることから、子育て家庭と接するあらゆる機会や場を活用し、総合的な情報提供・相談体制の充実を図ります。

★=新たな取組・視点 ☆=拡充する取組・視点

1 児童相談所における総合的な相談対応

- ★ ○児童相談所は、子どもに関する様々な相談（養育・虐待・障害・非行・不登校など）に対して、第一義的かつ専門的に受け止め、適切な支援につなげていきます。

児童相談所

2 育児ストレス相談

- 日々の子育てに悩んでいる保護者や家族の相談に対して、専門医・相談員が個別に対応します。

健康サービス課

3 乳幼児栄養相談

- 乳幼児期の健やかな発育のための栄養・食生活の相談と乳幼児期特有の食の悩みや不安の解決のための相談を行います。

健康サービス課

4 MCG（マザーアンドチャイルドグループ）

- 育児困難を抱えた母親たちが、グループケアを通じ親子関係や家族関係等の問題解決が図れるよう支援し、児童虐待の防止に努めます。

健康サービス課

5 子育てひろばの相談機能の強化【再掲：第5章第2節1】

- 就学前の乳幼児と保護者が、自由に遊び、交流しながら、子育ての仲間づくりや情報交換を行える場所である子育てひろばに、子育てに関する相談を気軽に受けられる人材を配置し、ひろばでの相談機能の強化を図ります。

子育て支援課

6 教育研究所の教育相談（いじめ・不登校・発達障害など）の充実

- いじめや不登校、発達などの悩みに専門的に対応できるよう、関係機関との連携を強め、教育研究所の教育相談機能を充実させていきます。また、教職員相談や学校要請訪問など専門性を持つ人材を派遣することで学校を支援します。
- 相談内容は多様化、複雑化しており、相談件数も増えていることから、関係機関との連携を強め、教育相談機能を充実させます。

教育研究所

7 配偶者暴力相談支援センター

- 配偶者からの暴力を防止し、被害者の自立支援と保護を行うにあたり、被害者が直面する様々な悩みや不安などの相談に対応します。また、被害者に対する適切な支援と保護のため、関係機関との連携強化と相談支援体制の充実を図ります。
- すぐに一時保護することができない場合、児童相談所や婦人相談員等、その他関係機関との連携を図りながら、相談者への継続的な支援の確保を図ります。

児童家庭課

8 就学相談

- 障害のある児童・生徒の就学に係る相談体制の充実を図り、個に応じた適切な就学ができるよう、医師や教育関係職員等の専門家による総合的かつ慎重な判断と助言を行います。

学務課



第5節 経済的支援

比較的収入が少なく、経済的負担の大きい子育て世帯に対し、保護者の就労状況や健康状態に関わらず日々の生活を安定させ、不安なく子育てができるよう、各種手当の支給や医療費の助成など経済的支援を行います。

また、幼児教育・保育の無償化については、国制度の理念を堅持しつつ本区のこれまでの施策と整合性を図るため、独自の負担軽減策を講じます。

★=新たな取組・視点 ☆=拡充する取組・視点

1 乳児養育手当【再掲：第5章第2節4】

○家庭で0歳児を保育する世帯に対して本区独自の乳児養育手当を支給します。

児童家庭課

2 児童手当

○中学校修了前（15歳に達する年度の末日まで）の児童を養育している保護者の方に支給します。

児童家庭課

3 子ども医療費助成

○子どもの健やかな育成と子育て世代の経済的な負担を軽減するため、子ども医療費助成を実施します。

児童家庭課

4 私立幼稚園等の保護者負担軽減

○国による幼児教育・保育の無償化の水準は本区の実態に見合わないため、保育料については本区独自に無償化限度額を引き上げ、入園料の補助についても事業を継続します。

○国の無償化制度対象外である幼稚園類似施設についても、東京都の補助制度を活用した保育料の補助、及び区独自の入園料補助を継続します。

子育て支援課

5 認証保育所保育料負担軽減

○非課税世帯を除く低所得世帯の0～2歳児については幼児教育・保育の無償化の範囲に含まれないため、現在の補助事業を継続します。

子育て支援課

6 保育園、幼稚園に対する給食費の補助

- 無償化に伴う保育園給食費（副食費）の実費徴収化による新たな保護者負担をなくすため、園に対して区独自に副食費相当分を補助します。また、私立幼稚園に対しても給食提供にかかる費用の一部を補助し、保護者負担の軽減を図ります。

子育て支援課

7 就学援助制度

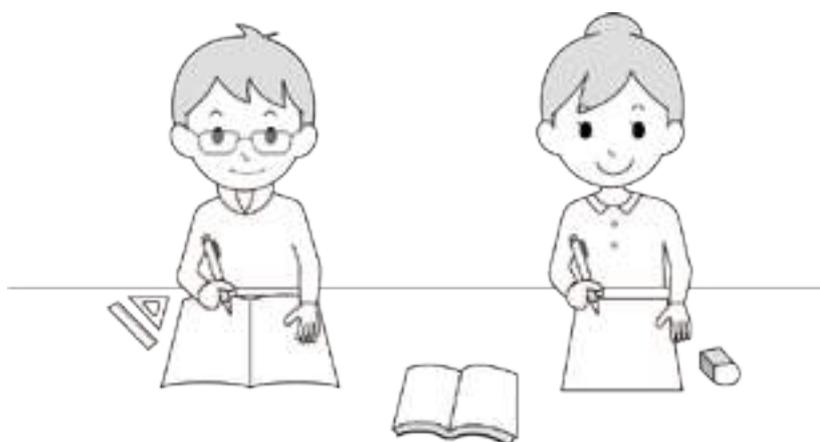
- 経済的事由により就学困難な児童・生徒に、就学援助費として給食・学用品等の費用を援助します。

学務課

8 学校給食費保護者負担軽減

- ★ ○食材費の高騰等による給食費改定に伴い、給食費の一部補助を実施します。また、就学援助制度を拡充し、多子世帯の給食費補助を実施します。

学務課



第6節 ひとり親や生活困窮家庭等への支援

相対的な貧困率が高いひとり親家庭や、病気・障害・低所得等による生活困窮家庭等は、子育てや生計を維持していく中で様々なストレスを抱えています。こうした家庭に対して、子育てと仕事の両立、就労支援、住宅支援などニーズに即した支援に取り組みます。また、家庭の事情により生活の基本となる食事や学習機会、子どもの将来の希望が失われることがないように適切に支援を行います。

★=新たな取組・視点 ☆=拡充する取組・視点

1 児童育成手当

○離婚・死亡などにより父親又は母親と生計が別の児童や、父親又は母親に重度の障害がある児童を養育している方に手当を支給します。

児童家庭課

2 児童扶養手当

○離婚・死亡などで父親又は母親と生計が別、又は父親もしくは母親に重度の障害がある児童の父親・母親・養育者に手当を支給します。

児童家庭課

3 ひとり親家庭等医療費助成

○ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の健康を維持し、福祉の増進を図ります。

児童家庭課

4 ひとり親家庭に対する貸付金

- 災害・疾病等により緊急に資金を必要とし、他から資金を借りることが困難な母子世帯へ母子福祉生活一時資金を貸付します。
- 就学支度、医療、生活、住宅などの用途に対して東京都母子及び父子貸付金を貸付します。

児童家庭課

5 生活保護受給世帯向け進学支援

○生活保護受給世帯に対し、中学・高校生の塾代や大学受験料の助成を行います。

生活援護課

6 受験生チャレンジ支援貸付事業

○一定所得以下の世帯の子どもへの支援を目的として、学習塾などの費用や、高校・大学などの受験費用について貸付けを行います。

社会福祉協議会

7 生活困窮者自立支援制度の学習支援

- おおむね18歳までの、不登校や高校進学の動機付けが必要な生徒や新たに高校進学を目指す生徒に、専門的な支援員による家庭訪問や面接相談及び学習支援を行います。

生活援護課

8 食の支援（食事支援事業）【再掲：第4章第5節4】

- 食の支援事業として、支援が必要な家庭で地域ボランティアが食事を手づくりする食事支援ボランティア派遣事業「おうち食堂」、江戸川区仕出弁当組合の協力により家庭にお弁当を届ける子ども配食サービス事業「KODOMO ごはん便」を実施しています。食事を家庭に直接届けることで、子どもの健康を増進し、健やかな成長を支援することを目的とします。
- ボランティアの確保とさらなるスキルアップに努めます。事業実施により把握した家庭が抱える課題を整理して必要な支援につないでいきます。

児童家庭課

9 ひとり親家庭ホームヘルプサービス

- 義務教育終了前の児童を扶養しているひとり親家庭で、傷病や就職活動等により一時的に家事や育児に支障が生じた時、ホームヘルパーを派遣します。所得により一部負担金があります。

児童家庭課

10 母子生活支援施設の運営充実

- 母子家庭で、子どもの養育や生活上のいろいろな問題を抱え、自立のために援助を要する方の施設である「母子生活支援施設」を充実させ、生活の立て直しを図れるよう様々な援助を提供します。

児童家庭課

11 ひとり親家庭相談支援（就労支援・住宅支援）

- ひとり親相談室すずらんにおいて、生活に関する内容から就業支援までワンストップで支援します。また、ひとり親家庭に対し、専門的な職業能力開発に資する自立支援給付金事業を実施することにより、安定した就業の実現と経済的自立の促進を図ります。

児童家庭課

12 ひとり親資格取得のための助成

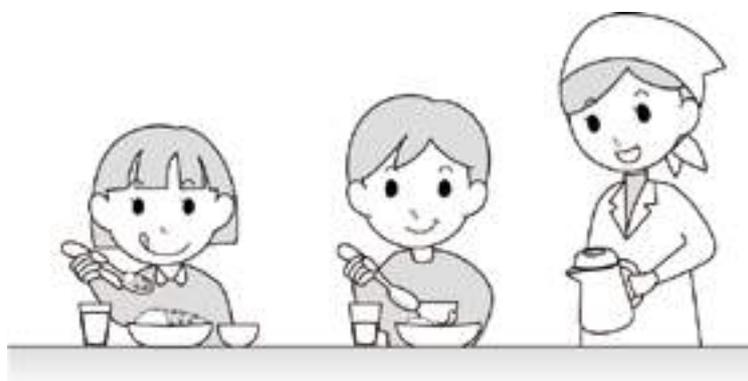
- 国が指定した職業能力開発のための講座を受講する場合に、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金を修了後に支給します。
- 看護師や介護福祉士、保育士、調理師などの国家資格を取得するために、1年以上の養成機関に就学している場合、生活費としてひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を支給します。

児童家庭課

13 子どもの就労支援

- ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童、高校中退者等への就労に関して、関係機関と連携し適切な支援を行います。

児童相談所／健全育成課



第6章 地域全体での支援

基本方針3 社会全体で子育てに取り組む環境づくり

- 1 地域全体で支える子どもの育ち
- 2 子どもを支える人材の育成・体制整備

★ 新たな取組・視点 ★

- 子ども朝ごはん食堂【再掲】

☆ 拡充する取組・視点 ☆

- 『なごみの家』の整備【再掲】
- すくすくスクール事業【再掲】
- 多文化共生社会への対応
- 成長支援フォーラムの開催
- 子ども会への支援

第1節 地域全体で支える子どもの育ち

子どもの育ちや子育て家庭を支え、子どもたちの健やかな成長を見守るためには、地域に根差した区民活動等による「気づき」や、共育・協働による「地域ぐるみ」の支えあいが重要です。区民のボランティアな活動や本区ならではの地域資源などにより子どもと子育て家庭を地域全体で支援します。

★=新たな取組・視点 ☆=拡充する取組・視点

1 地域力を活用した養育支援家庭の早期発見・支援

- 新生児訪問、妊産婦訪問の事業に加え、赤ちゃん訪問事業により、支援が必要な家庭を早期に把握し、保健師等による家庭訪問や個別相談などの支援を切れ目なく行っていきます。

健康サービス課

2 『なごみの家』の整備【再掲：第4章第5節1】

- ☆ ○誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域共生社会構築の拠点として「なごみの家」を区内9か所に設置し、子どもから熟年者まで誰でも集える交流の場としています。区民の協力を得ながら、「居場所・通いの場」「なんでも相談」「地域のネットワークづくり」の機能を果たしています。
- 地域の協力を得ながら、各地域のなごみの家を拠点に「地域で子どもを育てる」事業を展開します。

社会福祉協議会

3 赤ちゃん訪問事業【再掲：第5章第1節9】

- 新生児訪問を希望しない家庭が支援の手から漏れることのないよう、地域で赤ちゃんの健やかな成長を見守る事業です。地域を担当する赤ちゃん訪問員が、訪問などによりこれからの健診や予防接種、子育てひろば、相談窓口など子育てに役立つ「子育て情報バッグ」をお届けし、赤ちゃんやお母さんの様子も確認します。

健康サービス課

4 0歳児家庭サポート事業「よちよち応援隊」【再掲：第5章第2節3】

- 0歳児を家庭で養育する世帯に家事支援サービスを提供します。保護者の家事・育児負担感の軽減を図り、子どもと楽しく過ごす時間を増やせるように支援します。家事支援サポーターに育児の不安や悩みを気軽に相談できることで、保護者の孤立感を減らしていきます。

児童家庭課

5 食の支援（食事支援事業）【再掲：第4章第5節4、第5章第6節8】

- 食の支援事業として、支援が必要な家庭で地域ボランティアが食事を手づくりする食事支援ボランティア派遣事業「おうち食堂」、江戸川区仕出弁当組合の協力により家庭にお弁当を届ける子ども配食サービス事業「KODOMO ごはん便」を実施しています。食事を家庭に直接届けることで、子どもの健康を増進し、健やかな成長を支援することを目的とします。
- ボランティアの確保とさらなるスキルアップに努めます。事業実施により把握した家庭が抱える課題を整理して必要な支援につないでいきます。

児童家庭課

6 子ども朝ごはん食堂【再掲：第4章第5節5】

- ★ ○子どもたちが始業前の学校で地域ボランティアと共に、おにぎり等の朝ごはんをつくって食べることで、自ら調理する力と適切な食習慣・食生活を身につけます。

健康サービス課

7 子ども食堂

- 区内の町会・自治会や飲食店、NPO法人等が独自に運営して、子どもたちに食事を提供する取組です。親子でも子どもだけでも参加でき、熟年者も参加できる「子ども食堂」もあるなど、地域の交流の拠点としての役割も果たしています。
- 子どもたちの「食」を支えるだけでなく、安心できる居場所にもなっています。ボランティアで運営に協力する区民も増えていて、地域で子どもを見守る機運を高めています。

社会福祉協議会

8 子どもと家庭のおとなりさんボランティア事業

- 様々な支援が必要な子どもや家庭に対し、地域の人々が「おとなりさん」として、ぬくもりのある地域での関わりを持っていただく仕組み「おとなりさんボランティア」を通じ、子育てひろば等での支援、家庭へ派遣しての支援を行います。また担い手としてのボランティア養成講座を継続的に実施します。

児童家庭課

9 すくすくスクール事業【再掲：第4章第3節1】

- ☆ ○すくすくスクールでは、学校・地域・保護者が連携し、多くのボランティアの協力のもと、様々な体験やふれあいを通して子どもたちの豊かな心を育てています。
- 区内小学校の全校に配置（70 か所）されており、放課後等における健全育成のための活動場所に学童クラブの機能を包含させた事業であることから、国の「新・放課後子ども総合プラン」に沿ったものとして引き続き充実を図ります。

教育推進課

10 青少年のための社会環境づくり

- 家庭、学校、地域社会、健全育成団体等が連携し、青少年のための健全な社会環境づくりを進めます。
- 青少年問題協議会を中心に子どもを支援する環境づくりを促進するための情報提供を行います。

健全育成課

11 安全・安心まちづくり運動の展開（防犯パトロール団体の拡大）

- 近年、全国で子どもが被害者となった凶悪な事件が発生しています。被害の未然防止のためにも、防犯パトロール団体数を増やし、子どもへの登下校等の見守りを増やしていくよう図ります。

環境推進課

12 えどがわ「花いっぱい運動」と地域の「ながら見守り」活動の推進

- 環境をよくする運動の一環として町ぐるみで花を育て、花を増やして町を彩るとともに、屋外での花の手入れを行う人の目を増やして、犯罪を抑止していきます。

環境推進課／えどがわ環境財団

13 民生・児童委員

- 民生・児童委員は、町会・自治会長からの推薦を受け、厚生労働大臣の委嘱を受けたボランティアとして活動しています。
- 「委員と学校との連携強化」「児童相談所との連携」「個人情報保護に留意しながらの情報共有」などを図り、民生・児童委員の活動を支援します。

福祉推進課

14 学校応援団

- 「子どもたちのために役立ちたい」という思いを持っている保護者や地域の方々为学校を応援する取組です。地域・保護者・家庭が連携し、学校を取り囲む地域全体で子どもを見守り、育てていこうとする活動であり、活動の側面的支援及びボランティアの継続的な確保を図ります。

教育推進課

15 社会的資源の把握と活用

- 小・中学校を基盤とする「おやじの会」や、各地区町会関係者など、区民や任意団体による子どものための活動の実態を把握し、活動の周知などの側面支援により社会的資源の活用を図ります。

教育推進課

16 多文化共生社会への対応

- ☆ ○日本語能力が不十分な児童・生徒に対し、日本語学級において、日本語の習得を図ります。また、学校に対する日本語指導員の派遣回数を拡大し、児童・生徒の学校への適応を促進します。

学務課／指導室

第2節 子どもを支える人材の育成・体制整備

より地域の実情に即した支えあいを実現するため、各地域で活躍する区民の活動、それを担う人材の育成、民生・児童委員や健全育成団体、ボランティアへの支援を行います。また、困難を抱える子どもに対しても、より質の高い事業提供が行えるよう、保育園・幼稚園、学校などの現場への支援を行います。

★=新たな取組・視点 ☆=拡充する取組・視点

1 江戸川総合人生大学を通じた地域人材の育成

- 「江戸川総合人生大学」は社会貢献を目指す人々を応援する大学で、各学部・学科の卒業生の多くが、区内の地域づくり活動を行っています。
- 地域の子どもたちを支える卒業生の活動例として、「子育てささえあい学科」では、未就学親子のイベント、学校での学習補助、読み聞かせ、子ども食堂など、「国際コミュニティ学科」では日本文化の紹介、インド人学校の授業サポート、留学生へのサポートなどがあり、引き続き、地域の子ども支援活動の創出を図ります。

文化課

2 成長支援フォーラムの開催

- ☆ ○「子どもの貧困問題」「児童虐待問題」など、子どもを取り巻く様々な問題について一人でも多くの区民が関心を持ち、「気づき」の視点を持ってもらうことが大切です。地域全体で子どもの育ちを支える輪を広げる機会として「成長支援フォーラム」を開催します。
- 子どもや子育て世帯を支援する地域に根差した取組を行う団体に参加を呼びかけ、支援のネットワークを大きく広げていきます。

児童家庭課

3 えどがわボランティアセンター

- （公益財団法人）えどがわボランティアセンターでは、「ボランティア立区」を目指しボランティアに関する相談や紹介（コーディネート）のほか、フェスティバルやボランティア体験など普及・啓発活動、ボランティアのための各種講座の開催など、区内でボランティア活動が活発に展開されるよう努めています。
- また、子育て支援をはじめ様々な分野で活動する団体には、交流の場や機会の提供や活動費を一部助成するなど、活動の継続、充実のための支援を行っています。

えどがわボランティアセンター

4 ファミリーサポート事業の充実

- 区民同士の支えあい活動であるファミリーサポート事業について、多様化する依頼内容に対応していくため、協力会員の増強及びサブ・リーダーの発掘に努め、地域力を活かした子育て支援としての充実を図ります。
- 外国人会員の増加などによる様々なニーズに対応できるよう、協力会員については幅広い層からの確保を図ります。

児童家庭課

5 「えどがわっ子食堂ネットワーク」を通じた食の支援

- 区内には民間団体等により実施されている子ども食堂があり、設置にあたっての支援や、子ども食堂運営者とボランティア参加希望者、食材・資金援助希望者をつなげるなどの活動を行っている「えどがわっ子食堂ネットワーク」があります。

社会福祉協議会

6 子ども会への支援

- ☆ ○多様な年齢の子ども同士や、家族以外のたくさんの大人とふれあう中で、社会性・自主性・コミュニケーション能力などを育てる「子ども会」の活動を支援します。
- イベントの実施やPRを強化することで、地域力の基盤となる子ども会を活性化します。

健全育成課

7 共育プラザ事業の充実（子育て支援、世代間交流、中高生の活動支援）

- 乳幼児の保護者の子育て支援及び世代間の交流を推進し、各地域の共育・協働を実践する拠点として、共育プラザの一層の充実を図ります。
- 地域・世代間の交流を促進するための地域人材の発掘と協力体制構築に努めます。

健全育成課

8 学校経営・教育活動等への地域人材等の活用

- 地域住民が積極的に学校支援活動に参加し、地域の資源・人材の活用により、学校を支援することで、学校の教育活動をより効果的に推進します。また、地域住民と児童生徒との異世代交流を通して、地域の教育力の向上を図ります。

教育推進課

9 健全育成団体の支援、指導者の育成

- 青少年育成地区委員会、子ども会等の健全育成団体を支援するとともに、ジュニアリーダーや地域の指導者を育成します。
- ジュニアリーダー講習会への参加促進、地域活動を促すための情報提供等により活動の活性化を図ります。

健全育成課

10 保育園発達支援コーディネーターの育成

- 区立及び私立保育園において、発達に課題を抱える子どもへの理解を深め、保護者への適切な対応や支援を行うことができるように保育園発達支援コーディネーターを育成します。また、必要に応じて、コーディネーターのステップアップ研修を実施し、専門性の向上を図るとともに、関係機関との連携強化も推進していきます。

保育課／子育て支援課

11 発達障害支援関係者の連携の推進

- 保育園・幼稚園、小・中学校などの関係機関との連絡調整・情報共有を行うコーディネーター機能や巡回支援などにより支援力の向上を図ります。

障害者福祉課

12 特別支援教育の充実

- 発達障害を含む障害のある児童生徒への学校における対応を強化し、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、令和2年度より、全区立小中学校における巡回指導を開始します。
- 教員の発達障害の理解や支援方法の工夫、特別支援教室専門員の活用、就学相談の充実、エンカレッジルームの有効活用などを検討します。

学務課／指導室

13 青少年委員への支援

- 区内の青少年を健全に育てるために、青少年の余暇指導、青少年団体の育成、青少年指導者に対する援助、官公署及び青少年育成団体の行う青少年教育事業に対する協力、その他青少年教育の振興に関することなどの実践活動を行う青少年委員を支援します。

健全育成課



第7章 子ども・子育て支援事業計画

基本方針4 すべての子どもの育ちを支える環境づくり (第二期江戸川区子ども・子育て支援事業計画)

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の方策
- 3 地域子ども・子育て支援事業

第1節 教育・保育提供区域の設定

1 第一期計画における提供区域設定

提供区域は、子ども・子育て支援法において教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域のことです。(子ども・子育て支援法第61条第2項)

保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に考慮した上で、区市町村が設定します。

江戸川区では、第一期計画において、以下のとおり提供区域を設定しました。

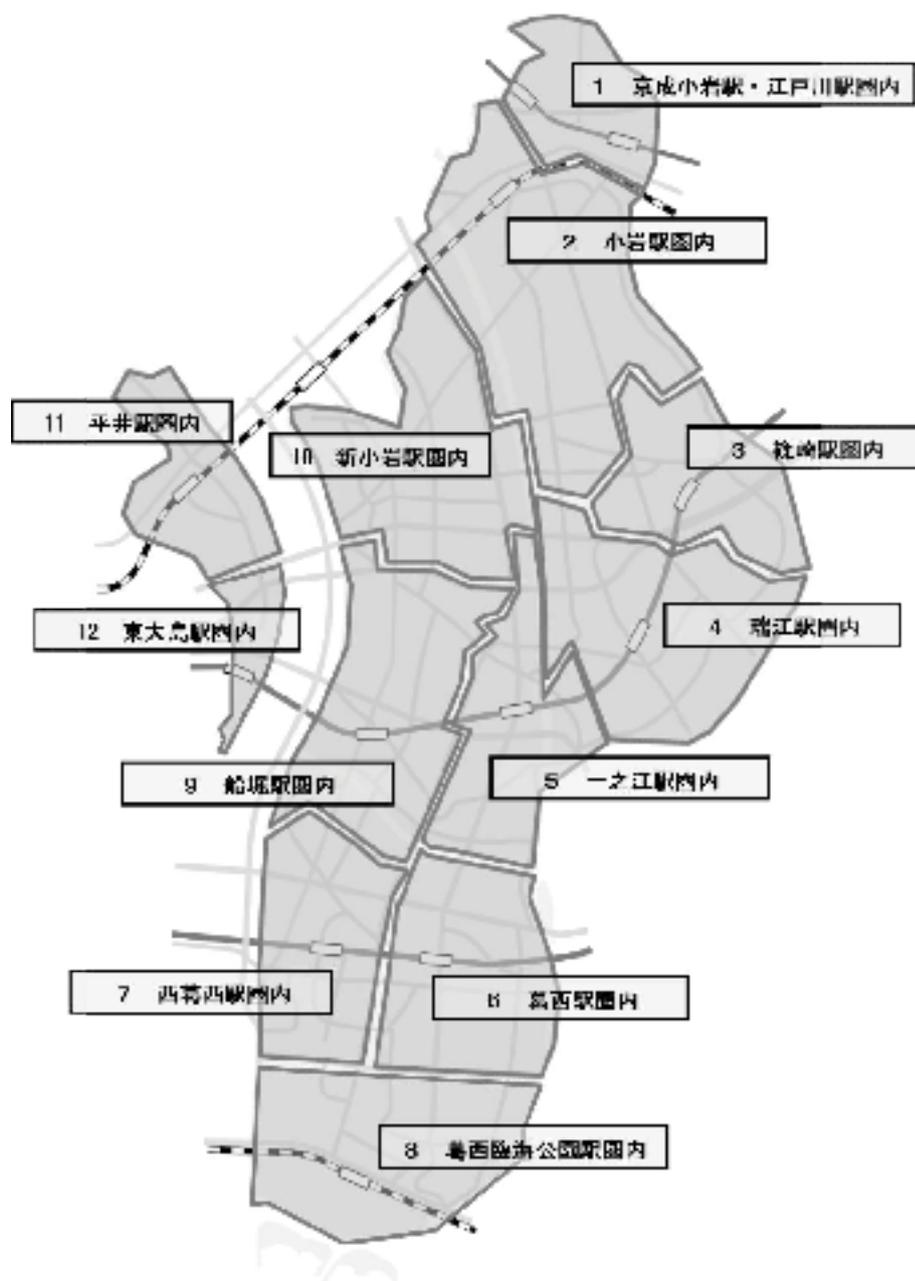
- 「教育（幼稚園・認定こども園など）」 「地域子ども・子育て支援事業」にかかる区域
広域での利用が想定されるため区全体（1区域）で設定。
- 「保育（保育園・認定こども園など）」にかかる区域
「区民課地域」、「小松川地域」、「葛西北地域」、「葛西南地域」、「小岩地域」、
「東部地域」、「鹿骨地域」の7地域で設定。

2 本計画（第二期計画）における提供区域設定

「教育（幼稚園・認定こども園など）」及び「地域子ども・子育て支援事業」については区内全域での柔軟な利用を想定して従来どおり区域全体で1つの提供区域とします。

「保育（保育園・認定こども園など）」にかかる区域については、第一期の「7区域」から、利用者の生活感覚、利便性や利用状況等の実情により近いものとなるよう、以下のとおり「12区域」で設定します。

- 「保育(保育園・認定こども園など)」の提供区域設定



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料編

● 地域区分ごとの町丁目一覧

番号	地 域	地 名 (エリア範囲)
1	京成小岩駅・江戸川駅圏内	北小岩1～8丁目
2	小岩駅圏内	西小岩1～5丁目、東小岩1～6丁目、南小岩1～8丁目、東松本1～2丁目、鹿骨町、鹿骨1丁目・4～6丁目、上一色2～3丁目、興宮町、松本2丁目、北篠崎1～2丁目
3	篠崎駅圏内	鹿骨2～3丁目、篠崎町1～8丁目、上篠崎1～4丁目、西篠崎1～2丁目、東篠崎1丁目、東篠崎町、下篠崎町、谷河内1～2丁目
4	瑞江駅圏内	南篠崎町1～5丁目、春江町1～3丁目、東篠崎2丁目、瑞江1～4丁目、東瑞江1～3丁目、新堀1～2丁目、江戸川1～2丁目
5	一之江駅圏内	一之江1～8丁目、江戸川3～6丁目、春江町4～5丁目、西瑞江3～5丁目
6	葛西駅圏内	東葛西1～9丁目、中葛西1～8丁目、南葛西1～2丁目
7	西葛西駅圏内	西葛西1～8丁目、北葛西2～4丁目、清新町1～2丁目
8	葛西臨海公園駅圏内	臨海町1～6丁目、南葛西3～7丁目
9	船堀駅圏内	船堀1～7丁目、松江3～7丁目、西一之江3～4丁目、東小松川2～4丁目、西小松川町、一之江町、二之江町、宇喜田町、北葛西1丁目・5丁目
10	新小岩駅圏内	上一色1丁目、本一色1～3丁目、松本1丁目、中央1～4丁目、松島1～4丁目、大杉1～5丁目、西一之江1～2丁目、松江1丁目～2丁目、東小松川1丁目
11	平井駅圏内	平井1～7丁目、小松川4丁目
12	東大島駅圏内	小松川1～3丁目

第2節 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の方策

1 「教育」の量の見込みと確保の方策

本区では2号3-5歳の教育は幼稚園・認定こども園、保育は保育園・認定こども園で受け入れています。需要に対する供給が足りていることから、今後も同様の受け入れ体制で対応していきます。

認定区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号	2号								
①量の見込み	8,088	1,295	7,877	1,261	7,800	1,249	7,730	1,238	7,722	1,237
	9,383		9,138		9,049		8,968		8,959	
②確保の方策	9,018		9,018		9,018		9,018		9,018	
教育・ 保育施設 ・私立幼稚園 ・認定こども園	2,642		2,642		2,642		2,642		2,642	
その他 ・私立幼稚園 ・区立幼稚園	6,376		6,376		6,376		6,376		6,376	
②-①	▲ 365		▲ 120		▲ 31		50		59	

(単位：人)

(量の見込みの算出)

平成30年度に実施した「江戸川区子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」の回答結果を基に、国の示す手引きとワークシートにより見込みを算出しています。

2 「保育」の量の見込みと確保の方策

〇区全域

区全域では計画期間内に待機児童を解消できる見込みです。なお、幼児教育・保育の無償化の影響や今後の女性の就労意向の伸びが不透明なことから、社会情勢や本区の待機児童の状況に応じて、計画期間内であっても適切に対応していくこととします。

2号認定 (3-5歳保育)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	7,714	7,513	7,440	7,372	7,365
②確保の方策	8,800	9,073	9,315	9,512	9,597
保育園・ 認定こども園	8,720	8,954	9,196	9,393	9,478
認証保育所	56	56	56	56	56
企業主導型 保育(地域枠)	24	63	63	63	63
②-①	1,086	1,560	1,875	2,140	2,232

(単位：人)

3号認定 (0-2歳)	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1-2歳								
①量の見込み	756	6,181	741	6,224	732	6,105	724	6,025	712	5,939
②確保の方策	841	5,367	875	5,584	890	5,724	908	5,859	927	5,943
保育園・ 認定こども園	500	4,703	500	4,805	500	4,929	500	5,040	500	5,100
地域型 保育事業	58	231	70	295	70	295	70	295	70	295
保育ママ	100	-	109	-	118	-	127	-	137	-
認証保育所	123	280	123	280	123	280	123	280	123	280
企業主導型 保育(地域枠)	60	153	73	204	79	220	88	244	97	268
②-①	85	▲814	134	▲640	158	▲381	184	▲166	215	4

(単位：人)

(量の見込みの算出)

平成30年度に実施した「江戸川区子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」の回答結果を基に、国の示す手引きとワークシートにより見込みを算出しています。ただし、3号0歳児については、直近最大の事業利用実績を基に、ニーズ調査の保護者の1歳未満の職場復帰希望の割合を勘案して算出しています。

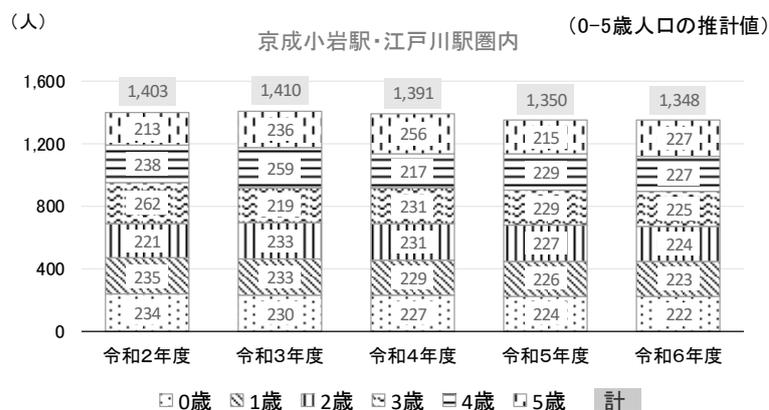
(1) 京成小岩駅・江戸川駅圏内

2号認定 (3-5歳保育)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	303	304	300	286	289
②確保の方策	340	400	400	400	400
保育園・ 認定こども園	340	400	400	400	400
認証保育所	0	0	0	0	0
企業主導型 保育(地域枠)	0	0	0	0	0
②-①	37	96	100	114	111

(単位：人)

3号認定 (0-2歳)	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1-2歳								
①量の見込み	30	238	29	244	29	240	28	237	28	234
②確保の方策	27	180	31	226	32	226	32	226	35	234
保育園・ 認定こども園	21	173	21	203	21	203	21	203	21	203
地域型 保育事業	0	0	3	16	3	16	3	16	3	16
保育ママ	0	-	1	-	2	-	2	-	2	-
認証保育所	6	7	6	7	6	7	6	7	6	7
企業主導型 保育(地域枠)	0	0	0	0	0	0	0	0	3	8
②-①	▲3	▲58	2	▲18	3	▲14	4	▲11	7	0

(単位：人)



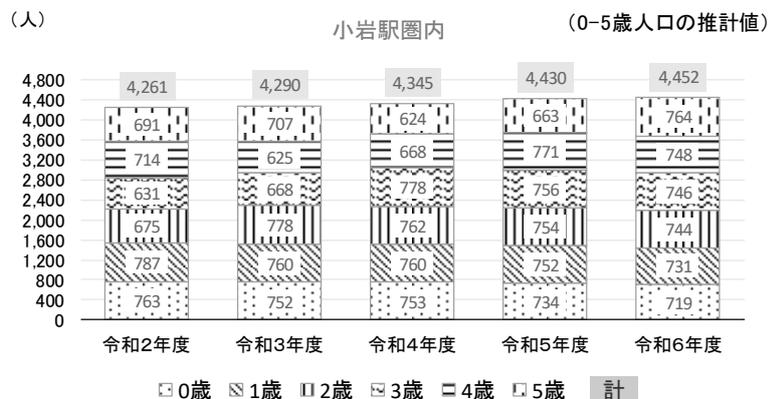
(2) 小岩駅圏内

2号認定 (3-5歳保育)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	867	851	881	932	961
②確保の方策	908	968	1,028	1,127	1,187
保育園・ 認定こども園	893	953	1,013	1,112	1,172
認証保育所	15	15	15	15	15
企業主導型 保育(地域枠)	0	0	0	0	0
②-①	41	117	147	195	226

(単位：人)

3号認定 (0-2歳)	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1-2歳								
①量の見込み	97	764	96	804	96	795	93	787	91	771
②確保の方策	107	576	113	630	113	660	116	719	116	749
保育園・ 認定こども園	60	489	60	519	60	549	60	600	60	630
地域型 保育事業	2	10	5	26	5	26	5	26	5	26
保育ママ	15	-	15	-	15	-	15	-	15	-
認証保育所	24	59	24	59	24	59	24	59	24	59
企業主導型 保育(地域枠)	6	18	9	26	9	26	12	34	12	34
②-①	10	▲188	17	▲174	17	▲135	23	▲68	25	▲22

(単位：人)



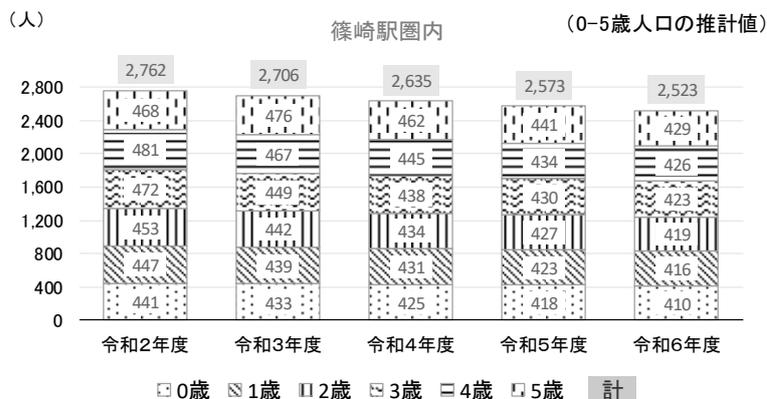
(3) 篠崎駅圏内

2号認定 (3-5歳保育)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	605	592	572	555	544
②確保の方策	661	661	721	721	721
保育園・ 認定こども園	637	637	697	697	697
認証保育所	0	0	0	0	0
企業主導型 保育(地域枠)	24	24	24	24	24
②-①	56	69	149	166	177

(単位：人)

3号認定 (0-2歳)	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1-2歳								
①量の見込み	56	470	55	460	54	452	53	444	52	436
②確保の方策	67	371	67	371	67	401	67	401	70	409
保育園・ 認定こども園	27	314	27	314	27	344	27	344	27	344
地域型 保育事業	8	30	8	30	8	30	8	30	8	30
保育ママ	15	-	15	-	15	-	15	-	15	-
認証保育所	12	15	12	15	12	15	12	15	12	15
企業主導型 保育(地域枠)	5	12	5	12	5	12	5	12	8	20
②-①	11	▲99	12	▲89	13	▲51	14	▲43	18	▲27

(単位：人)



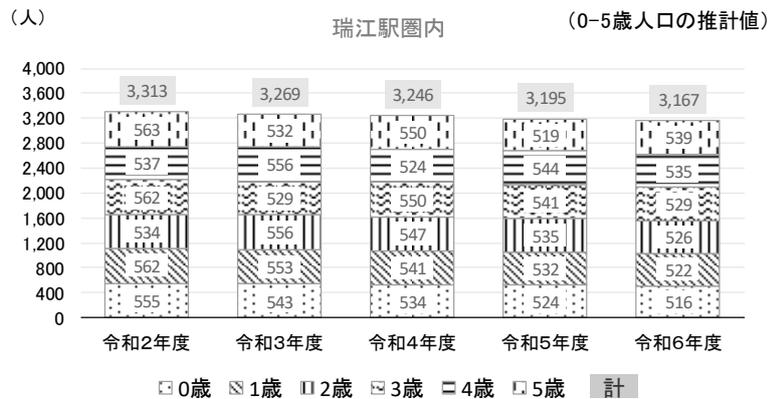
(4) 瑞江駅圏内

2号認定 (3-5歳保育)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	707	688	691	683	682
②確保の方策	997	997	997	997	997
保育園・ 認定こども園	997	997	997	997	997
認証保育所	0	0	0	0	0
企業主導型 保育(地域枠)	0	0	0	0	0
②-①	290	309	306	314	315

(単位：人)

3号認定 (0-2歳)	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1-2歳								
①量の見込み	71	573	69	580	68	569	67	558	66	548
②確保の方策	98	590	98	590	98	590	98	590	98	590
保育園・ 認定こども園	62	520	62	520	62	520	62	520	62	520
地域型 保育事業	6	21	6	21	6	21	6	21	6	21
保育ママ	8	-	8	-	8	-	8	-	8	-
認証保育所	10	16	10	16	10	16	10	16	10	16
企業主導型 保育(地域枠)	12	33	12	33	12	33	12	33	12	33
②-①	27	17	29	10	30	21	31	32	32	42

(単位：人)



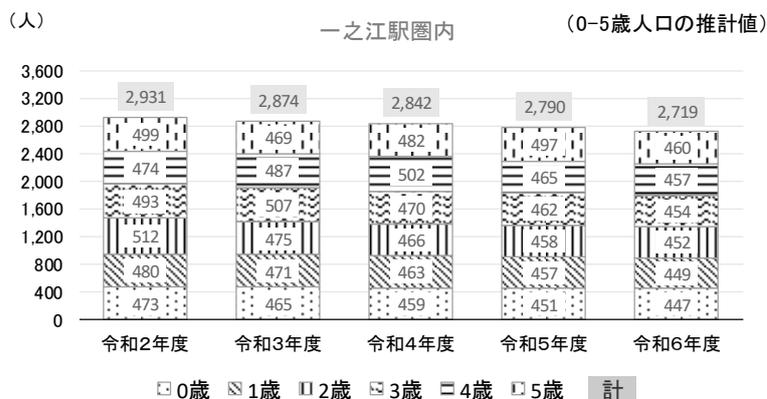
(5) 一之江駅圏内

2号認定 (3-5歳保育)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	624	623	619	606	584
②確保の方策	756	750	793	771	746
保育園・ 認定こども園	747	741	784	762	737
認証保育所	9	9	9	9	9
企業主導型 保育(地域枠)	0	0	0	0	0
②-①	132	127	174	165	162

(単位：人)

3号認定 (0-2歳)	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1-2歳								
①量の見込み	60	518	59	494	58	486	57	478	57	471
②確保の方策	55	442	55	424	58	455	58	455	58	455
保育園・ 認定こども園	31	393	31	375	31	398	31	398	31	398
地域型 保育事業	3	16	3	16	3	16	3	16	3	16
保育ママ	7	-	7	-	7	-	7	-	7	-
認証保育所	12	19	12	19	12	19	12	19	12	19
企業主導型 保育(地域枠)	2	14	2	14	5	22	5	22	5	22
②-①	▲5	▲76	▲4	▲70	0	▲31	1	▲23	1	▲16

(単位：人)



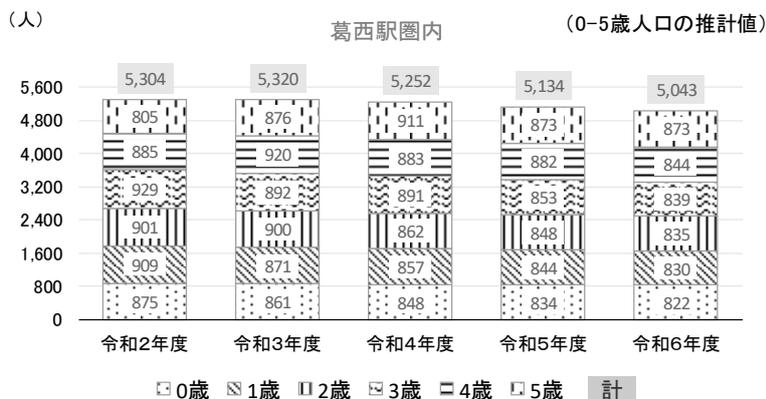
(6) 葛西駅圏内

2号認定 (3-5歳保育)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,115	1,144	1,143	1,110	1,088
②確保の方策	1,123	1,183	1,243	1,303	1,303
保育園・ 認定こども園	1,109	1,169	1,229	1,289	1,289
認証保育所	14	14	14	14	14
企業主導型 保育(地域枠)	0	0	0	0	0
②-①	8	39	100	193	215

(単位：人)

3号認定 (0-2歳)	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1-2歳								
①量の見込み	111	946	109	926	108	898	106	884	104	870
②確保の方策	160	713	166	767	169	805	172	843	175	851
保育園・ 認定こども園	107	597	107	627	107	657	107	687	107	687
地域型 保育事業	5	14	8	30	8	30	8	30	8	30
保育ママ	5	-	5	-	5	-	5	-	5	-
認証保育所	26	62	26	62	26	62	26	62	26	62
企業主導型 保育(地域枠)	17	40	20	48	23	56	26	64	29	72
②-①	49	▲233	57	▲159	61	▲93	66	▲41	71	▲19

(単位：人)



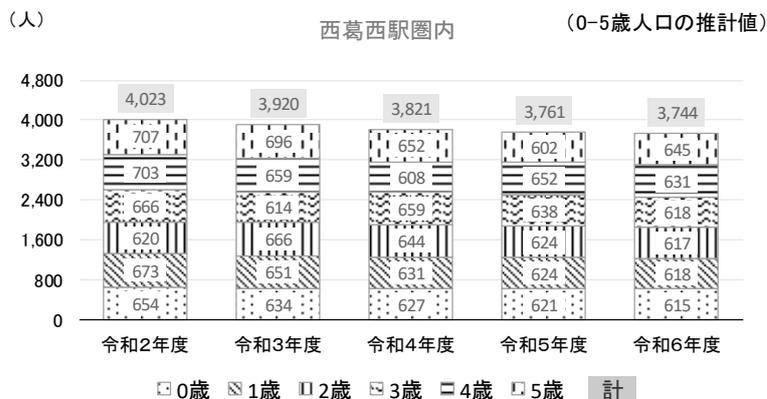
(7) 西葛西駅圏内

2号認定 (3-5歳保育)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	884	838	817	805	806
②確保の方策	964	1,003	1,022	1,022	1,022
保育園・ 認定こども園	958	958	977	977	977
認証保育所	6	6	6	6	6
企業主導型 保育(地域枠)	0	39	39	39	39
②-①	80	165	205	217	216

(単位：人)

3号認定 (0-2歳)	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1-2歳								
①量の見込み	83	676	81	688	80	666	79	652	78	645
②確保の方策	54	599	65	634	69	645	73	645	78	645
保育園・ 認定こども園	24	532	24	532	24	543	24	543	24	543
地域型 保育事業	6	32	6	32	6	32	6	32	6	32
保育ママ	9	-	13	-	17	-	21	-	26	-
認証保育所	6	20	6	20	6	20	6	20	6	20
企業主導型 保育(地域枠)	9	15	16	50	16	50	16	50	16	50
②-①	▲29	▲77	▲16	▲54	▲11	▲21	▲6	▲7	0	0

(単位：人)



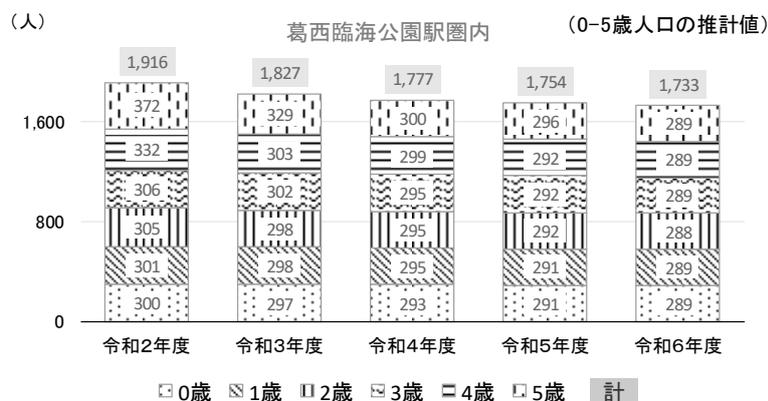
(8) 葛西臨海公園駅圏内

2号認定 (3-5歳保育)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	430	398	381	375	369
②確保の方策	468	468	468	468	468
保育園・ 認定こども園	468	468	468	468	468
認証保育所	0	0	0	0	0
企業主導型 保育(地域枠)	0	0	0	0	0
②-①	38	70	87	93	99

(単位：人)

3号認定 (0-2歳)	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1-2歳								
①量の見込み	38	317	38	311	37	308	37	305	37	302
②確保の方策	24	271	26	271	28	271	34	279	37	279
保育園・ 認定こども園	12	256	12	256	12	256	12	256	12	256
地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育ママ	9	-	11	-	13	-	16	-	19	-
認証保育所	3	15	3	15	3	15	3	15	3	15
企業主導型 保育(地域枠)	0	0	0	0	0	0	3	8	3	8
②-①	▲14	▲46	▲12	▲40	▲9	▲37	▲3	▲26	0	▲23

(単位：人)



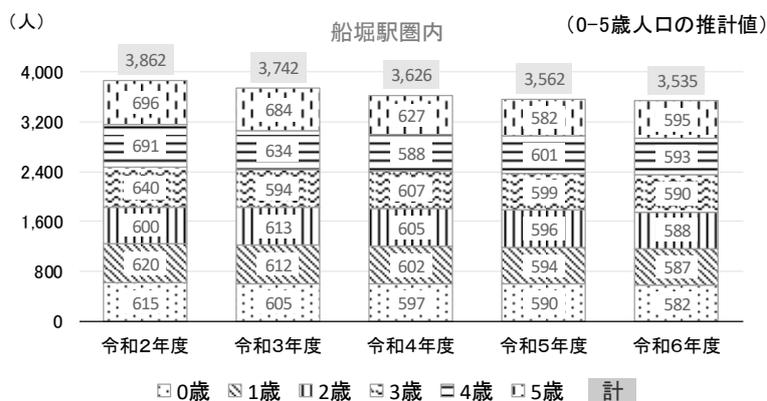
(9) 船堀駅圏内

2号認定 (3-5歳保育)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	863	814	775	758	757
②確保の方策	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
保育園・ 認定こども園	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
認証保育所	0	0	0	0	0
企業主導型 保育(地域枠)	0	0	0	0	0
②-①	137	186	225	242	243

(単位：人)

3号認定 (0-2歳)	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1-2歳								
①量の見込み	78	638	77	640	76	631	75	622	74	614
②確保の方策	130	641	130	641	130	641	130	641	130	641
保育園・ 認定こども園	91	557	91	557	91	557	91	557	91	557
地域型 保育事業	11	42	11	42	11	42	11	42	11	42
保育ママ	15	-	15	-	15	-	15	-	15	-
認証保育所	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30
企業主導型 保育(地域枠)	3	12	3	12	3	12	3	12	3	12
②-①	52	3	53	1	54	10	55	19	56	27

(単位：人)



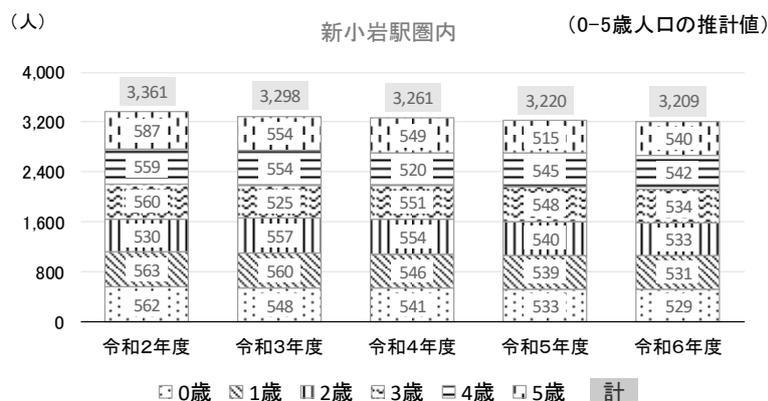
(10) 新小岩駅圏内

2号認定 (3-5歳保育)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	726	695	690	684	688
②確保の方策	843	843	843	903	903
保育園・ 認定こども園	831	831	831	891	891
認証保育所	12	12	12	12	12
企業主導型 保育(地域枠)	0	0	0	0	0
②-①	117	148	153	219	215

(単位：人)

3号認定 (0-2歳)	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1-2歳								
①量の見込み	71	571	70	584	69	575	68	564	67	556
②確保の方策	72	513	72	513	72	513	72	543	72	543
保育園・ 認定こども園	35	436	35	436	35	436	35	466	35	466
地域型 保育事業	14	54	14	54	14	54	14	54	14	54
保育ママ	12	-	12	-	12	-	12	-	12	-
認証保育所	8	20	8	20	8	20	8	20	8	20
企業主導型 保育(地域枠)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
②-①	1	▲58	2	▲71	3	▲62	4	▲21	5	▲13

(単位：人)



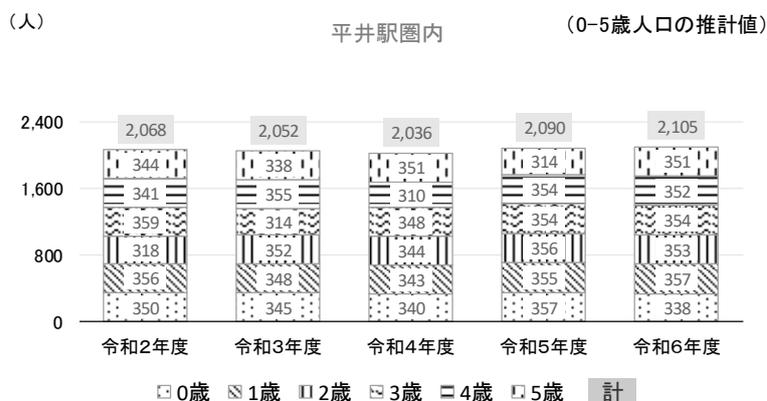
(11) 平井駅圏内

2号認定 (3-5歳保育)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	444	429	429	435	450
②確保の方策	516	576	576	576	626
保育園・ 認定こども園	516	576	576	576	626
認証保育所	0	0	0	0	0
企業主導型 保育(地域枠)	0	0	0	0	0
②-①	72	147	147	141	176

(単位：人)

3号認定 (0-2歳)	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1-2歳								
①量の見込み	45	352	44	366	43	359	45	372	43	371
②確保の方策	38	315	41	361	42	361	42	361	43	391
保育園・ 認定こども園	30	297	30	327	30	327	30	327	30	357
地域型 保育事業	3	12	6	28	6	28	6	28	6	28
保育ママ	2	-	2	-	3	-	3	-	4	-
認証保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型 保育(地域枠)	3	6	3	6	3	6	3	6	3	6
②-①	▲7	▲37	▲3	▲5	▲1	2	▲3	▲11	0	20

(単位：人)



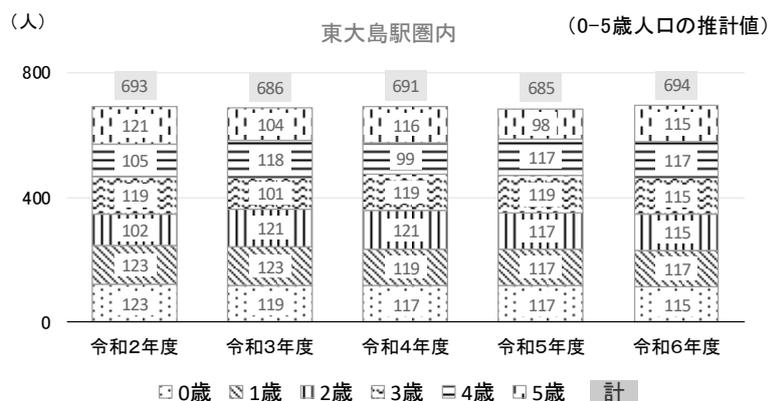
(12) 東大島駅圏内

2号認定 (3-5歳保育)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	147	137	142	142	148
②確保の方策	224	224	224	224	224
保育園・ 認定こども園	224	224	224	224	224
認証保育所	0	0	0	0	0
企業主導型 保育(地域枠)	0	0	0	0	0
②-①	77	87	82	82	76

(単位：人)

3号認定 (0-2歳)	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1-2歳								
①量の見込み	16	118	15	128	15	125	15	122	15	121
②確保の方策	9	156	11	156	12	156	14	156	15	156
保育園・ 認定こども園	0	139	0	139	0	139	0	139	0	139
地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育ママ	3	-	5	-	6	-	8	-	9	-
認証保育所	6	17	6	17	6	17	6	17	6	17
企業主導型 保育(地域枠)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	▲7	38	▲4	28	▲3	31	▲1	34	0	35

(単位：人)



第3節 地域子ども・子育て支援事業

1 利用者支援事業

子ども又はその保護者に身近な窓口等でその相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供及び助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

利用者支援と地域連携を柱とし、7か所の共育プラザの子育てひろばで実施する「特定型」と、8か所の健康サポートセンターで実施する保健師等の専門職による母子保健や育児に関する相談、母子保健サービス等の情報提供を行う「母子保健型」を継続します。

8か所の健康サポートセンターは「子育て世代包括支援センター」の役割を担います。

特定型（共育プラザと子育てひろば）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	7	7	7	7	7
確保の方策	7	7	7	7	7

（単位：か所）

母子保健型

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	8	8	8	8	8
確保の方策	8	8	8	8	8

（単位：か所）

（量の見込みの算出）

利用者支援事業は、共育プラザ等の子育てひろばと健康サポートセンターの連携によりそれぞれで行うため、特定型と母子保健型に分けて見込みを設定します。

2 延長保育事業

保育園利用者を対象に、認可保育園、小規模保育事業等で通常の保育時間を超えた預かり保育を行う事業です。

認可保育園や小規模保育事業の新設の際には、延長保育事業の実施を働きかけ、就労形態の多様化への対応を目指します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,688	2,663	2,633	2,611	2,598
確保の方策	2,688	2,663	2,633	2,611	2,598

(単位：人／年延)

(量の見込みの算出)

認可保育園及び地域型保育利用者が利用する事業であるため、これまでの保育利用者における延長保育事業利用実績と児童人口推計から見込みました。

3 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

公共施設や保育園、共育プラザや健康サポートセンター等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

区内 20 か所の子育てひろばを地域の子育て支援拠点として引き続き実施します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	293,975	293,478	288,533	284,877	280,675
確保の方策	293,975	293,478	288,533	284,877	280,675
(実施か所数)	20	20	20	20	20

(単位：人回／年延)

(量の見込みの算出)

これまでの利用実績から、事業対象人口に対する利用割合を算出し、将来の児童人口推計値に乗じて見込みました。

4 一時預かり事業

幼稚園型は在園児を対象に、通常の教育時間を超えて保育するほか、夏休み等の長期休業中に子どもを幼稚園で預かる事業です。

このほか、認可保育園においても保護者のリフレッシュ目的など不定期に子どもをお預かりしています。ファミリーサポート事業では、保育園等の送迎など保護者の多様なニーズに対応しています。

幼稚園型

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (1号・2号認定)	179,383	183,868	188,464	193,176	198,005
確保の方策 (幼稚園型)	179,383	183,868	188,464	193,176	198,005

(単位：人日／年延)

幼稚園型を除く

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	12,911	12,730	12,561	12,424	12,327
確保の方策 (認可保育園)	5,611	5,532	5,459	5,400	5,357
確保の方策 (ファミリーサポート事業(就学前))	7,300	7,198	7,102	7,025	6,970

(単位：人日／年延)

(量の見込みの算出)

実績(人日／年)が伸びていることから、近年の利用実績の伸び率を直近年度の実績に乗じて令和2年の見込み数としています。以降は、同程度の増加を見込んでいます。

5 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人（利用会員）と援助を行うことを希望する人（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

過去の利用実績数から、計画期間中も全数の供給が可能と考えられます。協力会員の安定的確保を図りつつ継続します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (就学前児童)	7,300	7,198	7,102	7,025	6,970
量の見込み (就学後児童)	3,249	3,237	3,233	3,215	3,175
量の見込み (合計)	10,549	10,435	10,335	10,240	10,145
確保の方策	10,549	10,435	10,335	10,240	10,145

(単位：人／年延)
※送迎等を除く

(量の見込みの算出)

利用実績を基に、過去の利用割合の平均を将来人口に乗じて見込んでいます。

6 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、宿泊を伴う保育を行う事業です。

児童虐待の予防にも効果の見込める事業であり、引き続き、母子生活支援施設、乳児院、協力家庭において実施していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	429	429	429	429	429
確保の方策	429	429	429	429	429

(単位：人日／年延)

(量の見込みの算出)

これまでの利用割合が継続的に上昇しているため、直近で最大の利用割合を将来人口に乗じて予測しました。児童相談所開設による一時避難的な利用の増加を勘案し、従前の子ども家庭支援センターの相談内容「育児・養育不安」の割合をさらに乗じ、人口減少によらず今後も同数で継続するものと見込んでいます。

7 病児保育事業

病気の治療・回復期にあり、まだ集団生活が困難な子どもについて、医療機関等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

未整備地区において病児保育施設の設置を働きかけ、整備を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,420	2,398	2,370	2,344	2,312
確保の方策	4,160	4,992	4,992	4,992	4,992
(実施か所数)	5	6	6	6	6

(単位：人日／年延)

(量の見込みの算出)

現在未整備の地区が1地区あります。今後未整備地区に整備することを想定し、未整備地区の児童人口の割合から、整備により増加すると考えられる需要を加算して見込んでいます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料編

8 学童クラブ事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や学校休業日に遊びや学び、多くの人とのふれあいを通じて豊かな心を育む健全育成事業です。

すくすくスクール事業として放課後子ども教室と学童クラブの一体的な運用を実施しています。全区立小学校での実施、希望者全員の受け入れ体制を維持します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	1,764	1,759	1,742	1,708	1,629
	2年生	1,337	1,319	1,316	1,304	1,277
	3年生	932	947	934	932	923
	4年生	406	405	411	406	405
	5年生	126	126	126	128	126
	6年生	44	43	44	43	44
	合計	4,609	4,599	4,573	4,521	4,404
確保の方策	全員受け入れ					
(実施か所数)	全区立小学校					

(単位：人／年)

(量の見込みの算出)

各学年の登録者数実績を基に、過去の各学年利用割合の平均を将来人口に乗じて見込んでいます。ただし、小学一年生・二年生については利用割合が継続的に伸びていることからこれまでの最大の利用割合を使用して算定しています。

9 妊婦健康診査

妊娠中の健康の保持及び増進を図るため、各健康サポートセンターで母子手帳交付時に、都内の契約医療機関で利用できる妊婦健康診査票（14回）を交付しています。里帰りなどで都外の病院で受けた人には、償還払いの助成制度があります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	61,854	61,101	60,390	59,436	59,362
確保の方策	61,854	61,101	60,390	59,436	59,362
実施体制	各健康サポートセンターで申請 都内の契約医療機関で実施				

（単位：人（延受診回数）／年）

（量の見込みの算出）

過去の出生届出数からの推計に転入者の見込みを加えた人数に、過去の受診率の平均を乗じて令和2年度の延受診回数を算定し、以降は今後の0歳児推計人口の減少を考慮して見込んでいます。

10 新生児訪問・赤ちゃん訪問事業

助産師や保健師、地域の子育てボランティアである赤ちゃん訪問員が訪問し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

4か月までの乳児の自宅を訪問し、育児上必要な事項についての助言を行う新生児訪問と、新生児訪問を受けていない家庭へ地域を担当する「赤ちゃん訪問員」が訪問等により健診や相談など区の子育て支援情報を届ける赤ちゃん訪問事業があります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5,945	5,832	5,761	5,694	5,604
確保の方策 (新生児訪問)	2,973	2,916	2,880	2,847	2,802
確保の方策 (赤ちゃん訪問事業)	2,972	2,916	2,881	2,847	2,802

(単位：人／年)

(量の見込みの算出)

全戸訪問を目標とする事業であることから、当該年度の0歳児推計人口を使用して見込んでいます。

11 養育支援訪問事業

不適切な養育状況にある等、虐待のリスクを抱える家庭に対して、保健師等を派遣し、専門的な相談支援を行い、養育状況の改善や養育力の向上を図る事業です。

特に、出産直後等で育児ストレスにより安定した養育が行えない家庭へは、育児支援ヘルパーを派遣します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	17	17	17	17	17
確保の方策	17	17	17	17	17
実施体制	育児支援助言：ケースワーカーによる訪問 養育支援ヘルパー：専門ヘルパーによる訪問（区内 10 事業所との協定による専門研修を受けた上で訪問）				

（単位：件／年延）

（量の見込みの算出）

区の事業実績を基に、児童人口に対する養育支援、要保護の対応を行った割合を算出し、今後の人口推計を乗じて見込みました。児童相談所開設による対応必要数の増加を勘案し、従前の子ども家庭支援センターの相談内容「育児・養育不安」の割合をさらに乗じて見込んでいます。

12 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童相談所を核として関連各部署、機関のネットワーク機能を強化し、要保護児童を支援していきます。

13 実費徴収に係る補足給付事業

無償化に伴う保育園給食費（副食費）の実費徴収化による新たな保護者負担をなくすため、園に対して区独自に副食費相当分を補助します。また、私立幼稚園に対しても給食提供にかかる費用の一部を補助し、保護者負担の軽減を図ります。

14 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。アドバイス等により新規事業者の参入を促すとともに、良質な保育事業者の選定などに留意していきます。

第8章 本計画により取り組む関連計画等

本計画は、国の策定した「新・放課後子ども総合プラン」の市町村行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨を踏まえた「子どもの貧困対策推進計画」の役割も担います。

第1節 新・放課後子ども総合プランへの対応

平成26年、いわゆる「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行う「放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」の計画的な整備等を推進することを目的に、「放課後子ども総合プラン」が国により策定されました。

平成30年9月には、全国で令和3年度末までに放課後児童クラブにおける待機児童を解消することなどを目標とした「新・放課後子ども総合プラン」が発出されています。

江戸川区では、すべての区立小学校で実施されている「すくすくスクール」において、放課後子ども教室と学童クラブ（放課後児童クラブ）の一体的な運用が行われています。

本計画は「新・放課後子ども総合プラン市町村行動計画」の役割も持たせることから、以下のとおり事業の整備量、実施の方策を設定します。

1. 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

○量の見込み（利用を想定する人数）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4,609人	4,599人	4,573人	4,521人	4,404人

○目標整備量

全区立小学校で実施し、定員を設けず希望者全員を受け入れます。

2. 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和5年度達成目標

全区立小学校で実施します。

3. 放課後子ども教室の令和5年度までの実施計画

全区立小学校で既に実施済で今後も継続します。

4. 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

独自のすくすくスクール事業として、今後も放課後子ども教室と学童クラブを一体的に実施します。児童は分け隔てなく同じ場所で同じ活動に自由に参加することができます。

5. 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

学校施設全体を有効に活用し、放課後等の教室・校庭・体育館などを活動場所とします。学校と協議しながら、児童が自由にのびのびと過ごせるよう活動場所を確保していきます。

6. 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

平成17年度から子ども家庭部（福祉部局）の担当部門が移管され、教育委員会が所管しています。今後も、情報交換を図りながら事業を実施していきます。

7. 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

保護者と定期的に面談を行いながら情報共有を図り、保護者の承諾を得て、学校や関係機関とも情報交換を行いながら、児童にとって一番よい環境を一緒に考えていくとともに、児童対応力を高めるため、職員研修やOJTを引き続き行っていきます。

8. 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

令和元年7月から土曜及び学校休業日の開所時間を30分早め、8時30分からとしました。今後も社会情勢や利用者ニーズを見ながら開所時間の設定を検討していきます。

9. 各放課後児童クラブが放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

今後も子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むことを目的に、世代の異なる多くの大人や異年齢の児童との交流や様々な活動・体験を通して児童自ら考え行動する力を培えるようサポートしていきます。

10. 放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等

区のホームページや各すくすくスクールからのお便りで周知するほか、町会・自治会やPTAなど地域住民を中心としたボランティア等へ周知をしていきます。

第2節 子どもの貧困対策に関連する取組

平成25年制定の「子どもの貧困対策法」は、その一部を改正する法律が令和元年9月に施行され、当初の「貧困の状況にある子どもが健やかに育成され…」の文言が「全ての子どもが心身ともに健やかに育成され…」と改められました。

このように、子どもの貧困対策は、現在、経済的な困窮状態にある家庭やその家庭に属する子どものみを対象とするものではなく、本区のすべての子どもと子育て家庭を念頭において、多様な施策が総合的に展開されるべきものです。したがって、子どもの貧困対策に関連する施策は、本計画の第4章から第6章に示した取組等の各所に存在します。

国の子どもの貧困対策大綱では、以下のように重点施策を示しています。

1. 教育の支援
2. 生活の安定に資するための支援
3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
4. 経済的支援

この重点施策の領域に沿う形で、本区において子どもの貧困問題への対応に関連する施策の主なものについて整理すると、以下の表のとおりとなります。

1. 教育の支援

○幼児教育・保育の質の向上

4-1-5	保育実践事例集の作成と周知	子育て支援課／保育課
4-2-1	非認知能力を育む取組	子育て支援課／保育課
4-2-3	就学に向けた、幼児期の教育・保育施設と小学校の接続強化	子育て支援課／保育課／指導室
4-2-4	保育施設への研修、巡回及び指導検査の実施	子育て支援課
4-2-5	認可外保育施設の指導監督	子育て支援課
4-2-6	保育士確保に向けた取組	子育て支援課

○学校をプラットフォームとする支援

4-3-3	小中学校学習支援『学力向上事業』	指導室
4-5-7	不登校対策	指導室／教育研究所
4-5-8	不登校特例校の設置支援	学務課
4-5-13	学校と子育て関連部署との連携強化	障害者福祉課／児童相談所／健康サービス課／指導室

○高等学校等における修学継続・大学等進学に対する支援

5-6-5	生活保護受給世帯向け進学支援	生活援護課
5-6-6	受験生チャレンジ支援貸付事業	社会福祉協議会

○特に配慮を要する子どもへの支援

4-4-1	障害児支援の総合的展開	障害者福祉課
4-4-3	発達相談・支援センターの開設	障害者福祉課
4-4-6	特別支援教育の推進	学務課
4-4-7	医療的ケア児への対応	障害者福祉課／保育課 ／健康サービス課／学務課
4-5-10	外国にルーツを持つ子どもへの配慮、支援	保育課／学務課／指導室
6-1-16	多文化共生社会への対応	学務課／指導室
6-2-12	特別支援教育の充実	学務課／指導室

○教育費負担の軽減

5-5-4	私立幼稚園等の保護者負担軽減	子育て支援課
5-5-6	保育園、幼稚園に対する給食費の補助	子育て支援課
5-5-7	就学援助制度	学務課
5-5-8	学校給食費保護者負担軽減	学務課

○地域における学びや居場所づくり

4-3-1	すくすくスクール事業	教育推進課
4-3-5	中高生の居場所づくり	健全育成課
4-5-1	『なごみの家』の整備	社会福祉協議会
6-2-7	共育プラザ事業の充実	健全育成課
4-5-2	フリースペース「e-りびんぐ」	健全育成課
4-5-3	高校生世代相談室「Sacuらぼ」	健全育成課
5-6-7	生活困窮者自立支援制度の学習支援	生活援護課

○その他の教育支援

4-3-4	チャレンジ・ザ・ドリーム	指導室
4-3-6	青少年の翼	健全育成課
4-3-7	国際交流事業	健全育成課

2. 生活の安定に資するための支援

○親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

4-6-12	転入世帯における要支援家庭の早期発見の強化	児童家庭課／健康サービス課
4-6-13	特定妊婦や飛び込み出産の妊産婦対応	児童家庭課／健康サービス課
5-1-1	母子保健の充実	健康サービス課
5-1-3	妊婦全数面接	健康サービス課
5-1-6	入院助産	健康サービス課
5-1-7	産後ケア事業	健康サービス課
5-1-8	新生児訪問	健康サービス課
5-1-9	赤ちゃん訪問事業	健康サービス課

○保護者の生活支援

4-1-2	保育ママ制度の充実	保育課
4-6-7	子どもショートステイの充実	児童相談所
5-2-1	子育てひろばの相談機能の強化	子育て支援課
5-2-2	一時保育の拡充	子育て支援課
5-2-3	0歳児家庭サポート事業「よちよち応援隊」	児童家庭課
5-3-5	一時保育及び緊急一時保育の推進	子育て支援課／保育課
5-6-9	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	児童家庭課

○子どもの生活支援

4-1-4	保育園・幼稚園における食育	保育課／健康サービス課
4-3-2	就学後の食育及び健康の推進	健康サービス課／学務課
4-5-4	食の支援（食事支援事業）	児童家庭課
4-5-5	子ども朝ごはん食堂	健康サービス課
6-1-7	子ども食堂	社会福祉協議会
6-2-5	「えどがわっ子食堂ネットワーク」を通じた食の支援	社会福祉協議会

○子どもの就労支援

5-6-13	子どもの就労支援	児童相談所／健全育成課
--------	----------	-------------

○児童養護施設退所者等に関する支援

4-6-16	社会的養護からの自立へ向けての取組	児童相談所
--------	-------------------	-------

○支援体制の強化

4-6-4	児童相談所の運営	児童相談所
5-4-1	児童相談所における総合的な相談対応	児童相談所
5-4-5	子育てひろばの相談機能の強化	子育て支援課

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

○子育てと仕事の両立支援

4-1-6 5-2-5	区内中小企業従業員の育児休業取得促進に向けた取組	子育て支援課
5-3-3	認可保育園・地域型保育事業の新設と企業主導型保育事業の設置促進	子育て支援課

○ひとり親に対する就労支援

5-6-11	ひとり親家庭相談支援（就労支援・住宅支援）	児童家庭課
5-6-12	ひとり親資格取得のための助成	児童家庭課

4. 経済的支援

○児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施

4-4-11	特別児童扶養手当	障害者福祉課
4-4-12	障害児福祉手当	障害者福祉課
4-4-13	心身障害者福祉手当	障害者福祉課
4-4-14	児童育成手当（障害手当）	障害者福祉課
4-4-15	重度心身障害者手当	障害者福祉課
5-2-4	乳児養育手当	児童家庭課
5-5-2	児童手当	児童家庭課
5-5-3	子ども医療費助成	児童家庭課
5-6-1	児童育成手当	児童家庭課
5-6-2	児童扶養手当	児童家庭課
5-6-3	ひとり親家庭等医療費助成	児童家庭課
5-6-4	ひとり親家庭に対する貸付金	児童家庭課

第9章 計画実現の体制づくり

第1節 計画実現のための体制整備

本区は、共育・協働の理念のもと、子どもの育ちや親支援、地域コミュニティ、まちづくり、健康・福祉などあらゆる分野において多くの区民や地域団体とよりよい地域社会づくりに向けて手を携えてきました。

本計画が目指している「子どもの最善の利益を実現する地域共生社会」を達成するには、地域に暮らすすべての人々が子どもの未来に思いを巡らせ、一人ひとりの子どもの最善の利益が優先して考慮されることが大切です。

例えば、子どもの食の支援では、子育ての孤立化に加えて、貧困世帯の増加等により様々なストレスを内在した家庭で暮らしている子どもを見守り、救いの手を差し伸べていこう、という機運が高まっています。こうした地域の動きは、子ども食堂の運営、おうち食堂、KODOMO ごはん便などの施策に発展しています。

こうした地域力を活かした取り組みが、妊娠・出産時から子どもの成長段階や子育て世帯の状況に応じて適切に行われ、地域全体に支援の輪が広がるように働きかけます。

次に、子どもや親支援の最前線に立つ職員の資質向上を図ることで、児童相談所をはじめ、健康サポートセンターや関連部署が持つ機能を最大限に発揮できるように専門性を高めていきます。同時に、子どもが制度や組織の狭間に埋もれることのないように、いわゆるのりしろ型の連携を重視していきます。

また、子どもの権利を擁護するための仕組みを構築します。このため、子ども・子育て応援会議や令和2年度に設置する児童福祉審議会など、保護者、子どもに関係する団体や学識経験者等の意見を踏まえて（仮称）子どもの権利条例の制定や権利擁護の制度化に取り組みます。

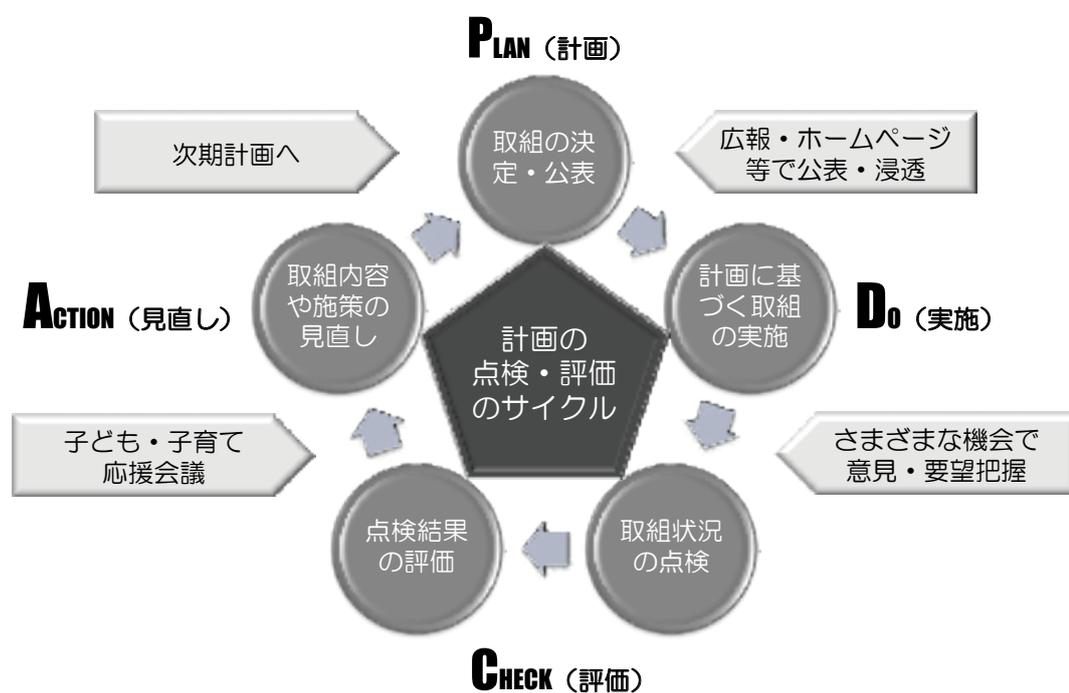
最後に、必要な支援が対象となる区民や利用予定者等に確実に届くために、区HPやSNSなどの効果的な情報発信方法を工夫するとともに、様々なツールを活用して地域の中で子ども同士、子育てをしている親同士、世代や立場を超えた人たちがつながり、支えあう関係づくりが構築できるように取り組みます。

第2節 計画の達成状況の点検・評価

本計画は、区のホームページや広報紙等において、区の考えや取組内容を公表していくことで、区民の理解と協力を得られるように努めます。

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、施策の進捗状況を適宜庁内で点検するとともに、子ども・子育て応援会議等の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直しを行います。

● 計画の点検・評価のPDCA サイクル



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

資料編

資料編

江戸川区子ども・子育て応援会議 委員名簿（平成30～令和元年度）

区分	所属機関・役職名	氏名	備考
学識経験者	玉川大学学術研究所 高等教育開発センター教授	笹井 宏益	委員長
子ども・子育て支援・教育に関する事業従事者	江戸川区私立幼稚園協会会長	田澤 茂	
	江戸川区認可私立保育園園長会会長	秋山 秀阿	
	江戸川区立小学校長会会長	平川 惣一	H30年度(前任)
		山下 靖雄	R1年度
	江戸川区立中学校長会会長	横澤 広美	
	江戸川区保育ママの会代表	清家 君枝	
	江戸川区認証保育所連絡会共同代表	須永 尚子	
	江戸川区青少年育成地区委員長会会長	田中 稔家	副委員長
	江戸川区青少年委員会会長	川島 英夫	
青少年育成アドバイザー東京会会長	山本 又三		
保護者の代表	江戸川区私立幼稚園協会 PTA 連合会会長	五井 由希恵	
	江戸川区認可私立保育園保護者連絡協議会理事長	尾崎 泰子	
	江戸川区立小学校 PTA 連合協議会会長	井田 佳男	
	江戸川区立中学校 PTA 連合協議会会長	渡邊 哲也	H30年度(前任)
		泉山 耕一	R1年度
	江戸川区認証保育所利用者代表	鈴木 恵	
事業主の代表	東京商工会議所江戸川支部会長	平田 善信	～R1年11月(前任)
		森本 勝也	R1年11月～
労働者の代表	連合江戸川地区協議会	宇賀神 由美子	
福祉・保健関係者	民生・児童委員協議会	大崎 弘	
	江戸川区医師会理事	千葉 友幸	
	江戸川区歯科医師会会長	齋藤 祐一	～R1年11月(前任)
	江戸川区歯科医師会副会長	川野 浩一	R1年11月～
公募区民	公募区民	岩崎 薫子	
	公募区民	田口 洋子	
区議会	区議会議員(福祉健康委員会委員長)	川瀬 泰徳	H30年度(前任)
		伊藤 照子	R1年度
	区議会議員(福祉健康委員会副委員長)	大西 洋平	H30年度(前任)
		栗原 佑卓	R1年度
行政	健康部長	森 淳子	
	教育委員会事務局参事	柴田 靖弘	
	子ども家庭部長	松尾 広澄	

用語解説

あ行

アドボケイト（代弁者）

権利表明が困難な子ども、障害者など、本来個人が持つ権利を様々な理由で行使できない状況にある人に代わり、その権利を代弁・擁護する人のこと。

児童虐待や親の不在などにより、施設などで暮らす社会的養護の子どもたちの意思を尊重し、保障するための仕組みの一つ。

育児休業

労働者が、その養育する1歳に満たない子について、その事業主に申し出ることにより育児休業をすることができる制度のこと。

育児休業は原則として子が1歳に達する日（父母が共に育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達する日（パパ・ママ育休プラス））までだが、育児・介護休業法に基づき、保育園等に入所できない場合に限り、子が1歳6か月まで（再延長で2歳まで）延長することができる。

一時保護

児童相談所長または都道府県知事（児童相談所設置市長）が、緊急保護、行動観察、短期入所指導が必要であると認めた場合に、要保護児童を児童相談所付設の一時保護所において（または警察署、福祉事務所、児童福祉施設、里親等に委託して）一時的に保護すること。

医療的ケア児

人工呼吸器を装着している障害児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児のこと。

か行

家庭的保育事業

地域型保育事業の一つ。家庭的な雰囲気の下で、少人数（定員5人以下）を対象として、家庭的保育者の居宅その他の場所において行う保育のこと。

企業主導型保育事業

国の定める基準に従って企業が従業員の子どもの預かるために開設した保育施設のこと。国から助成金が支給される。

認可外保育施設に位置づけられ、任意で地域の子どもの受け入れができる。

合計特殊出生率

「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

子育てひろば

身近な場所で、乳幼児のいる親子の交流や育児相談、情報提供等を行う。区内 20 か所で実施。
(令和 2 年 4 月現在)

子育て世代包括支援センター

母子保健法上の名称は「母子健康包括支援センター」。主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行う。「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 63 号)で規定されたもので、本区では 8 か所の健康サポートセンターがその役割を担う。

子ども家庭支援センター

子どもと子育て家庭の支援に関する総合相談、在宅サービスの提供などを行う拠点。令和 2 年度より、児童相談所がその役割を担う。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に規定する、区市町村が設置する「審議会その他合議制の機関」のこと。本区では「子ども・子育て応援会議」として設置。

子ども・子育て関連 3 法

待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度を実施するための「子ども・子育て支援法」を核とした 3 つの法を指す。

- ①「子ども・子育て支援法」(平成 24 年法律第 65 号)
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成 24 年法律第 66 号)
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(平成 24 年法律第 67 号)

子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に制定された子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のこと。「子育てについての第一義的責任は保護者が持つ」という考え方を基本に、その上で、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることを目指す。

子ども食堂

町会・自治会や飲食店、NPO 法人等が独自に運営して、子どもたちに食事を提供する取組のこと。子どもたちの「食」を支えるだけでなく、安心できる居場所、地域の交流の拠点としての役割を果たしている。

さ行

産後ケア事業

出産後の支援が必要な母子が、宿泊や日帰り、訪問により心身のケアや授乳指導、育児相談等の支援が受けられる事業。

事業所内保育事業

企業などが主体となって主に従業員の子どもの対象に開設した保育所のこと。自治体の認可を受けて地域の保育を必要とする子どもにも施設を提供する。

児童相談所

児童福祉法に基づき設置された児童福祉の専門機関のこと。18歳未満の子どもに関する相談を受け付け、家庭への援助や指導、児童虐待への対応など広範な業務・役割を担っている。

児童相談所設置市

児童相談所の設置義務が課されている都道府県（指定都市含む）以外で、児童相談所を設置することができる、個別に政令で指定する市のこと。平成28年改正児童福祉法により、児童相談所の設置主体として新たに「政令で定める特別区」が追加された。

児童福祉審議会

児童福祉法に基づき、児童・妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査・審議するため、都道府県・区市町村に置かれる機関。

児童養護施設

保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他の環境上養護を要する児童を入所させて、養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

社会的養護

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われる。

重症心身障害児

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある児童を重症心身障害児という。

小規模保育事業

地域型保育事業の一つ。主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、少人数（定員6人～19人）を対象として行う保育のこと。

ショートステイ

「子育て短期支援事業」。保護者が疾病等の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設等において宿泊を伴う保育を行う事業のこと。

自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）

義務教育を終了した、児童養護施設や児童自立支援施設を退所した児童等のうち、支援が必要な者を入所させ、相談その他の日常生活上の援助や生活指導等を行い、自立に向けた援助を行う施設のこと。

すくすくスクール

小学校の放課後や学校休業日に、校庭・体育館などの施設を利用して、児童がのびのびと自由な活動ができる本区の独自事業。

スクールカウンセラー

児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどを行う心理の専門職のこと。

スクールソーシャルワーカー

児童生徒が生活の中で抱えている、日常生活上の悩みやいじめ・暴力行為、虐待など様々な問題の解決を図る専門職のこと。

た行

待機児童

保育所への入所申請をしながら、入所の条件を満たしているにもかかわらず、保育所に入所できない状態にある児童のこと。

代替養育

保護者と子どもの分離が必要な事情がある場合に、子どもを保護者から分離して、里親のもとや小規模施設等において養育すること。

地域型保育事業

少人数（原則19人以下）の単位で、主に3歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の4つがある。

地域子育て支援拠点

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流促進や育児相談、情報提供等を実施する。本区においては、共育プラザや健康サポートセンター等20か所で実施している「子育てひろば」がそれに当たる。（令和2年4月現在）

特定教育・保育施設

区市町村長が、施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）」のこと。

特定妊婦

出産後の子どもの養育について妊娠期から継続的な支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。

な行

入院助産

入院して分べんする必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦に対し、出産にかかる費用を公費で負担する制度。

乳児院

乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とした施設。

認可保育園

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備等）を満たして都道府県知事（児童相談所設置市長）に認可された保育を行う施設。

認可外保育施設

施設の広さ、保育士等の職員数などの国の基準を満たしていない（＝認可を受けていない）保育を行う施設。

認証保育所

東京都独自の認証基準を満たし、東京都が認証した認可外保育施設。

認定

施設などの利用を希望する場合は、居住する区市町村から保育の必要性の認定を受ける必要がある。保護者の就労状況等により「1号認定」「2号認定」「3号認定」の3つの認定区分があり、この区分に応じて幼稚園・保育園・認定こども園・地域型保育の利用先が決まる。

認定こども園

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事から認定を受けている、教育・保育を一体的に行う施設。幼稚園と保育園の機能や特性を併せ持っている。

は行

配偶者暴力相談支援センター

パートナーからの暴力（DV）を防止し、被害者の自立を支援する。本区の配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者暴力相談専用電話の設置、DV 被害者相談の証明、保護命令関係の事務などを行っている

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの（発達障害者支援法での定義）。

パーマネンシー保障

社会的養護を必要とする子どもに、子どもの成長のために特定の永続的で安定した養育者と養育環境を保障すること。

非認知能力

自己肯定感や自制心などの「自分に関する力」、協調性、思いやり、道徳性などの「人と関わる力」など、測定することのできない能力のこと。数がわかる、字が書けるといった IQ などと測れる「認知能力」に対し、「非認知能力」と呼ばれ、その後の「認知能力」獲得の基礎となり、子どもが大人になった時の社会生活に大きな影響を与える。

病児保育

病気の治療・回復期にあり、まだ集団生活が困難な子どもについて、医療機関等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を行う事業のこと。

ファミリー・サポート・センター

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人（本区では依頼会員と呼ぶ。）と援助を行うことを希望する人（本区では協力会員と呼ぶ。）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業のこと。

福祉型児童発達支援センター

障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設のこと。

保育所等訪問支援事業

保育所などを利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に、訪問支援員が保育所などを訪問し、保育所などにおける集団生活への適応のための専門的な支援を行うこと。

保育ママ

仕事などで日中家庭での養育が困難な0歳児を、家庭的な環境のなかで、保育ママが愛情深く保育する本区独自の制度。

放課後等デイサービス

就学中の障害児（発達障害を含む）に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に行うこと。

母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のための生活支援、退所した者への相談その他の援助も行うことを目的とする施設。

ま行

面前DV

児童が同居する家庭における配偶者（事実婚などの場合も含む。）間の暴力（心身に有害な影響を及ぼす言動を含む。）のこと。面前DVは児童虐待（心理的虐待）にあたる。

や行

養育家庭

様々な事情で親と一緒に暮らすことができない子どもを、養子縁組を目的としないで、一定期間養育する家庭のこと。

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より開始された。幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設などを利用する3歳から5歳児クラス、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの施設利用料を基準額まで無償とする制度。

幼稚園類似施設

幼稚園教育を行うことを目的として設置され、都知事が認定した幼稚園類似の幼児施設のこと。

要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のこと。要保護児童を発見した者には、児童相談所や区市町村へ通告する義務がある。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童の保護、要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関や児童の福祉に関連する職務に従事する者などにより構成される協議会のこと。本区では平成17年11月、「子どもの保護に関する地域協議会」として設置。

ら行

労働力率

15歳以上人口に占める、労働力人口（就業者と完全失業者の合計）の割合。

未来を支える江戸川こどもプラン

(令和2年度～令和6年度)

発行年月：令和2年3月

発行：江戸川区子ども家庭部子育て支援課・児童女性課

〒132-8501 東京都江戸川区中央1-4-1

電話：03-5662-0659

FAX：03-5662-4897

リサイクル適性(B)

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。

